

メットライフ生命の現状

2019

ディスクロージャー誌



目次

メットライフ生命の取り組み

トップメッセージ	2
メットライフ生命の会社概要	4
メットライフについて	5
お客さまに信頼され、選ばれる会社を目指しています	6
トピックス	8
社会貢献活動	17

決算ハイライト

決算ハイライト	22
決算ハイライトQ&A	28

お客さまサービスへの取り組み

インターネットでのお客さまサービス	32
コールセンターでのお客さまサービス	34
保険金・給付金などのお支払い態勢	37
お客さま満足度の向上に向けた取り組み	40
お客さまへの情報提供	46
個人情報のお取り扱いについて	48

商品と販売ネットワーク

主な商品一覧	52
販売体制	58
教育システム	63

内部管理態勢の強化に向けて

内部統制	66
リスク管理態勢	67
コンプライアンス態勢	72
内部監査態勢	74

組織図・沿革

組織図	76
沿革	78
データ編	81
メットライフ生命の生命保険に関する制度	136
生命保険協会「ディスクロージャー開示基準」項目索引	138
店舗網一覧	140

決算データは2019年3月31日現在の数値です。決算データ以外は、明示している場合を除き、2019年6月1日現在での情報を記載しています。

当社は、日本初の外資系生命保険会社であるアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（日本支店）から事業譲渡を受け、2012年4月2日から日本の生命保険会社として営業を開始しております。

当社は2014年7月1日に商号変更を行い、メットライフアリコ生命保険株式会社からメットライフ生命保険株式会社となりました。

記載された2012年4月1日以前の情報は、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（日本支店）に関するものです。2012年4月2日以降の情報は、メットライフ生命保険株式会社に関するものです。

最新の情報はホームページをご覧ください。

www.metlife.co.jp

生命保険会社の決算に関する情報は、一般社団法人生命保険協会のホームページでもご覧ください。

www.seiho.or.jp

メットライフ生命の 取り組み

トップメッセージ	2
メットライフ生命の会社概要	4
メットライフについて	5
お客さまに信頼され、選ばれる会社を目指しています	6
トピックス	8
社会貢献活動	17

トップメッセージ



代表執行役 会長 社長 最高経営責任者
Chairman, President and Chief Executive Officer

エリック・クラフェイン
Eric Clurfain

平素よりメットライフ生命をお引き立て賜り、厚くお礼申し上げます。

メットライフは150年以上にわたりお客さまに寄り添い、明るくより健康で豊かな老後を過ごしていただくためのお手伝いをしています。

現在、世界の40カ国超において事業を展開し、メットライフの社員はお客さま、株主そして社会全体のための価値を創造するためにグローバル企業としての強みを活かしています。

当社のビジョンは、お客さまから最も選ばれる生命保険会社になることです。この目標を実現し長期にわたってお客さまへの責任を担い成長をするために、当社はお客さまを中心に捉えることが重要であると考えています。

2017年、当社は「老後を変える」という取り組みを開始しました。これは明るく豊かな老後を過ごしていただくために、お客さま、ひいては日本社会の老後に対する考え方を変えるという当社の使命です。「老後を変える」を現実にするために当社が行うすべてのことは、新商品やサービスの開発をはじめ、テクノロジーへの投資あるいは日本の高齢化の課題に関する産官学民の枠組みを超えた対話の支援においても、お客さまを起点にして行われています。

お客さまへのお約束

テクノロジーの進化と生活様式の変化を受け、当社は将来を見据えてイノベーションを加速しています。しかし、こうした変化の中、常に変わらないものが一つあります。それはお客さまへのお約束です。

当社の社員はお客さまの願いに真剣に向き合い、その願いをかなえることに努めています。急速に変化するお客さまのニーズを深く理解し、価値ある商品とサービスを提供するという形でお応えしてまいります。

人生100年時代の到来といわれる長寿化の時代において、ある市場調査によるとお客さまは自分たちの健康を守り資産を増やすことを助けてくれる信頼できるパートナーを求めていることが明らかになっています。当社は革新的な商品や、疾病予防のサポートから治療後のケアまで、お客さまの健康の包括的な商品付帯サービスを含むお客さま体験を提供することでそのご要望に応え続けてまいります。

2018年11月、USDドル建終身保険「ドルスマート」に悪性新生物(ガン)などの三大疾病や介護状態になった場合の保障を新たに追加するなど特約を拡充し改称した「ドルSmart S」を発売しました。2019年6月には、「歩く」といった健康増進の取り組みにより配当金が変動する、団体保険分野での健康増進型保険である「あなたと会社の健康計画」を発売しました。

また、提携会社を通じて商品付帯サービスも拡充しています。健康診断結果の有効活用を促して病気の早期発見のサポートをしたり、がん患者さんに治療と仕事を両立する上でのアドバイスを提供するサービスなど、お客さまが自分の健康に対してより積極的に向き合えるよう支援しています。

「お客さまを大切に思い、尊重する」ことを私たちのあらゆる行動の原点とすることは不変で、当社の商品やサービスは予測できないリスクの備えとして、お客さまを守り安心をお届けしていきます。このお客さまを第一に考えることを自然な流れとして、当社の社員は金融業界で世界的に重視されているフィデューシャリー・デューティー(お客さま本位の業務運営)について、真剣に取り組んでまいります。

社員の責務とより働きやすい環境の創出

当社の社員はお客様に寄り添い、お客様を中心に考える責任を担うことで、日々、成長をしていかなければなりません。優秀な人材を惹きつけ、責任を持って長期にわたるお客様とのお約束を守ることができるように社員を育てています。

2019年2月、健康経営への取り組みが認められ、当社は経済産業省と日本健康会議から「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に認定されました。東京本社近くの複数企業参加型事業内保育所の開設と長崎本社の事業所内保育所の設置や、時差出勤、在宅勤務などの制度の整備やスニーカー通勤推奨のドレスコードの導入などが評価されたものです。当社はこれからも社員が健康的でより働きやすい職場環境と文化の醸成に取り組んでいきます。

また当社は、業務を行う地域社会とのつながりを深めるため、幅広いCSR（企業の社会的責任）およびダイバーシティ & インクルージョン（多様性と包括性）に関する取り組みを引き続き推進していきます。2019年3月、「第5回国際女性会議WAW!/ W20」の一環として「老後を変える ウーマンライフデザイン サミット」を開催しました。2019年5月には、TOMODACHIイニシアチブとのパートナーシップによる次世代のグローバルな女性リーダー育成を目的としたTOMODACHI MetLife Women's Leadership Programが6周年を迎えました。

イノベーションへの投資はお客様のために

日常生活の多くの側面と同様、保険はますますデジタル化されています。今後の課題に対応しお客様の化するニーズに応えるために、当社は将来を見据えたイノベーションへの投資を継続します。

社内では、業務を簡素化するためにAI（人工知能）やロボティクスを活用しています。また、迅速でスムーズなお客さま体験を提供する取り組みにおいては、デジタル保険金処理アプリケーションである「かんたん給付請求」や保険契約手続きをペーパーレス化した「MetLife e-Mirai（メットライフ イーミライ）」などのデジタル技術への投資をしています。2018年12月には、シンガポールに拠点を置くメットライフのイノベーションセンターである「LumenLab」と協力し、東京でグローバル・イノベーション・チャレンジ「Collab 4.0」を開催してスタートアップ企業2社と新たに実証実験契約を締結しました。

新しいテクノロジーは常に進化しており、お客様のために考え得る最高の商品、サービスや体験を提供するために当社は社員、テクノロジーおよびパートナーシップの構築への投資を継続します。

老後を変える

お客様の声を聞く上で重要なことは、日本社会の変化するマクロトレンドを追跡していくことです。高齢化、少子化および長寿化が進むなかでの社会問題に企業一社では対応できません。業界や枠組みを超えた協力が必要です。

保険会社の役割の一環として、当社は2018年6月に「老後を変える」サミットを、2018年9月に「老後を変える」フォーラムを開催し、産官学民の代表者が集い健康寿命、資産寿命および貢献寿命について話し合いました。また、2018年9月に実施した「老後を変える全国47都道府県大調査」によって多くの人が老後について心配し、老後の備えが不十分で、そうしたニーズに応えるためにさらに多くのことをしなければならないと明らかになりました。

この重要な問題に関する真の進捗には業界や枠組みを超えたさらなる協力が必要であり、当社はこの重要な対話促進を引き続き支援してまいります。

今後も最高の価値をお届けする

メットライフのグループ全体およびアジア地域で新しく就任したリーダーシップのもと、強固な財務基盤によって当社は今後も最良の体制でお客様との約束を守っていきます。

2018年度、当社の基礎利益は前年度比7.4%増の1,421億円でした。保有契約件数は2019年3月末で927万件となり対前年度末比で3.0%増加しました。

当社はメットライフ・グループの中核であり続け、グループ全体の収益の約20%を占めています。また、財務の健全性は高い水準にあり、日本市場に対しこれまで以上に強いコミットメントを持っています。

これまでの150年と同様、最高の価値を創出しお客様に、そして社会全体に貢献してまいります。これからもお客様を中心に据えるとともに、すべての社員が常に法令遵守やリスク管理に対する高い意識を持ち続けます。さらに、業務プロセスの効率化等によりお客様に最高の価値を提供すべく努めて行動してまいります。

引き続き、皆さまのご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

メットライフ生命の会社概要

メットライフ生命はこんな会社です

- 日本では初めての外資系生命保険会社として、1973年に営業を開始。日本で46年の歴史があります。 [詳細はP.78](#)
メットライフ生命は、日本初の外資系生命保険会社アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店(アリコジャパン)として、1972年12月11日に日本人向けの営業認可を取得し、翌1973年2月1日に営業を開始しました。
- 創造的かつ革新的な保険商品を開発。充実した商品ラインナップがあります。 [詳細はP.52](#)
- 11兆円を超える総資産を持ち、927万件のご契約と32兆円の保障をお預かりしています。 [詳細はP.22](#)
- 高水準の財務の健全性を維持しています。 [詳細はP.23](#)
ソルベンシー・マージン比率889.6%(2018年度末)
- 国際的な格付会社であるS&Pグローバル・レーティング・ジャパンから保険財務力格付けで「AA-」の評価を得ています。 [詳細はP.30](#)
上記の格付けは2019年5月31日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。格付けは格付会社の意見であり、個別の保険金・給付金の支払いなどについて格付会社が保証を行うものではありません。また、格付けは商品やサービスの評価ではありません。

創立	1972年12月11日 (営業開始:1973年2月1日)
資本金 (資本準備金を含む)	2,226億円
従業員数	8,738名
保有契約件数	927万件 (個人保険・個人年金保険合計)
総資産	11兆7,331億円

(2019年3月末)



東京本社
東京都千代田区
東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー



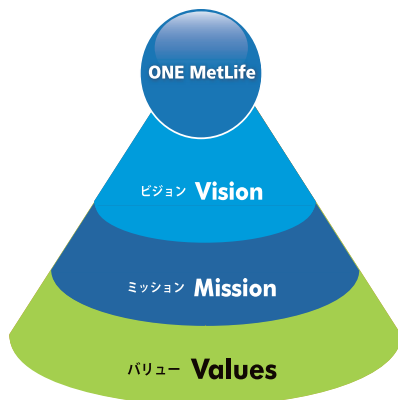
東京都墨田区
オリナスタワー
紀尾井タワー



長崎本社 (2019年7月1日現在)
長崎県長崎市
メットライフ生命長崎ビル

経営指針 (ビジョン・ミッション・バリュー)

バリュー (Values)



Put Customers First - お客様中心主義

お客様を大切に思い、尊重すること。それが私たちのあらゆる行動の原点となります。この考え方こそが、私たちの日々の業務の中核を成すとともに、企業文化の醸成や、株主や地域社会に対して価値を創出することに繋がります。

Be The Best - 常にベストを尽くす

私たちは常に新しく、より良い方法を探究し続けます。業界のリーディング・カンパニーとして、目標を高く設定し、リスクを考慮しつつも挑戦し、日々学ぶことで、前進を続けます。

Make Things Easier - お客様の目線でよりわかりやすく

私たちが取り扱う商品はわかりやすいものばかりではありません。だからこそ、私たちは常にお客さまにとってわかりやすい、最良のソリューションを提供する努力を惜しみません。そうすることで、お客さまが期待する以上のサービスを提供し、それが信頼関係の構築に繋がるものと確信しています。

Succeed Together - 力を合わせて成功を目指す

私たちはミッションのもとに力を合わせながら、誠実かつ高い倫理観を持って行動し、また、多様性を尊重しながら日々業務に取り組んでいます。常にオープンなコミュニケーションを図り、社内のあらゆる部門から最善の提案を採用し実践します。

ビジョン (Vision)

私たちは
お客さまから最も選ばれる
生命保険会社になります。

ミッション (Mission)

人生の
「もっと」をかなえる
応援をします。

メットライフについて

メットライフは世界有数の生命保険グループ会社として、子会社および関連会社を通じて生命保険や年金、従業員福利厚生、資産運用サービスを提供し、個人・法人のお客さまにご安心をお届けしています。設立は1868年で、現在は40カ国超において事業を展開し、米国や日本、中南米、アジア、ヨーロッパ、中東では市場をリードしています。

メットライフの概要

メットライフはメットライフ生命の最終株主です。
詳細はP.82の「主要株主の状況」をご参照ください。

名称	メットライフ (MetLife, Inc.)
設立	1868年3月24日 ※中核会社であるメトロポリタン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(メトロポリタン生命保険)の設立
本社所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
経営者	会長、社長兼最高経営責任者 ミシェル・A・ハラフ
総資産	6,875億ドル(2018年12月末時点)
従業員数	4万8,000名(全世界、2018年10月1日時点)



メットライフ(ニューヨーク)

メットライフの歴史

メットライフがお届けする安心と信頼の背景には、創業から常にお客さまに寄り添ってきた150年以上に及ぶ歴史があります。

1863年

南北戦争の兵士や水兵たちへ保障を提供するためにニューヨークのビジネスマンたちが資金を出し合い、現在のメットライフの前身となる「National Union Life and Limb Insurance Company」を設立。



最初の保険証券

1868年

ニューヨーク市で「メトロポリタン生命保険」を設立。

1910年

自転車で担当地区を回るメットライフの当時の営業マン。



1912年

タイタニック号事故の犠牲者や家族のための救済・支援センターをメットライフの本社に設置。

1925年

メットライフの本社ビルからラジオ体操の放送開始。日本のラジオ体操のルーツに。



2010年

AIGが保有するアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(アリコ)の全株式を取得。



2011年

メットライフがネーミングライツ(命名権)を取得し、「メットライフ・スタジアム」が誕生。



2014年

日本法人の社名(商号)を「メットライフ生命保険株式会社」に変更。

お客さまに信頼され、選ばれる会社を目指しています

お客さまの声を聴き、深く理解し、形にしてお応えします

「お客さまを大切に思い、尊重すること(お客さま中心主義)」、私たちメットライフ生命はこれをあらゆる行動の原点にしています。

お客さまの声に常に耳を傾け、その声にきちんとお応えする。私たちはこうしたお客さま中心主義の活動を追求し、絶えず前進を続けていきたいと思っています。

私たちメットライフ生命は、お客さまと交わしたご契約は、お客さまと私たちとの長きにわたる関係のはじまりであると考えています。お客さまの長い人生をともに進んでいく中で、私たちはお客さまからたくさんの「ありがとう」をいただける生命保険会社でありたいと考えます。

お客さまお一人おひとりの思いを大切に、真のパートナーを目指して。

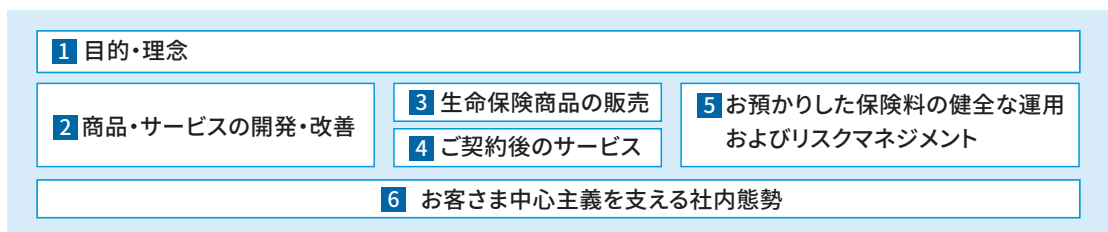
お客さまをすべての業務の中心に据える「お客さま中心主義に関する基本方針」

メットライフ生命は「お客さま中心主義」を、全社一丸となって実践することで、お客さまにとって確かな信頼のおけるパートナーとなることを目指しています。

そのため、私たちの取り組み姿勢をより明確なものとするために、「お客さま中心主義に関する基本方針」を制定・公表しています。

「お客さま中心主義に関する基本方針」は、お客さまにご提供する商品・サービスはもちろん、確実に保険金・給付金をお支払いするためのリスク管理態勢や財務の健全性、顧客保護を目的としたコンプライアンス・プライバシー保護、社内の人材育成など、私たちメットライフ生命の姿勢と行動についての在り方を示したお客さまに向けた「約束」です。

私たちはこの基本方針に基づく施策の実践と改善を重ね、お客さま中心主義の活動を追求し続けることでお客さまへの「約束」を果たしていきます。



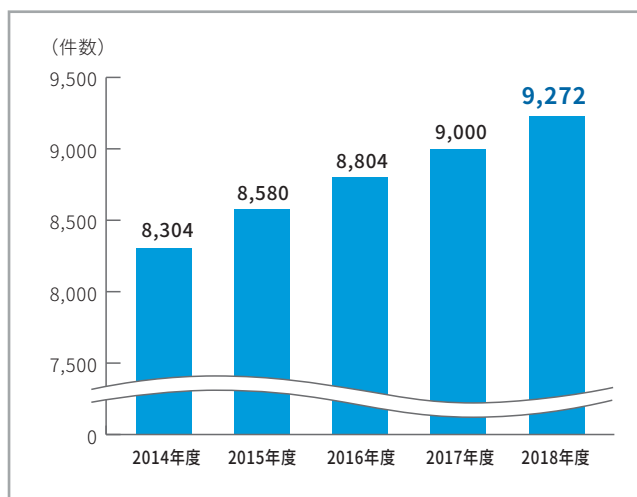
「お客さま中心主義に関する基本方針」の確実な遂行

私たちは「お客さま中心主義に関する基本方針」においてお客さまに約束したことを確実に果たしていく為に、取り組みの進捗度合を測る指標(KPI)を設定し、ホームページ上で公表するとともに、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めています。

(1) 保有契約件数^(※1)

お客さまからの評価を総合的に反映する指標と捉え、お客さま中心主義の業務運営の浸透・徹底が、保有契約件数の増加につながるものと考え、取り組んでいます。

(※1) 当社の保有契約件数は、各年度末(3月末)時点の個人保険、個人年金保険の契約件数の合計です。

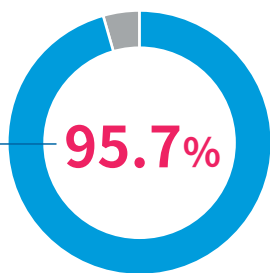




(2)「保険加入時」、「給付金請求時」の満足度

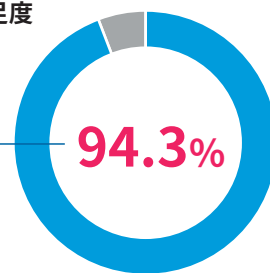
保険への新規加入時と給付金のご請求時のお客さまの満足度を測ります。加入手続きの煩雑さやわかりにくさを軽減し、また簡便な手続きでスムーズに保険金・給付金をお受取いただけるよう、お客さまの利便性の向上に努めます。

保険加入時の満足度
(2018年)^(※2)



(※2) 調査対象：当社営業職員および通販を通じてご加入いただいたお客さま
 調査実施期間：2018年1月～12月／有効回答者数：11,914名
 お客さまの満足度については、「非常に満足」「満足」「どちらともいえない」「不満」「非常に不満」のうち、「非常に満足」「満足」とお答えいただいた方の割合

給付金請求時の満足度
(2018年)^(※3)

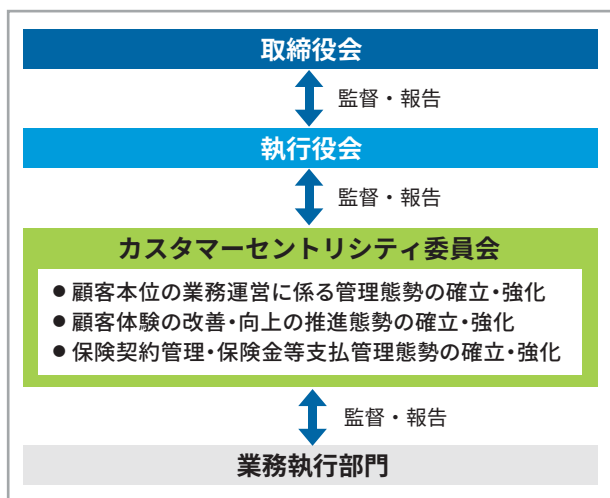


(※3) 調査対象：当社に給付金をご請求いただいたお客さま
 調査実施期間：2018年1月～12月／有効回答者数：3,392名
 お客さまの満足度については、「非常に満足」「満足」「どちらともいえない」「不満」「非常に不満」のうち、「非常に満足」「満足」とお答えいただいた方の割合

お客さま中心主義をより確かなものにするために

メットライフ生命ではお客さまから信頼されるパートナーであり続けることを目指して、お客さま中心主義のさらなる推進を図っていくために、営業・商品開発・法務・コンプライアンス・オペレーション等幅広い分野の役員を中心とした委員で構成される「カスタマーセントリシティ委員会」を設置しています。

カスタマーセントリシティ態勢図



「カスタマーセントリシティ委員会」は「お客さま中心主義に関する基本方針」が着実に遂行していることを定量化し把握・改善・推進をすると同時に、お客さまからの声を委員会運営に取り入れ、お客さま中心主義に関する全社的な戦略の立案、商品・サービスの改善・開発などの検討・議論を行うことで、契約管理態勢・支払管理態勢の充実はもちろん、全社一丸となってお客さまの立場に立ったサービスと商品をお届けできるように努めています。

また、私たちはお客さまと直接接する業務についているか否かにかかわらず、全社員がお客さまに対する責任を負っており、すべての社員がお客さまの声に直接耳を傾け、お客さま中心主義に基づいたサービスを実践できることが大切だと考えています。

そのため、お客さま中心主義がより社内に浸透するために、定期的に全役職員向けに研修を実施しています。さらに「お客さま中心主義に関する基本方針」の理解と取組状況や課題把握、および全役職員が主体性をもって取り組むことを目的として、全役職員向けの浸透度調査とその結果に基づく浸透策を策定し実践しています。

※この「お客さま中心主義に関する基本方針」は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく当社の「勧誘方針」を含みます。

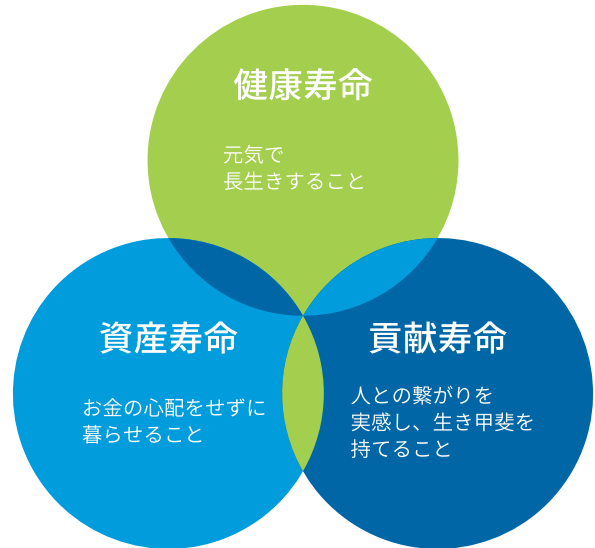
※この「お客さま中心主義に関する基本方針」は、「消費者志向自主宣言」を兼ねるものです。

トピックス

老後を、もっと豊かにするための「3つの寿命」

人生100年時代が訪れつつある日本では、2035年には人口の1/3が高齢者になると予測(2012年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による)されています。明るく豊かな長寿社会を実現するためにメットライフ生命では、心身ともに自立して健康的に生活できる期間(健康寿命)、保有する資産を維持していく期間(資産寿命)、そして、いつまでも人や社会・組織とつながり、貢献し続けられる期間(貢献寿命)、の3つの寿命のバランスを保ちながら延ばすことが重要だと提唱しています。

当社では、2016年秋より導入したブランド戦略のもと、お客さまが豊かな「老後」を過ごせるように、誰もが「老後」を明るく語れるように、2017年9月から「#老後を変える」をテーマとした取り組みを開始しました。今後も全社を挙げて老後の概念を「明るく豊かなものに変えていく」取り組みを推進してまいります。



「老後を変える全国47都道府県大調査」の実施

2018年6月に、当社は、全国の20代から70代の男女、合計14,100人を対象に「老後を変える全国47都道府県大調査」を実施しました。

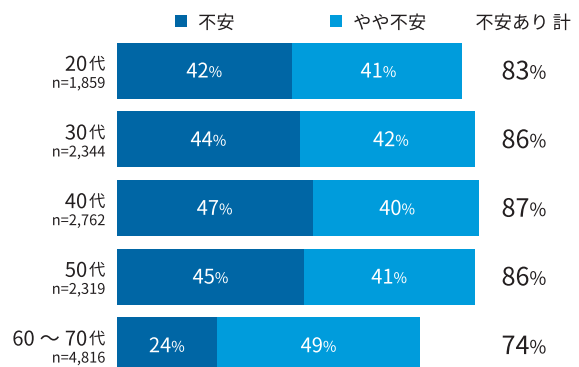
この調査を通じて、老後の心身を健康に保ち、経済的にも安定した生活は、中高年に限らず、20代や30代の若年層でも共通の関心事のひとつであることが明らかになりました。この不安を解消するためには、先述の健康寿命や資産寿命、貢献寿命の3つの寿命をバランスよく延ばすための知識を養うことに加え、具体的な計画や行動が重要だと考えます。

この調査から、あらゆる年代において、7割以上が老後に対する不安を感じていることが浮き彫りになりました。若年層は、老後を社会的な基準で判断してしまいがちで漠然とした不安を抱える傾向が強い一方、60代以降は、年齢とともに現実が見えてきたり、知識・体験が増えてきたりすることで不安が減り、老後を前向きに捉えている傾向があります。

都道府県別に見ると、老後に不安を感じていない割合が最も多いのは宮崎県でした。さらに60代以上に絞ると、現在幸せだと答える方が92%と、全国平均(約82%)と比較すると際立った数値であることがわかりました。60~70代で幸せだと感じる人とそうでない人の特徴を比べると、幸せな人ほど健康への意識が高く、老後のたくわえも計画的に実施し、友人もいるという傾向がみられました。

この調査から、健康寿命・資産寿命・貢献寿命をバランスよく成り立たせることが、豊かな老後に重要であるという結果が出ました。

年代ごとの老後に対する不安割合



老後に不安がない都道府県トップ5

順位	都道府県	サンプル数 (n)	割合 (%)
1	宮崎県	n=118	23.3%
2	千葉県	n=703	22.1%
3	山梨県	n=91	21.8%
4	高知県	n=78	21.4%
5	東京都	n=1,550	21.3%

老後を変える全国47都道府県大調査について
 対象者：20~70代・男女×47都道府県 合計14,100サンプル
 実施期間：2018年6月7日~6月12日
 調査手法：インターネット調査

※回答者数は、各都道府県の性年代別の人口比を反映して調整した値であり、実際の回答者数を表すものではありません。
 ※集計データの構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にならない場合があります。

産・官・学・民の垣根を越えた取り組み

当社は、人生100年時代に備え多くのお客さまの「健康で長生きしたい」「老後をお金の心配をせずに暮らしたい」という思いに応えるため、「#老後を変える」というテーマでさまざまな取り組みを進めています。老後を変えるためには、一企業としての活動だけでは十分ではありません。多くの方が漠然とした不安を抱いている老後を産・官・学・民が連携しイノベーションを創出し、明るく豊かなものに変えていくことが求められます。そうした観点から具体的な行動を議論し共有することを目的にした「老後を変えるサミット」を皮切りに、さらなる実現化につなげるために「老後を変える共創会議」、女性のライフデザインに焦点を当てた「メットライフ生命シンポジウム『#老後を変える』ウーマンライフデザイン サミット」を開催しました。

老後を変えるサミット

2018年6月15日、東京・赤坂にて、「老後を変えるサミット」を開催しました。当日は、日米の産・官・学の有識者と各界のトップリーダーやビジネスパートナーなど150名を超える参加者が一堂に会し、超高齢社会において、個人が老後の人生を考える上で直面している課題のほか、定年前から社会とどのように向き合っておけばよいのか、また老後が後ろ向きに捉えがちな日本で、その発想をどのように転換すればよいのか議論が繰り広げられました。さらには、人生100年時代を支える企業のあるべき姿、教育・雇用・医療・介護制度など、見直しが必要になってくる社会の課題についても有意義な意見交換が行われました。産・官・学・民という垣根を越えた協働の取り組みを拡大させていくための新たな足掛かりを得ることができました。



老後を変える共創会議

2018年10月12日、東京・高輪にて、日本経済新聞社主催、三井住友銀行と当社の特別協賛による「老後を変える共創会議」を行いました。「老後を変えるサミット」でのディスカッションを受け、より実現可能なアクションにつなげる第一歩として、ビジネスパートナーなど約500名が参加。この会では、健康寿命・資産寿命・貢献寿命の3つの切り口から、産・官・学・民が連携し、明るく豊かな老後を過ごすことのできる社会づくりに向けた具体的な行動について議論しました。



「#老後を変える」ウーマンライフデザイン サミット

2019年3月5日、東京・六本木で開催した「メットライフ生命シンポジウム『#老後を変える』ウーマンライフデザイン サミット」。政府主催の「国際女性会議 WAW!／W20」の趣旨である「女性が輝く社会づくり」に賛同した公式サイドイベントであり、当社主催で2014年から開催しています。これまでの会では、女性の働き方と活躍推進について議論されてきましたが、5回目を迎えた今回は、女性の「ライフデザイン」に焦点を当てました。人生100年時代を見据え、どのような人生設計や人生のかじ取りが必要か、産・官・学・民それぞれの分野で活躍中の女性リーダーや有識者のディスカッションのほか、ワーキングウーマンの質問コーナーなども行い、ライフデザインの在り方を探る機会となりました。



トピックス

地域コミュニティとの取り組み

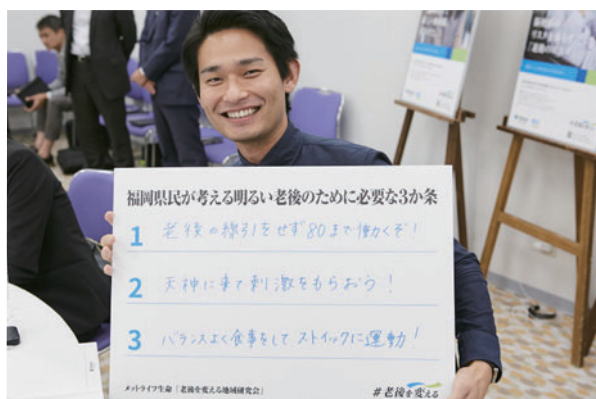
老後を変える地域研究会

2018年9月から12月にかけて、理想的な老後のあり方などについて話し合う「老後を変える地域研究会」を全国7都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で実施しました。明るく豊かな老後を実現するための行動や前向きな解決策を見出すために、各地域のコミュニティの方々を中心に、アドバイザーとして当社社員やビジネスパートナーも参加して、ワークショップを行いました。

各地域研究会は、その地域にゆかりのある著名人の方々に招いたトークから始まり、続いて当社が実施した「老後を考える全国47都道府県大調査」の開催地域ごとの結果を紹介。老後の不安として「お金」「健康」「介護・認知症」が上位を占めたのは全国共通の結果でしたが、地域ごとに特性が表れた調査結果に、地域コミュニティの方々が大きくなづく場面が見受けられました。

その後、参加者はグループに分かれ、自身の理想の老後や現状の課題などが話し合われました。各グループにはアドバイザーが加わり、運動の習慣や食生活、計画的な資産形成などを助言。参加者たちは「趣味や新しいことに挑戦する」「仕事を長く続ける」「社会貢献などを通じて人とのつながりをもつ」など、さまざまな意見が交わされました。こうした意見を踏まえて、グループごとに「明るい老後のために必要な3カ条」を発表。この3カ条も地域の特性が垣間見られました。

当社は今後もこうした地域研究会の成果を広く社会に発信し、「明るく豊かな老後を過ごせる時」への変革を推進してまいります。



「#老後を変える」とは

老後をもっと豊かなものにするために。
創業以来、150年以上の間、人を見つめ、
いつの時代も未来への安心を届けてきたメットライフが、
老後を考えるあなたのお手伝いをします。

いつまでも、元気で長生きできるように。
どんな未来も、お金の心配をせずに暮らせるように。
時代の変化に対応した新しい保険商品や、
総合的な健康関連サービスの開発に加え、
デジタル技術を活用することで
保険をもっとわかりやすくするなど、
独自の強みを活かしながら、健康と経済的なサポートを行っていきます。

私たちは、これからもこれまで以上に、
お客さまに寄り添い、
日本の老後を変える挑戦をしてゆきます。



すべての人にとっての老後を考え、
豊かで楽しい人生に変えてゆく情報サイト
www.metlife.co.jp/changerougo/





メットライフドームでの取り組み

埼玉西武ライオンズの本拠地のネーミングライツ(命名権)を5年契約で取得し、2017年3月1日から、西武ドーム(球場名)は、「メットライフドーム」となりました。メットライフが日本においてネーミングライツを取得するのは初めてであり、世界でも米国メットライフ・スタジアムに次いで2つ目のネーミングライツ取得となります。

メットライフドームのネーミングライツならびに埼玉西武ライオンズのオフィシャルスポンサーとしての活動を通じて、より多くの方に「メットライフ」という名前を知っていただくことに加え、当社への理解を深めていただきたいと考えています。

「メットライフ・エクササイズ」の展開

「メットライフ・エクササイズ」は、メットライフドームの誕生に合わせて、大人から子どもまで、誰もが楽しみながら気軽に体を動かすことのできる機会のひとつとして開発されました。“多くの人と一緒に笑顔で体を動かせば、健康意識も、世代を越えた人とのつながりも自然と育まれるのではないか”という考えに賛同いただいた研究者や専門家の方とともに開発しました。現在、埼玉西武ライオンズ主催試合の5回裏終了後に、球場に会場された皆さまと一緒に公式パフォーマンス bluelegends の誘導のもと「メットライフ・エクササイズ」を実施しています。これはラジオ体操の現代版とも言えます。

ラジオ体操は、1928年に国営の簡易保険事業の一環として「国民保健体操」という名称で制定されましたが、逓信省簡易保険局(当時)が、海外の保険事業を視察した際、米国でメトロポリタンライフ生命保険会社(現、メットライフ)が行っていた「メトロポリタンライフヘルス エクササイズ」を参考にしたと言われています。健康増進を目的として、1925年にニューヨーク本社にあるスタジオからラジオで放送された体操プログラムは、1935年に終了するまで米国とカナダ東部で毎朝放送され、最盛期は約400万人が聴いていたと言われています。

ゲームスポンサー(冠試合)の開催

メットライフドームで開催されるプロ野球公式戦の冠試合を、命名権の取得以来年間2回開催しています。2018年シーズンは、メットライフドーム開幕戦である埼玉西武ライオンズ対福岡ソフトバンクホークス戦(4月3日開催)に加え、7月22日には「メットライフ生命 真夏の獅子風流ナイター」と題し、対東北楽天ゴールデンイーグルス戦の冠試合を開催しました。

「メットライフ生命 真夏の獅子風流ナイター」では、「健康のために大声を出そう!」をテーマに、球場前広場に特設ブースを開設しました。来場者の方へのノベルティプレゼントに加え、オープニングセレモニーを実施。5回裏終了時には、メットライフドームに会場された多くの野球ファンの方と一緒に「メットライフ・エクササイズ」も行うなど、皆さまと楽しみながら、当社を身近に感じていただけるイベントを行いました。



トピックス

特約を拡充したUSドル建 終身保険「ドルSmart S」発売

1999年の発売以来、お客さまのニーズに合わせてさまざまな商品改定を行ってまいりましたUSドル建終身保険の保障を拡充し、「ドルSmart S」としてお取り扱いを開始しました。悪性新生物(ガン)などの三大疾病や介護状態になった場合に備える「三大疾病・介護給付終身保険特約(米ドル建)」を追加したほか、従来の三大疾病保険料払込免除特約(2016)には、保険料払込免除事由に所定の要介護状態であることを追加して「三大疾病・介護保険料払込免除特約」として、保障を拡充させました。

また、お客さまの利便性を向上させるため、「ドルSmart S」を含む平準払外貨建て商品について、休業日でもコンビニエンスストアやJ-Debitで初回保険料を円でお支払いいただけるようにしました。



終身医療保険「Flexi」シリーズのプランを拡充

2014年に販売を開始した終身医療保険「Flexi」シリーズは、入院・手術・先進医療などの基本保障に加えてさまざまなオプションをご用意し、時代の変化やお客さまのライフスタイルに応じて保障をお選びいただけるのが特長です。保険料払込期間についてはこれまで、終身払をはじめ、60歳払済など年齢に応じたプランを取りそろえておりましたが、短期間の保険料支払で一生の入院保障という安心を手にしたというお客さまのニーズにお応えするため、終身医療保険「Flexi S(フレキシ エス)」および「Flexi Gold S(フレキシ ゴールド エス)」(引受基準緩和型)について、保険料払い込みが5年で満了するプランを追加しました。これにより保障だけでなく、保険料のお支払期間もフレキシブルにお選びいただけるようになりました。



健康経営への取り組み

当社は、「メットライフ生命健康経営宣言」を掲げ、健康経営に積極的に取り組み、日々の暮らしからお客さまとご家族の変化に寄り添い、いつでも頼れるパートナーであり続けたいと考えています。そのため、「#老後を変える」というメッセージのもと、保険商品に加え、病気の予防から治療や治療後のケアに至る包括的な健康関連サービスの提供や、デジタル技術を活用して保険に関わる体験を便利で分かりやすくすることにより、お一人おひとりの健康をトータルにサポートしています。

このような取り組みを継続的に進め、お客さまと社会に対して高い価値を提供し続けるためには、当社社員とその家族も、健康で生き生きと過ごせていることが大切だと考え、積極的に健康経営の実現に向けた取り組みに尽力しています。

具体的な取り組みとして、働く環境を重視し、時差出勤と在宅勤務の導入など「ワークライフ・バランス」の強化をはじめ、社員の健康推進をサポートするモバイルアプリを活用したサービスも取り入れています。スマートフォンやパソコンから、健康診断結果の確認、健康状態に合わせた健康ニュースの配信や歩数計測・体重管理の機能の活用などが可能で、社員の健康的なワークスタイルの促進をサポートしています。

また、オフィスでは昇降式デスクやウェルネス専用ルームなどの設備を整え、スニーカー通勤を推奨するなど、健康的で働きやすい職場環境づくりを行っています。2019年2月、健康経営への取り組みが認められ、当社は経済産業省と日本健康会議から「健康経営優良法人2019(ホワイト500)」に認定されました。



ご負担いただく費用とリスクについては、57ページに記載しております。商品に関する詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

(他1906-2035)

グローバル・イノベーション・チャレンジ「collab4.0」を実施

「collab」は、メットライフのイノベーションセンターLumenLabが企画し、グローバルのスタートアップ企業との協業によりソリューションの実証実験をするプログラムです。

日本では2回目の開催となる今回は、40カ国以上の企業から140件の応募がありました。最終審査を経て、英国から参加したCUBE Content Governance Global Limited (CUBE)と、

カナダのKnowtions Research, Inc. (Knowtions)が優勝企業に選ばれました。CUBEは国際的な規制動向を常時監視・分析し、金融機関などに規制方針の変更などを通知するプラットフォームを、Knowtionsは、さまざまな健康データをもとに生命保険ビジネスに対する知見を導くAIプラットフォームを提供しています。



LINE公式アカウントを開設

メットライフ生命はお客様の利便性をさらに高めるため、LINE公式アカウントを2019年2月に開設し、さまざまなサービスをご提供しています。具体的には、既契約者さま向けの保単手続きのサポートを中心とした情報提供を行っています。今後、「かんたん給付請求」アプリを改修してサービスを拡充するなど、さらに機能性を向上させていきます。

DeNAと業務提携

当社は2月に、株式会社ディー・エヌ・エー (DeNA) と「健康増進型保険」の企画・開発・提供および健康維持増進等に関連する企業・団体向けサービスの提供等における業務提携を発表しました。

そして、当社の強みである保険商品の開発力と、DeNAの強みであるヘルスケアサービスや健康・医療データを活かし、団体保険にご加入の企業・団体の従業員およびそのご家族が、楽しみながら健康維持・増進活動を継続できる保険商品とサービスを発売しました。



メットライフ生命におけるダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包括性）

メットライフ生命では、多様性（ダイバーシティ）を尊重し、受け入れ、活用する包括性（インクルージョン）のある職場環境の整備と文化の醸成に積極的に取り組んでいます。様々なバックグラウンドを持つ社員一人ひとりが能力を最大限に発揮し活躍することを目指しています。そして、より多くのお客さまのニーズに沿った商品やサービスを提供するだけでなく、人生の「もっと」をかなえる応援をし、「お客さまから最も選ばれる生命保険会社になる」ことを目指しています。

社員の多様な働き方を支援する取組み

優秀で多様な人材を惹きつけ、持続可能な柔軟性のある組織作りを行うため、当社ではダイバーシティ&インクルージョンの取組みを実施しています。幅広い人材の活躍が期待される日本において、多様な価値観をもった個人に合わせた支援や働き方が求められています。そのような社員のニーズに応えるため、時差通勤、在宅勤務、育児・介護支援など柔軟に対応する制度の整備や、デジタル化の推進により効率的な職場環境作りを目指しています。

さらに、「ノー・残業デー（毎週水曜日）」や「ノー・ミーティング・フライデー・アフタヌーン（金曜日の午後に会議を設定しない）」を設定し、社員のワーク・ライフバランスの充実もサポートしています。また、ファミリーサポートにも力を入れ、育児・介護休暇取得後の復職のための支援や職場環境を整備しています。長崎本社には設立時より事業所内保育所を設け、東京・千代田区の東京本社近くには2018年4月より複数企業参加型事業所内保育所を開設しました。さらに全国対応型として、ベビーシッターサービスの法人契約および育児・介護セミナーも実施しています。

また、ダイバーシティ&インクルージョンに関する社員教育プログラムや啓蒙活動も継続的に社内で開催しています。そのひとつとして、メットライフ全社で毎年6月には「インクルージョン・ウィーク」という啓蒙週間を実施しています。世界のどここのメットライフでどんな仕事をしていても、この1週間は、ダイバーシティ&インクルージョンを特に意識して行動していく期間としています。

女性活躍推進の取組み

当社では、多様な人材活用の一環として特に女性の活躍推進を重要な戦略として位置付けています。2018年7月末時点の女性管理職比率（内勤職員と営業職員の合計）は15.8%となり、令和元年5月20日付に厚生労働省 雇用環境・均等局が発行した「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」の金融業・保険業11.5%を大きく上回りました。主な取組みとしては、定期的に女性リーダーやリーダー候補のリーダーシップ研修の実施や、女性が継続して活躍できる職場環境づくりの支援があります。

また、採用や昇進の選考の際は、男女両方の候補者を立て女性の活躍推進の機会を促進しています。そのほか社内では、社員のボランティアによって組成された女性ネットワーク「Japan Women's Business Network (JWBN)」も積極的に活動を行っており、女性社員のキャリア形成や支援に関わるイベント等を展開しています。

これらの取組みが評価され、2018年に「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（愛称：ながさきキラキラ企業【略称：Nぴか】）」で初となる最高評価の五つ星を取得したほか、「長崎市男女イキイキ企業」を受賞、また2019年1月に「ながさき女性活躍推進企業等表彰」においては大賞を受賞しました。



ダイバーシティ・インクルージョンサイト

<http://www.metlife.co.jp/about/corporate/diversity/>

メットライフ生命の女性比率（2018年12月末時点）

女性役員比率

20.7%

女性管理職比率

15.8%

育児休暇取得後の復職率
(2018年7月末時点)

93.4%

女性活躍を推進するための 産官学民連携を通じた啓発活動

「女性が輝く社会」を実現する取り組みの一環として、2014年から外務省により実施されている「国際女性会議 WAW!」のシャイン・ウィークス公式サイドイベントとして、メットライフ生命シンポジウムを2014年発足時から毎年開催しています。



2019メットライフ生命シンポジウムより

内閣府による「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の行動宣言に、当社社長も男性リーダーの一人として2015年より賛同・参画しています。この行動宣言は、当社のダイバーシティ&インクルージョンに対するコミットメントと共通するもので、男性リーダーとして女性の活躍にさまざまな支援を行うことを宣言するものです。

輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会「行動宣言」ホームページ(内閣府男女共同参画局)

http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/male_leaders/index.html



2019年3月4日「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言

障がいを持つ社員への活躍支援

メットライフ生命は社員一人ひとりの自主性を尊重し受け入れ、活躍できる文化の醸成に取り組んでいます。定期的に障がい者への理解を深めるセミナー等を外部講師のみならず、障がいを持つ社員自らが講師となって開催するなど、障がいの有無に関わらず能力を發揮して共に働ける環境を整えています。そして、その学びを活かして、少しでも多くのお客さまのニーズに応えられるように挑戦し続けています。

長崎ジョブトレーニングセンターの活動

当社長崎本社では、障がい者の就業機会の拡大を目的に2014年に長崎ジョブトレーニングセンターを設立し、社会参加を支援しています。

1年間のプログラム期間は当社社員として雇用され、実際の業務経験やさまざまなカリキュラムを通じて業務スキルの習得を目指します。プログラム修了時には就職支援や進路相談も実施し、修了後1年以内の就職率は93%となり、うち26%は当社の正社員として採用されています(2019年3月現在)。

車椅子が通れる自動ドアと誰でもトイレの設置

2017年に移転した東京本社や錦糸町のオフィスでは、車椅子でもオフィスへの出入りがしやすいように、通常の開閉式のドアとは別に自動ドアを設置しました。

また、これまで車椅子用トイレがなかった錦糸町のオフィス4フロアに「誰でもトイレ」を設置しました。これにより車椅子を使用する社員の負担を軽減することができました。社員がより快適に、より効率的に働ける職場環境の整備を目指しています。



お客さまとの接点で最高水準のサービスを提供

テレコンサルティングセンターは、HDI「問合せ窓口」格付けで三つ星を獲得しました
さらに、HDI「五つ星認証プログラム」の基準をクリアし、最高ランクの五つ星認証を取得しています

テレコンサルティングセンターでは、“難しい”と思われるがちな保険商品を親身にわかりやすくご説明し、お客さまのニーズに応じた保険商品をご提案できるよう、サービスクオリティの維持・向上に努めています。この取り組みを評価いただき、サポートサービス業界の格付けなどを行うメンバーシップ団体・HDIの「問合せ窓口」格付け*1において、国内で最高評価である「三つ星」を獲得しました。

問合せ窓口の格付けは、HDIの国際基準に基づき設定された評価基準に沿って、コールセンターのサービス体制・コミュニケーションなど10項目について、審査員がお客さまの視点で評価し、三つ星～星なしの4段階で格付けされるものです。

さらに、HDIの「五つ星認証プログラム*2」においても、サポートセンターの従業員育成・改善の仕組みを含めた組織運営管理体制が評価され、テレコンサルティングセンターを有するテレコンサルティンググループでは、「五つ星認証」を取得しています。

すべてはお客さまのために 「カスタマーセントリシティ・マイスター認定制度」

当社では、「お客さまから最も選ばれる生命保険会社になる」というビジョンに向け、サービスレベルのさらなる充実を図り、お客さまにより一層安心をお届けするため、2015年度よりカスタマーセントリシティ・マイスター認定制度を導入しています。

「カスタマーセントリシティ・マイスター」とは、多くのお客さまから信頼され高い評価をいただき、かつ社内の厳しい基準を満たしたコンサルタント社員のみにも与えられる称号です。

全国に約4,200名いるコンサルタント社員のうち、2019年度は405名が認定されており、一部の認定者を当社ホームページにて紹介しています。

当社では、お客さまの期待を超えるサービスと利便性を提供し続けられるコールセンターを目指し、きめ細やかな対応を心がけてまいります。

- *1 企業の問合せ窓口のサポート内容について、HDI国際サポート標準に基づいて顧客視点で三つ星～星なしの4段階で評価する格付けです。
- *2 HDIサポートセンター国際認定スタンダードをベースとした5つの効果的要因の要素(55スタンダード)を評価され、一定の基準を満たした場合に認証されます。



また、マイスターに認定されたコンサルタント社員のお客さまへのフォローアップ活動、営業哲学などをまとめた「カスタマーセントリシティ・マイスター インタビュー集」を制作し、ベストプラクティスを共有する取り組みも行っています。

カスタマーセントリシティ・マイスター紹介サイト：
http://www.metlife.co.jp/cc_meister/



社会貢献活動

CSR - 企業の社会的責任

CSRのテーマ

私たちは、生命保険会社として商品やサービスをお届けするだけでなく、皆様に信頼されるパートナーになることを目指し、誰もが今まで以上に安心できる世界を築くため、3つのテーマを掲げてCSR活動を展開しています。

1. ファイナンシャル・インクルージョン



あらゆる人々が経済的に自立できる社会を目指して

ファイナンシャル・インクルージョンとは、誰もが適切な金融サービスを知り、利用できるように支援することを指す言葉で、メットライフがグローバルに掲げるCSRのテーマです。

高齢化や低迷する経済成長など、日本市場を取り巻く社会環境が大きく変化中、あらゆる立場の人々が経済的に自立し、安定した生活を送れる、健やかで豊かな社会の構築を目指し、日本でもこの活動に取り組んでいます。

2. 子ども・若者の自立支援



自分の意志で生きていく力を育むために

大きく変容する日本社会において、日本の未来を担う子ども・若者たちが、自らの意志で人生を切り拓いていけるように、子ども・若者の自立を支援しています。メットライフ生命は、「自分の意志で生きていく力」を育てることが、日本におけるファイナンシャル・インクルージョンをけん引し、日本社会の持続的な成長につながると思っています。

3. 地域社会貢献



地域社会のパートナーとして

メットライフ生命では、多くの社員がCSRプログラムへ積極的に参加し、日常業務の枠を越えて、社会に貢献する機会を増やしています。

全国の拠点では、地域社会のニーズに合わせて、社員主導でボランティア活動を展開しています。地域の皆さまから信頼されるパートナーになるため、こうした活動を広げています。

メットライフ生命は、メットライフ財団と協働してさまざまなCSRプログラムを実施しています

米国ニューヨークのメットライフ財団は、ファイナンシャル・ヘルス*を活動の中心に据え、専門的知見に基づき、サポートを必要とする人々や地域社会に対して、さまざまな支援スキームや経済的支援を提供しています。世界中の団体と協働し、ファイナンシャル・ヘルスの課題解決と、より強固な地域社会の構築を目指しており、メットライフの社員がこれらの支援活動に参加しています。

メットライフ財団では、これまでに42カ国で600万人以上の低所得者層に対して、ファイナンシャル・ヘルスに関わる支援を実現してきました。

* 効率的な家計管理や不測の事態からの回復、将来の計画が可能な状態

社会貢献活動

1. ファイナンシャル・インクルージョン

メットライフ生命は、ファイナンシャル・インクルージョンを通じて、あらゆる立場の人々が経済的に自立し、安定した生活を送れる、健やかで豊かな社会の構築を目指しています。

そのため、より良い社会の実現を志す団体と協働し、さまざまな活動を実施しています。メットライフ生命のファイナンシャル・インクルージョンの取り組みは、次の3つの柱で支えられています。

ファイナンシャル・インクルージョンの3つの柱

Knowledge - 知識の向上

お金に関する適切な意思決定をするために必要な知識を提供するほか、金融サービスを利用する上で必要な準備を整えるお手伝いをします

Services - サービスへのアクセス

生涯にわたり、ニーズに即した金融サービスを受けられるよう支援するとともに、経済的健全性の構築を可能とする金融商品・サービスへのアクセスを拡大します

Insights - 知見の共有

研究調査を通じて得られる知見やベストプラクティスを、ファイナンシャル・インクルージョンに取り組む他の組織と共有して、互いの学びに活かし、優先課題を特定しながら、共に活動を促進します

具体的な取り組み

知識の向上

こうした考えのもと、NPO法人セサミワークショップとの子ども向け金融ワークショップ（「夢をえがき、計画を立て、行動する：みんなで考えるファイナンシャル・エンパワーメント」）を全国の小学校などで展開しています。「セサミストリート」のキャラクターを使った教材を通じて、子どもと大人が一緒に、夢を実現するために、目標を持ち、計画を立てて行動することの大切さを学ぶプログラムで、2016年9月の開始時から2019年の3月末時点まで、計220回ワークショップを実施し、4,580人の子ども・大人が参加しました。また、2019年2月には、認定特定非営利活動法人 Living in Peaceと協働し、児童養護施設で暮らす高校生を当社へ招き、社員参加のもと、施設退所後のライフプランやマネープランを考えてもらうキャリアセッションを行いました。



サービスへのアクセス

このほか、これまでには、東日本大震災の被災地の復興と経済再生を目指し、2016年3月に《メットライフ財団復興事業みらい基金》を特定非営利活動法人ポジティブプラネットジャパン、あぶくま信用金庫とともに立ち上げ、2018年3月の助成期間満了までの2年間で、地域社会の再生を目指す福島県南相馬地区をはじめとする地元の54事業体を支援しました。



知見の共有

また、特定非営利活動法人日本NPOセンターと協働し、日本におけるファイナンシャル・インクルージョンについての調査を実施し、現行の法制度や金融システムなど、さまざまな「制度の谷間」の観点から課題を洗い出したほか、日本での取り組み強化に向けて参考となる米英の先事例を発表しました。

2. 子ども・若者の自立支援

日本の未来を担う子ども・若者が、自らの力で人生を切り拓いていくために、さまざまな支援を行っています。

TOMODACHI MetLife Women's Leadership Program

グローバルに活躍する未来の女性リーダーを育成

このプログラムは、世界を舞台に活躍する次世代の女性リーダー育成を目的に、TOMODACHIイニシアチブ（米日カウンシルと在日米国大使館が主導する官民パートナーシップ）とともに2013年度から開始しました。高い目的意識を持つ日本の女子大学生が、約10カ月間におよぶ研修を通じて、リーダシップスキルを磨きます。また、ミッドキャリアの女性によるメンタリングの機会を提供しています。立ち上げからの6年間で538名の女子大学生とメンターが参加しました。



ジョブシャドウ - 高校生のための職場体験プログラム

「働くこと」の意味に触れる機会を提供

メットライフ財団のグローバルパートナーである非営利団体ジュニア・アチーブメントと協働し、将来の進路や仕事について考えるきっかけづくりを目的としたプログラムを実施しています。高校生1人が、社員1人に数時間シャドウ（影）のようについて行動をともにすることで、仕事に打ち込む姿を身近で観察できる機会を提供します。



児童養護施設の子どものための自立支援

子どもたちのライフスキルや好奇心を育む

認定特定非営利活動法人ハンズオン東京とともに、児童養護施設の子どものための交流イベントや乳児院の清掃活動を実施し、児童にも社員にも貴重な体験の場を提供してきました。

また、社会的養護下にある子どもたちの支援を行う特定非営利活動法人Living in Peaceに、児童養護施設等を卒業した子どもたちの奨学金として寄付を行っているほか、退所後の自立に向けたキャリアセッション（P18参照）なども実施しています。



社会貢献活動

3. 地域社会貢献

メットライフ生命では、多くの社員がCSRプログラムへ積極的に参加しています。全国の各拠点で、地域社会のニーズに合わせたボランティア活動に取り組んでおり、社員の健康的な生活にもつながっています。

ワンダラー・ドネーション(ODD)

社員・代理店の契約件数に連動して、寄付を実施

2006年12月から実施しているこのプログラムは、メットライフ生命のコンサルタント社員および代理店を通して販売する当社商品の新規契約数に連動して、基金の積立・寄付を行うものです。

コンサルタント社員および代理店が成約1件につき50セント相当を拠出するとともに、当社が同額をマッチングして1ドルとして寄付に充てます。メットライフ全国代理店会連合会*とも連携したプログラムで、下記の4団体に寄付しています。

- 公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン
- 認定NPO法人全国盲導犬施設連合会
- 公益財団法人がん研究会
- 認定特定非営利活動法人Living in Peace

* メットライフ全国代理店会連合会：メットライフの「プロフェッショナル代理店」によって運営される全国48の地区代理店会の連合組織。

盲導犬プロジェクト

20年以上続く、お客さまとの寄付プロジェクト

趣旨に賛同いただいたお客さまに「盲導犬プロジェクト扱い」で保険をご契約いただいた場合、募集手数料の一定割合を継続的に全国盲導犬施設連合会に寄付する制度で、盲導犬育成に有効活用されています。

長崎における地域社会貢献活動

オフィスビル内のスペースを非営利団体に提供

当社の本社機能の一部を担うメットライフ生命長崎ビルでは、ビル内のスペースを地元の非営利団体に提供し、育児支援施設の運営や、地元の知的障がい者授産施設の方が作ったお菓子や縫製製品を販売するなどの活動を支援しています。

金融機関との共同寄付プログラム

子どもの健やかな成長を育むための支援活動

広島銀行と共同で地域社会に資する寄付活動を継続しています。寄付金は、広島県内の児童養護施設や乳児院の運営や、子育て家庭を応援する取り組みに役立てられ、未来を担う子どもたちの健やかな成長に貢献しています。

FITチャリティ・ラン

(Financial Industry in Tokyo For Charity Run)

社員がランナー、運営ボランティアとしてチャリティに協力

東京の金融サービス関連事業を展開する企業が毎年企画・運営する「FITチャリティ・ラン」に参画しています。イベントに参加する社員・家族の参加費は、地域に根ざした社会的に意義ある活動を行いながらも、十分な活動資金を確保することが困難な非営利団体の支援に役立てられます。またこのようなイベントを通して、社員・家族の健康的な生活を応援する機会を提供しています。



CSR月間

当社社員のCSR活動に対する理解と地域社会への貢献を促進することを目的に、2016年より毎年10月を「CSR月間」と定め、全国的なキャンペーンを行っています。3年目となる2018年には、当社のCSRのテーマに基づいた以下の5つの活動を行い、これまでの3年間で、全国でのべ13,216名が11,366時間をかけてCSR月間を通じた地域貢献活動に取り組みました。

- **全国清掃活動**：メットライフ生命の拠点がある全国各地で、地域への恩返しを目的に清掃活動を行いました。
- **障がい者支援パンカフェ**：地域の障がい者自立支援を目的に、東京都墨田区の就労継続支援施設の手作りのパン、焼き菓子などの商品を、東京の本社ビルなどで社員ボランティアが販売しました。
- **プロジェクトホームワークス**：日本国内の高齢者や障がいを持つ方々などの居住環境の改善を支援するため、社員ボランティアが東京周辺で支援を必要とするお宅やホームレスシェルターの清掃や修繕を行いました。
- **セサミストリートとの金融教育ワークショップ**：メットライフ生命の拠点がある東京、長崎の小学校計3校で、ワークショップを実施しました。(P20参照)
- **古本等の寄付**：アジアの子どもたちの教育支援を目的に、全国の社員から古本等の寄付を募りました。

決算ハイライト

決算ハイライト 22

決算ハイライトQ&A 28

決算データは2019年3月31日現在の数値です。決算データ以外は、明示している場合を除き、2019年6月1日現在の情報を記載しています。

決算ハイライト

事業の概況

保険料等収入

ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大半をなしています。再保険収入もここに含まれます。

2兆1,221億円

■ 保険料等収入(億円)



新契約関係(個人保険+個人年金保険)

生命保険会社が1年間にどのくらいの生命保険契約をお引き受けたのかを示す指標です。

- 新契約高 個人保険3兆5,084億円(前年度比123.9%)、個人年金保険1,110億円(前年度比143.8%)

3兆6,195億円

■ 新契約高(億円)



- 新契約件数 個人保険77万7千件(前年度比106.1%)、個人年金保険1万8千件(前年度比125.7%)

79万5千件

■ 新契約件数(万件)



保有契約関係(個人保険+個人年金保険)

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約をお引き受けているのかを示す指標です。

- 保有契約高 個人保険31兆3,799億円(前年度末比105.8%)、個人年金保険1兆3,878億円(前年度末比95.2%)

32兆7,678億円

■ 保有契約高(億円)



- 保有契約件数 個人保険898万2千件(前年度末比103.4%)、個人年金保険28万9千件(前年度末比93.2%)

927万2千件

■ 保有契約件数(万件)



年換算保険料(個人保険+個人年金保険)

回数・期間などの保険料の支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示す指標で、新契約、保有契約それぞれについて算出されるものです。

- **新契約年換算保険料** 個人保険1,145億円(前年度比123.7%)、個人年金保険187億円(前年度比147.3%)、会社全体では、1,333億円(前年度比126.5%)、うち第三分野373億円(前年度比132.4%)
- **保有契約年換算保険料** 個人保険9,571億円(前年度末比105.3%)、個人年金保険1,315億円(前年度末比101.1%)、会社全体では1兆886億円(前年度末比104.8%)、うち第三分野3,815億円(前年度末比103.6%)

1,333億円
(前年度比126.5%)

1兆886億円
(前年度末比104.8%)

収支関係(基礎利益、経常利益、当期純利益)

- **基礎利益**
基礎利益は、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益に近いものです。
- **経常利益**
経常利益は、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、費用(経常費用)を差し引いた残額です。
- **当期純利益**
当期純利益は、税引前当期純利益から法人税および住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、生命保険会社のすべての活動によって生じた純利益を表したものです。

1,421億円

1,192億円

783億円

ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社が通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」をどれだけ有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。

889.6%
(前年度末比6.0ポイント増)

逆ざや

経済環境の変化により、予定利率により見込んでいた運用収益が実際の運用収益でまかなえない額が発生している状態のことです。

逆ざやはありません

総資産

貸借対照表の「資産の部」の合計金額です。

11兆7,331億円

■ 総資産(億円)



決算ハイライト

主要業績の推移

(単位:百万円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	2,738,440	2,081,189	2,665,403	2,207,211	2,563,228
経常利益	96,727	48,988	120,402	110,306	119,296
基礎利益	69,687	38,314	110,525	132,438	142,177
当期純利益	55,600	26,223	75,534	71,318	78,367
発行済株式の総数	100株	100株	100株	100株	100株
総資産	9,745,655	9,872,459	9,921,027	10,499,433	11,733,100
うち特別勘定資産	490,243	386,922	361,631	333,091	307,305
責任準備金残高	7,909,719	7,989,795	8,711,846	9,255,882	10,366,152
貸付金残高	602,928	664,645	808,135	869,870	1,010,517
有価証券残高	8,201,787	8,193,336	8,078,383	8,578,886	9,700,448
ソルベンシー・マージン比率	956.6%	870.0%	957.0%	883.6%	889.6%
逆ざやの状況	なし	なし	なし	なし	なし
従業員数	9,270名	9,097名	8,804名	8,724名	8,738名
保有契約高	29,751,014	30,025,107	30,818,111	31,123,549	32,767,826
保険料収入	1,444,670	1,457,221	1,446,648	1,624,424	1,957,546

(注) 保有契約高は、個人保険・個人年金保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

直近3年間の契約業績の推移

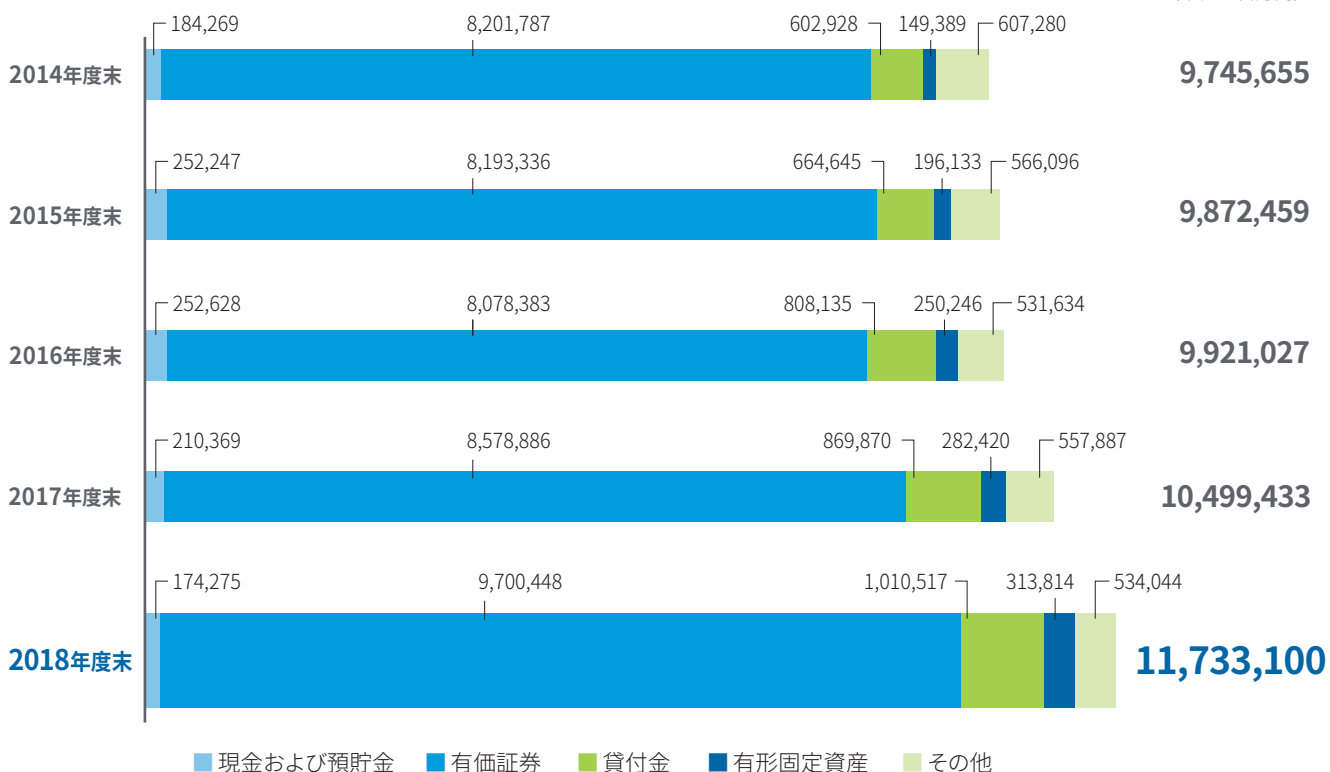
(単位:百万円、件)

		2016年度	2017年度	2018年度	前年度比(*前年度末比)
新契約高	個人保険	2,971,741	2,831,343	3,508,477	123.9%
	個人年金保険	57,686	77,280	111,094	143.8%
	団体保険	178,160	146,382	234,953	160.5%
新契約件数	個人保険	777,402	732,593	777,397	106.1%
	個人年金保険	11,945	14,622	18,373	125.7%
保有契約高	個人保険	29,078,152	29,665,888	31,379,928	*105.8%
	個人年金保険	1,739,958	1,457,661	1,387,897	*95.2%
	団体保険	3,288,742	3,010,671	2,924,950	*97.2%
保有契約件数	個人保険	8,449,316	8,689,886	8,982,918	*103.4%
	個人年金保険	354,775	310,337	289,209	*93.2%

■ 総資産の推移と内訳

2018年度末の総資産は11兆7,331億円となり、前年度末より増加しました。

(単位：百万円)



当社の運用方針

当社の資産運用方針と致しましては、ALMの観点から負債特性に応じた資産運用を行っております。債券を中心に安定した収益が期待できる資産をポートフォリオの中核として位置づけ、経済・市場環境を注視しつつ、リスク許容度の範囲内で補完的に為替リスクのある債券、不動産、株式等の資産へ分散投資を行うこととしております。

運用実績の概況（一般勘定資産） 詳細はP.108

2018年度においては、一般勘定資産は12,594億円増加し、国内外の公社債は10,221億円増加しました。また外貨建資産は、9,274億円増加しました。なお、2018年度の一般勘定資産残高の80.8%は国内外の公社債となっております。

運用利回り（一般勘定）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
運用利回り	8.47%	0.67%	2.63%	0.75%	2.97%

運用利回り計算には経常損益には影響を与えない損益も含まれており、これを除くと2018年度は一般勘定計で2.76%となります。
(P.109注記参照)。

■ 運用利回りの算式は次のとおりです。

$$\frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用}}{\text{毎日の資産残高の1年間の平均(日々平残方式で算出)}} \times 100$$

当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。

決算ハイライト

資産・負債などの状況

詳細はP.85

貸借対照表(抜粋)

(単位:百万円)

科目	2018年度末
資産の部	
現金及び預貯金	174,275
金銭の信託	171,899
有価証券	9,700,448
貸付金	1,010,517
有形固定資産	313,814
無形固定資産	36,738
再保険貸	64,719
その他資産	239,264
繰延税金資産	23,588
貸倒引当金	△ 2,165
資産の部 合計	11,733,100
負債の部	
保険契約準備金	10,443,244
うち責任準備金	10,366,152
再保険借	8,571
その他負債	623,527
退職給付引当金	56,627
時効保険金等払戻引当金	2,501
価格変動準備金	112,000
負債の部 合計	11,246,473
純資産の部	
資本金	111,308
資本剰余金	111,298
利益剰余金	83,413
その他有価証券評価差額金	144,140
繰延ヘッジ損益	36,466
純資産の部 合計	486,627
負債及び純資産の部 合計	11,733,100

金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行へ金銭を信託する勘定です。

有価証券

生命保険会社は資産運用の一環として、有価証券に投資をしています。有価証券には、国債・地方債・社債などの公社債、株式、外国証券などがあります。

貸付金

生命保険会社は資産運用の一環として、企業などに貸付を行い利息収入を得ています。

責任準備金

将来の保険金などの支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。なお、当社は「平準純保険料式」を採用して積み立てています。

価格変動準備金

価格変動による損失の発生する可能性の高い資産(株式、債券等)について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法に基づいて積み立てる金額です。

その他有価証券評価差額金

その他有価証券評価差額金は、その他有価証券の含み損益に税効果を調整した金額です。その他有価証券には、売買目的有価証券、満期保有目的債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式のいずれにも分類されない株式や債券などが含まれ、時価により評価されます。

収支の状況

詳細はP.90

損益計算書(抜粋)

(単位:百万円)

科目	2018年度
経常収益	2,563,228
保険料等収入	2,122,121
保険料	1,957,546
再保険収入	164,574
資産運用収益	392,201
うち利息及び配当金等収入	307,973
有価証券売却益	14,063
有価証券償還益	6,016
為替差益	60,291
その他経常収益	48,905
経常費用	2,443,931
保険金等支払金	902,343
責任準備金等繰入額	1,111,503
資産運用費用	78,389
うち有価証券売却損	7,560
有価証券評価損	215
有価証券償還損	2,256
金融派生商品費用	53,562
特定勘定資産運用損	1,122
事業費	283,173
その他経常費用	68,521
経常利益	119,296
特別損失	7,718
うち価格変動準備金繰入額	7,600
契約者配当準備金繰入額	2,074
税引前当期純利益	109,503
法人税及び住民税	36,920
法人税等調整額	△ 5,784
当期純利益	78,367

保険料収入

ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、一般事業会社の売上高に相当します。

資産運用収益

資産運用による収益で、利息や配当金のほか有価証券売却益なども含まれます。

為替差損益

外貨建資産・負債を決算日の為替相場で円換算する際に計上される換算差損益です。

保険金等支払金

保険金、年金、給付金、解約返戻金などの、保険契約上の支払いを計上します。
再保険契約による支払保険料もここに計上します。

事業費

新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上しており、一般事業会社の販売費および一般管理費に相当します。

経常利益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益となります。

当期純利益

税引前当期純利益から法人税および住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益です。

決算ハイライトQ&A

決算やディスクロージャー誌で開示している生命保険会社の主な経営指標に関するご質問にお答えします。

Q1 ソルベンシー・マージン比率とは？

A1 ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって、予想もしない出来事（例えば、大災害や株価の大暴落など）が起こる場合があります。こうした通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつが、ソルベンシー・マージン比率です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージン総額）を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

生命保険会社は、1997年度決算からこの数値を公表しており、2000年度決算では金融商品の時価会計の導入等をふまえて、その計算基準が見直されています。また、2011年度決算からは、金融危機等の教訓などを踏まえ、ソルベンシー・マージン比率の信頼性を向上させる観点からその計算方法に一部の変更が加えられました。具体的には、分子のソルベンシー・マージン総額に新たな算入制限を設けたこと、リスクの合計額の計算をより精緻かつ厳格にするなどの変更が加えられました。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示すひとつの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。なお、当社の2017年度末および2018年度末のソルベンシー・マージン総額とリスクの合計額およびその内訳については、P.92をご参照ください。

ソルベンシー・マージン比率の算出式

ソルベンシー・マージン比率は次の算式により、算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

■ ソルベンシー・マージン総額（下記の合計額）

- 資本金等
- 価格変動準備金：価格変動による損失の発生する可能性の高い資産（株式、債券等）について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条の規定にもとづいて積み立てる金額です。
- 危険準備金：将来の保険金支払いなどを確実に行うため、保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクなどに対応して保険会社が積み立てる準備金。
- 一般貸倒引当金：貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額を予め準備する目的で引当計上するもの。
- （その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%*
- 土地の含み損益（土地購入時の価格と現時点での市場価格（時価）の差額）×85%*
- 全期チルメル式責任準備金相当額超過額：将来の保険金などの支払いに備えて積み立てた責任準備金において、解約返戻金相当額と全期チルメル式責任準備金（新契約に関わる費用を保険期間にわたり償却するとして計算した責任準備金）の大きい方を上回る部分の額のこと。
- 負債性資本調達手段等
- 全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額
- 控除項目
- その他

* マイナスの場合は100%

■ リスクの合計額 $[\sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4]$
保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額 (R1) … 大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額。

第三分野保険の保険リスク相当額 (R8) … 医療保険やガン保険などのいわゆる第三分野について、給付金などの支払いが急増するリスク相当額。

予定利率リスク相当額 (R2) … 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額。

最低保証リスク相当額 (R7) … 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額。

資産運用リスク相当額 (R3) … 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額。

経営管理リスク相当額 (R4) … 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得るリスク相当額。

Q2 実質資産負債差額（＝実質純資産額）とは？

A2 実質資産負債差額とは実質純資産額ともいい、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。マイナスになると債務超過状態とみなされ、業務停止命令などの措置がとられます。

■ メットライフ生命の実質純資産額（単位：億円）

2016年度末	16,880
2017年度末	17,947
2018年度末	21,749

Q3 基礎利益とは？

A3 基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。

基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。（P.99参照）

基礎利益は、

- 保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ（戻入れ）、事業費の支払いといった保険関係の損益
- 資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入（貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます）と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収支（利差）に対応する収益などを表しています。

Q4 含み損益とは？

A4 含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば売却益が生じます。逆に時価が帳簿価額を下回る場合、資産を時価で売却すると売却損が生じます。

このように、リスクに対する備えの金額に影響を与えることから、有価証券の含み損益および土地の含み損益の一部（含み損の場合は全額）は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子（ソルベンシー・マージン総額）に算入されます。新聞などの報道では、有価証券全体や株式の含み損益が取り上げられています。

ディスクロージャー誌においては、「有価証券の時価情報」（P.118参照）として保有目的および有価証券の種類ごとの帳簿価額、時価、差損益が開示されています。また、ソルベンシー・マージン比率の状況として、分子、分母の内訳が開示されており（P.92参照）、その他有価証券の評価差額、土地の含み損益が確認できます。

決算ハイライトQ&A

Q5 有価証券評価損とは？

A5 売買目的有価証券以外の有価証券は、時価で評価されないか、時価評価されてもその評価差額は損益計算書に計上されません。しかし、売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについては時価が著しく下落したとき、また時価を把握することが極めて困難と認められるものについては実質価額が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価又は実質価額をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（損益計算書に計上）しなければなりません。これを有価証券の減損処理といいます。

有価証券評価損は、減損処理により当期の損失として処理された有価証券の評価差額のことをいい、国債等債券、株式等、外国証券等の種類別に分類して表示します。

Q6 格付けとは？

A6 保険会社の格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したもので、会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。ただし、格付会社は複数あり、それぞれ見方が違います。このため、同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。

また、同じ格付会社の格付けでも、保険会社からの依頼によって行われる「依頼格付け」と格付会社が独自に行う「勝手格付け」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付けの取得は法律で義務付けられているわけではありませんので、格付けを取得していない会社もあります。格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

■ メットライフ生命の格付け(2019年5月31日現在)

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン
保険財務力格付け*

AA-

定義： 保険会社が保険契約債務を履行する能力は非常に高い。
最上位の格付け（「AAA」）との差は小さい。

*「AA」から「CCC」までの格付けには、プラス記号またはマイナス記号が付されることがあり、それぞれ、各格付けカテゴリの中での相対的な強さを表します。

このQ&Aは、一般社団法人生命保険協会作成の『生命保険会社のディスクロージャー虎の巻』にもとづいて、当社で編集したものです。

お客さまサービスへの 取り組み

インターネットでのお客さまサービス.....	32
コールセンターでのお客さまサービス.....	34
保険金・給付金などのお支払い態勢.....	37
お客さま満足度の向上に向けた取り組み.....	40
お客さまへの情報提供.....	46
個人情報のお取り扱いについて.....	48

インターネットでのお客さまサービス

インターネットで利便性をご提供

すべてのお客さま向けのサービス

メットライフ生命の商品のご案内

メットライフ生命公式サイトでは、通信販売でお取り扱いしている商品の詳細な保障内容や保険料などをご確認いただけます。

さらに、お客さまが24時間いつでも好きな時にウェブサイト上で保険商品のお申し込みができる「インターネット申込サービス」もご提供しており、医療保険や死亡保険、ガン保険といった幅広いジャンルの商品でご利用いただけます。

また、当社のコンサルタントに保険選びや見直しに関する相談を無料でお申し込みいただける「保険ご相談サービス」もウェブサイト上でご提供しております。

メットライフ生命公式サイト

<http://www.metlife.co.jp/>

「インターネット申込サービス」の対象商品

<http://www.metlife.co.jp/products/application/>

保険ご相談サービス(無料)

<http://www.metlife.co.jp/products/consulting/>

ご契約者さま向けのサービス

インターネットサービス

インターネットサービスでは、簡単なお登録をいただくことで、ご契約者の方に以下のサービスをご利用いただくことができます。(保険種類・ご契約状態によってはご利用いただけないサービスがあります)

インターネットサービス

<https://www.metlife.co.jp/eservice/>

ご契約内容の照会

インターネットサービスに登録いただいたご契約の保障内容などのご確認、変額個人年金保険の積立金情報のご確認

- ご利用時間:24時間(保険種類により8時~24時・変額個人年金保険8時~22時・日曜・祝日休み)

住所変更

- ご利用時間:24時間(各月11日~15日の間は「住所変更」手続きの更新処理を停止しています)

契約者貸付申込み/残高照会

契約者貸付のお申込み(1回につき100万円まで・最短3営業日後のお振込み)、現在の契約者貸付(自動振替貸付を含む)の利息を含めた残高照会(変額個人年金保険を除く)

- ご利用時間:8時~24時・日曜・祝日休み

ご結婚などによる改姓/各種受取人変更

名義変更の請求書のダウンロード(必要書類の送付請求)

- ご利用時間:24時間

保険料振替口座の変更

保険料振替口座を変更する場合の預金口座振替依頼書のダウンロード(必要書類の送付請求)

- ご利用時間:24時間

保険料控除証明書の再発行

- ご利用時間:24時間(10月~翌3月上旬まで・各月11日~15日の間は再発行処理を停止しています)

積立金の勘定移転(変額個人年金保険のみ)

据置期間中の積立金移転の手続き(任意の積立金移転/ドルコスト平均法による積立金移転/積立金配分自動調整)

- ご利用時間:8時~22時・日曜・祝日休み

ご契約者さま向けのサービス

メールマガジンの配信

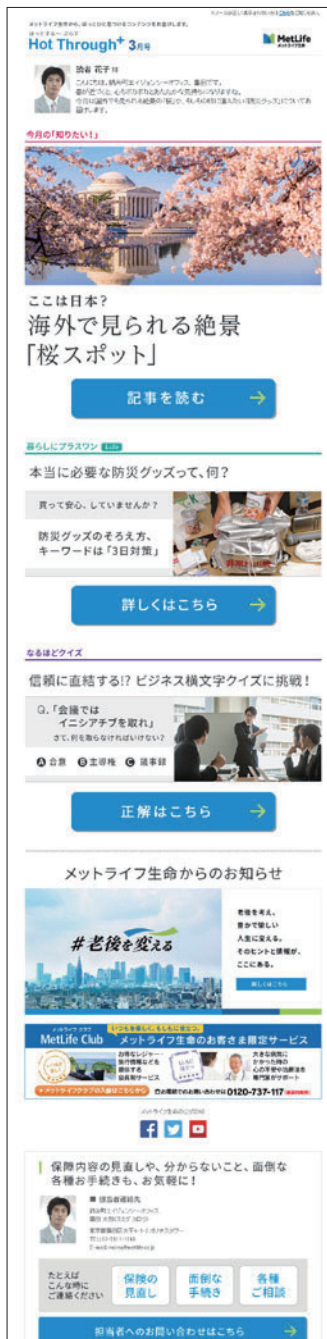
メットライフ生命では、ご契約いただいたお客さまを中心にメールマガジン「Hot Through+ (ほっとする〜ぱらす)」を毎月1回配信しています。

“メットライフ生命とともにワンランク上の生活を”というテーマで、上質で洗練されたライフスタイル、世界各地の有名スポット、話題となっている旬の情報、ビジネスに役立つ情報などを特集してお届けしています。

なお、対面販売ラインの担当者より配信しているメールマガジンには、お客さまを担当させていただいているコンサルタント社員や代理店の営業担当者の顔写真や連絡先を掲載してお届けしています。

またインターネットサービスやメットライフクラブにご登録いただいたお客さまには、「メットライフ生命からのお知らせ」を配信しています。

四半期ごとの業績、各種イベントなどの最新情報、当社ホームページ上での便利なサービスやデジタルコンテンツをご案内しています。(2019年6月現在)



コールセンターでのお客さまサービス

Q 保険についてわからないことは、どこに問い合わせたらいいの？

A メットライフ生命は、お客さまのお問い合わせやご要望を専用のコールセンターで承っています。

通信販売での資料請求やお申し込み → テレコンサルティングセンター

ご契約後の生命保険契約に関するお問い合わせ → カスタマーサービスセンター

個人年金保険と銀行窓販でご加入の契約に関するお問い合わせ → ファイナンシャルサービスセンター

通信販売での資料請求やお申し込みは

テレコンサルティングセンター

メットライフ生命では、トレーニングを積み重ねたプロフェッショナルなテレコンサルタントが資料送付受け付けから保障内容のご説明、ご契約のお申し込みにいたるまで、お客さまの立場に立ち、きめ細やかに「ハートフルなコンサルティング」をご提供しています。また、ご契約後も個々のお客さまのライフステージに合わせたさまざまな保障をご紹介しますなど、お客さまに末長くご愛顧いただけるコールセンターを目指しています。

具体的には、次のようなサービスを行っています。

- 当社ウェブページに掲載された商品の資料の送付受け付け
- ご要望商品の保障内容や保険料に関するお問い合わせの受け付け
- お客さまのニーズ、予算に応じた保障をご提案するコンサルティングサービス



テレコンサルティングセンターは、サポートサービス業界の格付けなどを行うメンバーシップ団体・HDIの「問合せ窓口」格付けで三つ星を獲得しました。さらに、HDI「五つ星認証プログラム」の基準をクリアし、テレコンサルティングセンターを有するテレコンサルティンググループでは、最高ランクの五つ星認証を取得しています。

Point 1

きめ細やかなコンサルティング

お客さまのご要望に沿って、年齢やライフステージに合わせた保障をご紹介します。さらに、オリジナルの保障をご希望される方には、すでにご準備されている保険でカバーできない保障などについてご希望をお伺いしながら、細やかに保障の設計をしてご提案いたします。

Point 2

トレーニングを積み重ねたプロフェッショナルなテレコンサルタント

お客さまに最もふさわしい保障をご提案できるよう、十分な時間と多様な内容で構成されたトレーニング体制を整えています。これらのトレーニングを通して、お客さまに“難しい”と思われるがちな保険について、身近な言葉でわかりやすくご説明し、ご納得いただいてから保険をお選びいただけるよう、サービスクオリティの維持・向上に努めています。



お電話でのご相談 無料

保険に詳しいオペレーターが、保険の考え方から手続きの方法まで、丁寧にご説明いたします。

0120-654-000

月～金 9:00～20:00 / 土日祝 9:00～18:00

ご契約後の保険契約に関するお問い合わせは

カスタマーサービスセンター

カスタマーサービスセンターでは、お客さまの立場に立ち、丁寧・正確・迅速をモットーに、ご契約いただいている保険商品の各種ご請求に関するお申し出を承っています。

また、大規模な災害発生時にも途切れることなくお客さまへのサービスをご提供し続けるため、東京・神戸・長崎の3拠点でコールセンター業務を行っています。

お取り扱い内容

- ご契約に関する各種ご請求手続き
(住所変更、口座変更、契約者変更、契約者貸付・返済、保険料自動振替貸付取消・返済など)
- 入院・手術・死亡などの際の保障内容の説明、ご相談の受け付け
- 各種保険金・給付金などのご請求手続き
(疾病入院、災害入院、通院、退院、手術、無事故などの各種給付金。死亡、高度障害などの保険金)

※年金商品に関する各種ご請求手続きのお申し出は、ファイナンシャルサービスセンターで承っています。(P.36参照)

※インターネットを通じてお申し出可能なお手続きもございます。(P.32参照)



カスタマーサービスセンター

0120-881-796

受付時間 平日 9:00~20:00 土曜 9:00~18:00
(日曜・祝日・年末年始休み)

※保険証券(または被保険者明細)をお手元にご用意ください。

Point 1

お客さまのお手続きを簡単に

お客さまからお電話でご依頼いただいた各種変更や保険金・給付金などのご請求の内容について、オペレーターが専用のコンピューターを使い入力することによって、お客さまへお送りする専用書類を自動的に準備します。

このコンピューターは過去からのお客さまとのやり取りをすべて一元的に管理しており、どのオペレーターが電話に出ても常に均一なサービスをご提供できます。

これらの書類には、ご依頼いただいた際にお聞きした内容があらかじめ印字されているため、お客さまにご記入いただく箇所は最低限で済むようになっています。お客さまにとって、お手続きのわずらわしさをできる限り少なくし、完了までの時間が大幅に短縮できるよう工夫しています。

Point 2

プロのオペレーターによる、きめ細かい対応

お客さまからお電話には、厳しい研修を受けたオペレーターが対応します。お客さまとの直接の接点を担うプロフェッショナルとして、オペレーターは定期的なトレーニングを受けています。また、常にお客さまに最良のサービスと安心をご提供するため、オペレーター一人ひとりに対して、定期的な対応品質チェックやお客さまアンケート結果のフィードバックを行っています。

その結果をすばやくオペレーターへのトレーニングに活かすことにより、お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めています。

Point 3

保険金・給付金に関する専門知識を有したオペレーター

お客さまからの保険金・給付金などのご請求のお申し出や、保障内容に関するご質問・ご相談について、専門的な知識を有したオペレーターがお応えしています。お客さまの立場に立ち、正確かつ丁寧な対応を迅速に行うことが私たちのモットーです。

Point 4

「つながるコンタクトセンター」の追求

お客さまの使いやすさ向上やお電話が集中した際のつながりやすさ確保のため、災害発生時には被災された方々からのお電話を優先的に受け付けるなど、状況に応じて電話受け付け方法を常に見直しています。

また、自動音声応答(IVR: Interactive Voice Response)やショートメッセージサービス(SMS)を活用した受け付け方法を導入するなど、「つながるコンタクトセンター」を目指して継続的な改善に取り組んでいます。

コールセンターでのお客さまサービス



個人年金保険と銀行窓販でご加入の契約に関するお問い合わせは

ファイナンシャルサービスセンター

ファイナンシャルサービスセンターは、個人年金保険および提携金融機関で販売する商品を専門的に扱うサービスセンターです。専門性の高い分野で、常にお客さまの立場に立ったサービスをご提供することを目指しています。

具体的には、次のような手続きの受け付けを行っています。

- 「積立利率変動型個人年金保険」のご契約内容照会、最新の積立利率のご案内、保険料円入金・円支払特約用の為替レートのご案内
- 「変額個人年金保険」のご契約内容照会、特別勘定のユニット価格・運用実績のご案内、特別勘定移転の受け付け
- 提携金融機関で販売する一般の生命保険の契約内容照会
- 上記取り扱い商品の住所変更、名義変更、減額、死亡給付金（保険金）、年金支払、解約など、各種ご請求手続きの受け付け

なお、「変額個人年金保険」の特別勘定のユニット価格のご照会については、電話だけでなくファックス、ホームページでの照会、24時間自動音声応答でも対応しています。

ファイナンシャルサービスセンター

銀行や証券会社など金融機関からご加入のお客さま

0120-056-076

コンサルタント社員や代理店からご加入のお客さま

0120-313-370

受付時間 平日 9:00～18:00(土日・祝日・年末年始休み)

※ 一部ご案内につきましては、機械による自動音声応答で24時間対応を行っています。

保険金・給付金などのお支払い態勢

Q 保険金・給付金などどのような態勢で支払われているの？

A メットライフ生命では、お客さまの信頼にお応えできるよう、迅速かつ適切なお支払いに努めています。

メットライフ生命は、お客さまにより一層信頼いただける会社となるため、「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」(2011年10月24日改正：一般社団法人生命保険協会)をふまえ、保険金・給付金などの支払管理態勢の一層の強化に努めています。

これまでに、保険金・給付金などの支払管理にかかる組織の強化策として、支払査定の適切性に関する検証部門による検証のさらなる強化や、保険金・給付金などのご請求の専門窓口としてコールセンターの設置などによる態勢の充実を図ってきました。

保険金・給付金など支払管理部門の態勢強化

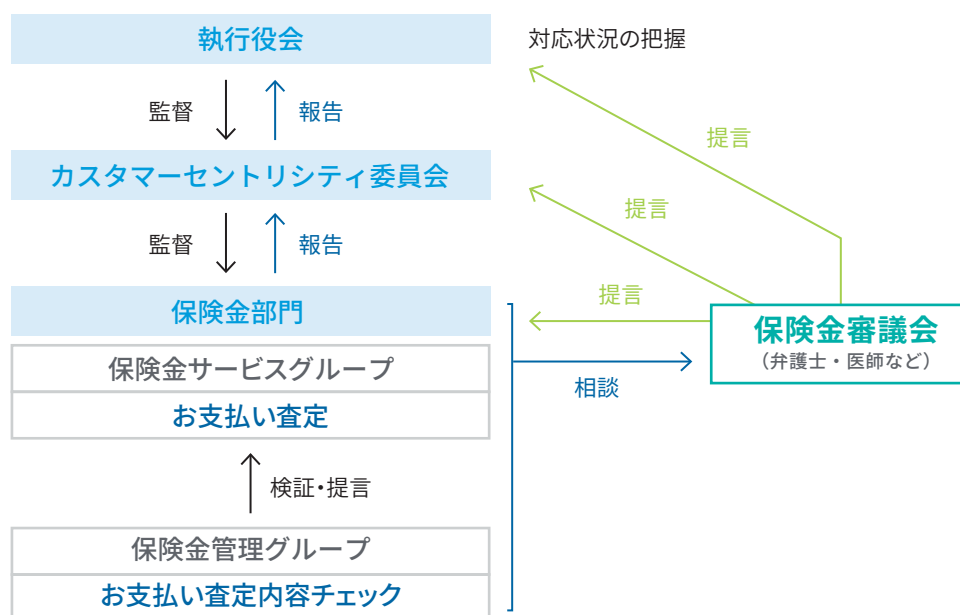
保険金・給付金などのお支払いの業務を担当する保険金部門では、保険金・給付金などの迅速かつ適切なお支払いを行うため、事務処理態勢の整備・向上、人材育成および査定能力の維持・向上などに日々努めています。保険金・給付金などのお支払いおよびお支払い対象外の事案について、専門の検証部門である保険金管理グループが継続的にその適切性の検証を行う仕組みを導入し、お支払い内容の適切性の維持を図っています。

また、保険金・給付金などのお支払い業務が適切に行われているかを検証するため、経営陣で構成されるカスタマーセントリシティ委員会の定期的な開催、さらに社外の医師や弁護士などにより構成される保険金審議会を定期的に開催することにより、保険金など支払管理態勢の客観性・透明性の強化を図っています。

定期的なチェック態勢

メットライフ生命では、保険金・給付金などのお支払いに関し、さまざまな部門や委員会が相互に検証・提言を行い牽制機能を確認できるよう、厳しいチェック態勢を整備しています。保険金・給付金などの支払管理について、お客さまからの信頼確保を具現化することを目的として「保険金等支払管理方針」を制定し、経営陣が主体的かつ継続的に関与する態勢を確立しています。

さらに、当方針の実効性を確保するため「保険金等支払管理規程」を制定し、保険金・給付金などの支払業務を管理する組織とその支払内容を検証する組織について役割を明確にするとともに、執行役員および関連委員会への保険金など支払管理態勢の運営状況にかかる定期的な報告の内容などを明確化しています。



保険金・給付金などのお支払い態勢

適正な保険金・給付金などのお支払いに向けて

メットライフ生命では、保険金・給付金などをもれなくご請求いただくための取り組みを推進する専門部署を設置し、お客さまからご請求いただいた内容のほかにお支払いできる可能性がある場合には、保障内容などに応じて以下のとおりお客さま宛てのご案内を実施しています。

- a) 通院保障のあるお客さまへ、入院給付金のお支払いをした際には、「**ご退院後に通院された場合、通院給付金の対象となる場合がございます**」と個別にご案内しています。
- b) 入院途中にご請求いただき、ご退院もしくは日数限度までの継続した入院保障があるお客さまへ、「**今回のご入院後の継続入院の給付金ご請求につきましては、あらかじめコールセンターまでご連絡ください**」と個別にご案内しています。
- c) 入院途中にご請求いただき、退院保障のあるお客さまへ、「**退院給付金のご請求につきましては、ご退院後、あらかじめコールセンターまでご連絡ください**」と個別にご案内しています。
- d) 特定疾病(がん・脳卒中・急性心筋梗塞)により入院給付金などのご請求をいただいた特定疾病保障のあるお客さまへ、「**初診日から60日時点のご健康状態により、特定疾病給付の対象となる場合がございます**」と個別にご案内しています。
- e) その他、保険金・給付金などをもれなくお支払いさせていただくために、これらのご案内に加え、入院給付金などをご請求いただいた場合に、高度障害保険金、保険料払込免除に該当する可能性が高い場合などについても個別にご案内しております。

このような保険金・給付金などのお支払いに関するお客さま向けの各種ご案内に加えて、ホームページなどによる情報提供を実施するなど、保険金・給付金などをもれなくご請求いただきお支払いするための態勢を整備しています。



保険金・給付金などのお支払いに関する情報提供の推進

メットライフ生命では、保険金・給付金などを適切にお受け取りいただくために、次のことを行っています。

1. 募集時における情報提供

- 「ご契約のしおり・約款」に、「保険金・給付金などをお支払いできない場合の具体例」を記載しています。
- 「ご契約のしおり・約款」に、保険金・給付金などの代理請求についてのご説明を記載しています。
- ご契約時、保険証券をお送りする際に、保険金・給付金などをもれなくご請求いただくための具体例などを記載した案内物を同封しています。

2. ご契約期間中の継続的な情報提供

- 「保険金・給付金ご請求ガイド」(お支払い事例やよくあるご質問などの関連情報)を当社のホームページ上に掲載しています。同ホームページ上で、保険金・給付金などをご請求いただく場合の留意点、お支払いできる場合・できない場合の具体的事例、また確実にご請求いただくためのお願いと注意点を記載しています。
- お客さまへ毎年お送りするご契約内容のお知らせに、保険金・給付金などをもれなくご請求いただくための具体例などを記載した案内物を同封しています。

3. 保険金・給付金などのご請求申し出・受け付け時における情報提供

- 保険金・給付金などのご請求・支払いに関するお問い合わせの対応を専門に行う「コールセンター」を設置しています。支払査定経験者や支払査定教育を受けたオペレーターを配置することで、お客さまからの保険金・給付金などに関するお問い合わせに正確かつ丁寧に対応しています。
- コールセンターに保険金・給付金などのご請求をいただいた際、適切にお支払いさせていただくことを目的として、お電話いただいたお客さまのご契約内容およびご請求内容をもとに、オペレーターからご注意いただきたい点(お客さまへのお願い)のご説明を行っています。
- コールセンターよりお送りする保険金・給付金などの請求書に、お客さま向けの情報提供冊子である「保険金・給付金ご請求ガイド」を同封しています。この冊子では、ご請求手続きの流れや保険金・給付金などをもれなく請求いただく際に役立つチェックポイント、お支払いに関する具体的事例などをわかりやすく記載することにより、保険金・給付金などをもれなくお支払いさせていただくための情報提供の充実を図っています。

また、保険金・給付金などの適切なお支払いにはお客さまからのご連絡が重要な情報であることから、保険金・給付金などの支払事由が生じたときはもちろんのこと、お支払いできる可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合などについても、すみやかにご連絡いただけるよう周知のための取り組みを実施しています。

4. 保険金・給付金などのお支払い時の情報提供

- 保険金・給付金などのお支払いの際にお客さまに送付する支払明細書の紙面において、保険金・給付金などをもれなくお支払いさせていただくため、ご請求いただいたもの以外にも、保険金・給付金などをお受け取りいただける場合がある旨の注意喚起を行っています。(※詳細はP.38「適正な保険金・給付金などのお支払いに向けて」をご参照)

5. その他の取り組み

- 生命保険業界初となる給付金請求専用アプリ「かんたん給付請求」により、これまで複雑で時間のかかっていた病気・ケガによる入院時の「入院給付金」と通院時の「通院給付金」のご請求手続きが、一定の条件を満たす場合に24時間いつでも簡単にスマートフォンやタブレットのアプリからご対応いただけるサービスを行っています。

- 給付金の受取人である被保険者ご本人が重篤な病気などの場合、受取人に代わって給付金をご請求いただける給付金代理請求特約の取り扱いをしています。
- 保険金・給付金などのご請求をいただいたにもかかわらず、お支払いの要件に該当しなかったために保険金・給付金などをまったくお支払いできなかった場合に、一部のケースを除き診断書取得費用の一部をメットライフ生命が負担させていただきます取り扱いをしています。
- メットライフ生命からお送りする解約請求書に、保険金・給付金などのお受け取りについて再度ご確認いただくためのご案内を封入し、ご契約が終了する前に確実に保険金・給付金などのご請求をしていただくよう、お客さまにお願いとご説明をしています。
- ご契約が満了、満期または失効した場合に、保険金・給付金などをご請求いただける具体例などを記載した案内状をお送りしています。また、失効中のご契約については、契約の復活をおすすめする際にも、ご請求に関する注意喚起を行っています。
- 先進医療費用の自己負担によるお客さまへの一時的な経済的ご負担を軽減することを目的として、「先進医療給付特約」「ガン先進医療給付特約」「先進医療給付特約(引受基準緩和型)」のご請求について一定の条件を満たす場合、メットライフ生命から医療機関に対して直接、(ガン)先進医療給付金をお支払いするサービスを行っています。

今後も迅速かつ正確なお支払いをまいります

(2018年度)

保険金・給付金などのお支払い状況

2018年度にお支払いをした保険金・給付金などの総計※

※ 総計には年金・満期金などを含みます。

件数 **約122.6万件**
 金額 **約4,110億円**

保険金・給付金を多くのお客さまにお役立ていただいています

入院給付金をお支払いした件数 **534,109件**

手術給付金をお支払いした件数 **378,743件**

■ 上位5傷病

1位 白内障	21,556件
2位 肺(気管、気管支)がん	15,774件
3位 良性腫瘍(消化器系)	15,019件
4位 下肢の骨折	12,236件
5位 乳がん	11,307件

■ 上位5傷病

1位 白内障	57,043件
2位 良性腫瘍(消化器系)	37,342件
3位 良性腫瘍(性質の明示がないもの)	11,008件
4位 乳がん	8,421件
5位 下肢の骨折	8,353件

保険金などのお支払いおよびお支払い対象外の状況

2018年度にメットライフ生命がお客さまに保険金や給付金をお支払いさせていただいた件数、お支払いする対象とならなかった件数をお知らせしています。詳しくは、P.120をご参照ください。

お客さま満足度の向上に向けた取り組み

お客さまの声を真摯に受け止めています

メットライフ生命では、お客さまから日々いただいている貴重なご意見やご要望を、さまざまな業務やサービスの改善に活かすため、全社を挙げた取り組みを行っています。

当社では、「お客さまからの声」を幅広く収集するため、お客さま相談室、コールセンター、営業店などにいただいた苦情・相談を一元管理できる報告システム「お客さま対応報告システム」を導入しています。

社員一人ひとりが、お客さまからのお申し出をしっかりとお伺いし、事実を確認したうえで誠意を持ってお答えすることを徹底しています。また、当社に対するご意見やご要望をいただいた場合、システムを活用して、もれることなく知見を蓄積する体制を整えています。

2018年度にお客さまからお寄せいただいた苦情・相談件数

当社は、お客さまからのご意見・ご不満をより幅広くとらえ、積極的に経営改善に活かしていくため、苦情の定義を「お客さまからお寄せいただいた不満足の実態」とし、お客さまから寄せられた苦情の早期解決に努めています。また、社内のみならず当社代理店からの苦情報告の徹底にも努め、お客さま満足度の向上を追求しています。

相談件数	1,829件
苦情件数	57,886件

苦情の内訳と代表的なお申し出

主な改善への取り組み 詳細はP.41

内容	件数	占率	代表的なお申し出
新契約時のご案内関連	11,086	19.3%	▪ 申し込みの時に初回保険料として銀行へ振り込みに行くのが面倒。
保険料のお支払い関連	5,676	9.8%	▪ 銀行届印相違のため書類の取り直しになり手間がかかり、口座振替に間に合わなかった。もっと迅速に対応してほしい。
ご契約後の各種お手続き関連	15,397	26.6%	▪ 契約者貸付を利用しているが仕組みや返済方法などがわかりにくい。 ▪ 引越しをしたので手続きをしたいが、忙しくてコールセンターの営業時間に電話ができない。24時間受付可能ならもっと便利なのに。
保険金・給付金等のお受け取り関連	13,590	23.5%	▪ 給付金の請求手続きを、もっと早く、簡単に行いたい。 ▪ 入院したが、自分の契約で支払いの対象になるのかがよくわからない。
その他	12,137	20.8%	▪ 担当者に対するご要望など。

ADR(裁判外紛争解決手続)について

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

当社は、生命保険業務に関する指定紛争解決機関である生命保険協会との間で基本契約を締結しています。紛争解決制度の詳細につきましては、下記の生命保険協会のホームページをご覧ください。

生命保険協会HP

<http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

指定紛争解決機関のご連絡先

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3F
電話番号 **03-3286-2648**
受付時間 平日 9:00~17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

2018年度の改善事例

お客さまのご要望・ご指摘

「復活」の手続きのため「復活申込書兼告知書」を記入していますが、何をどのように記入したらいいのかよくわかりません。

メットライフ生命の改善への取り組み

必要項目を列記する体裁へデザインを変更しました

告知内容の詳細記入欄について、従来のフリーフォーム形式から、必要項目を列記する体裁へデザインを変更しました。

また、記入例も見直しを行い「詳細記入欄」へ具体的な事例をわかりやすく示したり、記載もれの多い箇所には色をつけて注意文言を掲載する等の改善をいたしました。

改訂前



改訂後



(2018年11月より)

お客さまのご要望・ご指摘

手が不自由なので、自分で署名ができません。身寄りもないので親族に代筆してもらおうこともできない私はどうすればいいのでしょうか？

メットライフ生命の改善への取り組み

代筆・代読による取り扱いを見直しました

障がい者等、特に配慮が必要なお客さま向けの代筆・代読の取扱いにおいて、身寄りの無いお客さまにもお手続きが可能となるよう、代筆者および代読者の範囲を大幅に見直し、これまで取り扱っていた親族に加え、当社職員等にも対応者の範囲を拡大しました。

(2018年1月より)

お客さまのご要望・ご指摘

このたび、通信販売で保険を申し込みました。数日後、「承諾書(特定疾病・部位不担保専用)」という書類が送られてきましたが「特定疾病・部位不担保」の仕組みがよくわかりません。

メットライフ生命の改善への取り組み

案内チラシを作成しました

「特定疾病・部位不担保」の仕組みについて詳しくご説明した案内チラシを新たに作成しました。

「承諾書(特定疾病・部位不担保専用)」を送付する際と一緒に送付しています。

(2018年4月より)



お客さま満足度の向上に向けた取り組み

お客さまから寄せられた感謝のお言葉

「メットライフに加入してよかった。」とお客さまにご満足いただけることが、私たちの何よりの喜びです。お客さまから常に信頼されるパートナーとして、いつもそばにいて安心をお届けできるよう、これからも努めてまいります。

お客さまからの感謝のお言葉

■ 迅速・丁寧な対応

- ○○オフィスの○○さんの対応が素晴らしい！知識が豊富でスピードもあり、丁寧で優しさに溢れている。大ファンになりました。
- 専門用語がわからず稚拙な質問をしても、とても感じ良くわかりやすく説明していただいた。保険は難しいが、納得できました。
- 取扱者の対応がとてもよい。毎年バースデーカードを送ってくれて、体調なども気遣ってくれる。外資系には良い印象がなかったがこの取扱者のおかげで払拭できた。
- 担当の方は親切・誠実でとても感じが良かった。良い担当者にめぐりあえて、嬉しかったです。不明点を解消でき、スッキリした気持ちで契約できました。申込みを決めてよかったと思っています。
- 担当者に解約の希望を伝えると「解約書類はもちろんすぐに送付するが、本当に良い保険だから解約する前にもう一度考えてみて」と言われ、その言葉が残っており結局解約を思いとどまりました。その半年後に白血病になってしまい、結果的にとても助かりました。解約しなくて本当によかった！
- いくつか電話をしても優しく親切的な対応で顧客の気持ちに寄り添ってほっとさせてくれる。素晴らしい対応。

■ 経済的な安心

- 母が生前大変お世話になりました。以前失効した時もきちんと対応していただき、こうして最後まで契約を継続することができて本当に感謝しています。
- 父は先進医療を受けた為長く生きる事ができた。通常の手術だと転移の可能性が高かったため、助かった。保険に加入していてよかった。
- 御社の先進医療給付金のおかげで陽子線治療を受けることができ感謝しております。軽い気持ちで入った先進医療特約でした。昨年手術から再発に至り気持ちも沈みがちで治療費も高額で不安な思いでご連絡しました。そんな気持ちをやわらげてくださり、速やかな対応に心強さを感じました。これからも病気に負けず前を向きます。<お手紙でのお申し出>

■ 保険商品・サービス

- 給付金の請求漏れがないかまで確認してくれるんですね。びっくりしました。商品の案内と一緒にとはいえ、こんな声の掛け方をしてもらったのは初めてです。
- 給付金請求時の対応も早かったし、メットライフが一番いい！
- ガンになった際の給付金を振り込んでもらいました。私にとってははすごく力になってくれて、役に立って大変良い保険だと心から思っています。

「お客さまの声」「社員の声」を改善に活かしていくために

「お客さま対応報告システム」を通じて集約された「お客さまの声」は、カスタマーセントリシティチームおよび関連部門において詳細に検討・分析され、その結果を活用して、さまざまな改善に取り組んでいます。

当社では、「お客さまの声」のほかに、日々お客さまと接しているコンサルタント社員、セールスオペレーションセンター、

業務部門などが、会社に対してお客さまの視点で改善提案ができる「社員の声」制度を導入しており、「お客さまの声」と同様に詳細の検討・分析を行い、改善に取り組んでいます。改善の取り組みについては、改善のきっかけとなる「お客さまの声」「社員の声」の内容、改善策の内容と進捗状況を「カスタマーセントリシティ委員会」に報告を行っています。

メットライフ生命のお客さまサービス

メットライフ生命では、お客さまのさまざまなニーズに応えるべく、充実したご契約者向けサービス「メットライフクラブ」*をご提供しております。

個人のお客さま

当社の商品では、疾病予防のサポートから早期発見のサポート、治療時のサポート、治療後のケアまで、お客さまの健康状態に応じてご利用いただける充実した商品付帯サービスを提供しております。

24時間365日いつでも経験豊かな看護師や医師などの専門スタッフが電話相談をお受けする「健康生活ダイヤル24」。各専門分野を代表する医師のセカンドオピニオンを無料で受けることができる「セカンドオピニオンサービス」。専門分野の医師が在籍する国内有数の医療機関で受診・治療ができるよう紹介先を探し、受診手配まで対応する「ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス」。その他にも「メンタルヘルスサポートサービス」「糖尿病総合サポートサービス」「入院サポートサービス」などを通じて、日ごろの健康の悩みや医療を受ける際の不安などを減らすサポートをしています。

加えて、会員登録していただくことでレストランやレジャーなど50,000種類もの豊富なメニューがいつでもご利用可能な会員登録制サービスを通じて、お客さまの日常をもっと楽しくすることもお手伝いしております。

2018年2月からは、生活に密着した税金や法律についての不安を相談できる「くらしの相談ダイヤル(法律・税務相談)」をご利用いただける対象商品を拡大。さらに同年5月からは「健診・人間ドックなんでも相談室」「仕事とガン治療の両立サポート」を開始するなど、お客さまの多様なニーズに応えるサービスを拡充しました。

*「メットライフクラブ」のご利用にあたっての詳細および注意事項につきましては、当社ホームページもしくは「ご契約のお知らせ」に同封のリーフレットをご覧ください。

※これらの商品付帯サービスおよび会員登録制サービス、メットライフクラブを通じて提供されるすべてのサービスはメットライフ生命が委託する各サービス会社が提供します。

法人のお客さま

団体保険の多くの商品には、従業員の心と身体の健康サポートの一助となるよう、さまざまな商品付帯サービス(「健康コール24」「セカンドオピニオンサービス・専門医紹介サービス」「メンタルヘルスサポートサービス」「ガン総合サポートサービス」「糖尿病総合サポートサービス」「健診・人間ドックなんでも相談室」「仕事とガン治療の両立サポート」)が付帯されています。

さらに提携した会社・団体から提供される以下の各種紹介サービスもご用意しております。

健康経営アシストパック紹介サービス

ティーバック株式会社

ストレスチェック紹介サービス

株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア

ベネフィット・ステーション紹介サービス

株式会社ベネフィット・ワン

メンタルヘルスセミナー講師紹介サービス

一般社団法人日本産業カウンセラー協会

法律相談サービス／

コンプライアンス通報・相談窓口サービス

小笠原六川国際総合法律事務所

産業医紹介サービス

株式会社ドクタートラスト

各種サービスともに当社団体保険商品にご加入の企業・団体さまに、福利厚生制度拡充の一環としてご活用いただいています。

お客さま満足度の向上に向けた取り組み

お客さまに向けた「約束」として、「お客さま中心主義に関する基本方針」を制定しています

お客さま中心主義に関する基本方針

1. 目的・理念

お客さま中心主義

お客さまを大切に思い、尊重すること。それが私たちのあらゆる行動の原点となります。この考え方こそが、私たちの日々の業務の中核を成すものです。お客さまの声に常に耳を傾け、その声にきちんとお応えする。私たちはこうしたお客さま中心主義の活動を追求し、「生命保険をもっとわかりやすく、革新的で、お客さまの人生に寄り添うものへ変えていく」ことを目指しています。

お客さまにとって信頼のおけるパートナーとなることを目指す

私たちは、ご契約はその後のお客さまとの長きにわたる関係のはじまりであると考えています。お客さまの長い人生をともに進んでいく中で、常にお客さま中心主義を実践し、心を込めて、お一人おひとりの人生にあわせて本当に必要とされるアドバイスを提供していきます。そしてお客さまにとって確かな信頼のおけるパートナーとなることを目指しています。

2. 商品・サービスの開発・改善

商品・サービスを開発・改善するために お客さまの声を聴く

お客さまの人生の変化に寄り添い、いつまでもご安心を提供できるよう、死亡保障、医療保障および資産形成や老後への備えのニーズにお応えできる商品・サービスの開発・改善に取り組みます。また、商品やサービスの開発・改善においては、お客さまにとってシンプルでわかりやすいものにするため、常にお客さまの声を聴き、ニーズを深く理解していきます。

お手続きおよび対応品質の向上

お客さまからお問い合わせ、ご相談、ご意見、ご要望をいただいた際には、専門用語ではなく平易な言葉を使うなど、わかり

やすい説明を行い、お客さまの立場に立ち親身に対応します。また、いただいたお客さまからの声を参考に、書類やお手続き、また、ご案内などをシンプルでわかりやすいものへと改善していきます。

特に配慮が必要なお客さまへの取り組み

ご高齢のお客さまなど特に配慮が必要なお客さまについては、商品の内容や仕組みについて誤解が生じることがないように、お客さまの特性に応じた募集、引受、保全および支払態勢を整備します。また、未成年者を被保険者とするご契約については、加入目的や保険金額等をより慎重に確認し、適正な勧誘・販売に努めます。

3. 生命保険商品の販売

お客さまのニーズにお応えする販売態勢

お客さまのニーズにお応えするため、以下の4つの販売チャンネルを展開し、それぞれの特性に応じた商品・サービスを提供します。

- コンサルタント社員による販売
- 保険代理店による販売
- 金融機関代理店による販売
- 通信販売

なお、お客さまへのご連絡・ご訪問に際しては、時間帯・場所等お客さまのご都合に配慮します。

商品等のわかりやすい説明、不利益事項や複雑な商品に関する十分な説明

商品・サービスの内容をお客さまにわかりやすく説明します。またお客さまがお申込みを決定するにあたり必要な情報は十分にご提供します。

お客さまにとって不利益となる事項などのご契約上特に重要な情報や、複雑な商品特性については、よりわかりやすくかつ丁寧に説明を行います。

最適な商品のご提案および適切なお引受け

お客さまのご契約の目的、年齢、資産の状況を正しく理解し、適合性を十分に確認したうえで、お客さまにとって最適な商品をその理由も併せてご提案します。

お申込みに際しては、告知の重要性をお客さまに十分に説明し、ご理解いただいたうえで告知を受領し、適切に引受けの判断を行います。

利益相反の管理

お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反の恐れのある取引を適切に管理します。特に、商品の販売時においてはお客さまの不利益に繋がる販売手法を防ぐために、適切な管理態勢を構築します。



4. ご契約後のサービス

既にご契約いただいているお客さまへのサービスの提供
既にご契約いただいているお客さまには、万一の場合の経済的なご安心を提供するだけでなく、長い人生を健康で充実した毎日を送るためのサービスの提供を行います。

既にご契約いただいているお客さまへのアフターフォローの取り組み

常にお客さまに安心をご提供するために、お客さまご自身に保障内容を十分にご理解いただくなど、継続的なアフター

フォローを行う態勢を整備・強化します。お客さまからのお問い合わせや各種お手続き等についても、営業担当者だけでなく、コールセンターやインターネットサービス等、お客さまのニーズに応じた様々な受付態勢を整備し、スムーズな対応を行います。

保険金・給付金のお支払い

保険金・給付金を迅速かつ適切にお支払いするための態勢を整備します。

5. お預かりした保険料の健全な運用およびリスクマネジメント

リスク管理態勢の整備による健全な事業運営

お客さまに保険金・給付金をお支払いするという大事なお約束を果たすため、リスク管理態勢を整備し、財務および業務の健全性を重視した事業運営を行います。

グローバルのネットワークを活かした資産運用

お客さまからお預かりした保険料を、長期的に安定して運用するため、グローバルのネットワークを活かした資産運用ノウハウを活用し、多面的な分析に基づいた国内外での分散投資を進めます。

6. お客さま中心主義を支える社内態勢

商品・サービスに関する専門性を持った人材の育成

役職員および募集人の商品やサービスに関する理解を深めるため、研修等の教育態勢を整備・強化し、金融・保険に関する専門性を持った人材を育成します。

役職員および募集人への適切な動機付けの態勢の構築

役職員および募集人によるお客さま中心主義の実践や、利益相反の適切な管理等のため、報酬・業績評価等の適切な動機付けの仕組みや、適切な管理態勢を構築します。

コンプライアンスの徹底

企業経営の根幹であるコンプライアンスについては、営業やオペレーションなどの各部門、コンプライアンス部門および内部監査部門のそれぞれの役割を明確にし、経営陣による管理監督のもと、全社的なコンプライアンスを継続的に強化していきます。

プライバシー保護

お客さまのプライバシー保護を常に優先し、業務上知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報は、当社のプライバシーポリシーに従い、厳重に管理します。

カスタマーセントリシティ委員会による当方針に関する管理態勢の構築

当方針にかかる取り組みの推進のため、お客さまと接する部門の役員を中心として構成されるカスタマーセントリシティ委員会にて、お客さまの声の分析およびそれを活かす方法等を全社横断的に議論、提言し、経営に反映させていきます。

取り組み状況の定期的な見直しと公表

当方針にかかる取り組み状況を定期的に公表するとともに、より良い業務運営の実現のため定期的に見直しを行います。

※この「お客さま中心主義に関する基本方針」は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく当社の「勧誘方針」を含みます。

※この「お客さま中心主義に関する基本方針」は、「消費者志向自主宣言」を兼ねるものです。

お客さまへの情報提供

Q メットライフ生命ではどんな情報提供をしているの？

A メットライフ生命の経営内容をより多くのお客さまに知っていただき、ご契約内容を正しくご理解いただくために、さまざまな方法で情報の提供を行っています。

ディスクロージャー（情報開示）について

会社全体の情報を知りたいときに

メットライフ生命では、より多くのお客さまに当社の経営内容や財務状況を正しくご理解いただくために、ディスクロージャーの充実を重要な経営課題の一つと考え、積極的な情報提供に努めています。また、保険業法第111条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）により、生命保険会社は公衆に対して経営情報を開示する旨が定められています。

メットライフ生命は本誌「メットライフ生命の現状—ディスクロージャー誌」を毎年発行し、当該年度の決算・財務内容などについてわかりやすい開示を心がけています。本誌または本誌に掲載しているデータは全国の営業店ならびに主要な代理店において、ご請求があればいつでもご覧いただける体制を整えています。このほかコーポレートガイド、メットライフ生命の公式サイト（P.32参照）を通じ、広くお客さまに情報提供を行っています。

平成26年度の保険業法改正を受けたメットライフ生命の取り組み

改正保険業法では、保険募集にあたっての基本的なルールの見直し（意向把握義務の導入、情報提供義務の法定化）のほか、保険募集人の義務として体制整備義務が導入され、乗合代理店における比較推奨販売を行う場合の推奨理由の説明義務などが導入されました。これを受け、メットライフ生命では、お客さまの意向を的確に把握し、その意向に沿った商品プランのご提案を行うとともに、ご提案の理由も含めて適切に説明するために、募集プロセスの見直しなどによる販売体制の整備・定着を行っております。

また、代理店における主体的な体制整備を支援・促進するため、代理店・募集人向け各種ツールの提供、研修・指導など施策の充実に取り組んでおります。

お客さまに最も選ばれる会社になるというビジョンを実現するため、お客さま中心主義の理念にそい、法令等遵守に徹底して取り組むことが、お客さまの信頼を得るためには不可欠であると考えております。

ご契約締結前に必ずご確認くださいたい情報の提供

契約概要

ご契約の内容に関する重要な事項のうち、保険商品の内容をご理解いただくため、特にご確認くださいたい情報を記載した書面です。保険商品の概要（商品の特徴、保障内容など）について、保険契約の代表事例を用いてわかりやすく説明しています。

注意喚起情報

ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご注意くださいたい情報を記載した書面です。ご契約にかかわる制度・お取り扱い（クーリング・オフ、告知義務、保険金をお支払いできない場合など）、保険商品の内容のうち特にご注意くださいたい事項（外貨建商品における為替リスクなど）、個人情報のお取り扱いなどの説明をしています。

デメリット情報などの重要事項について

「告知義務違反」「免責事由」「解約」など、お客さまにとって不利益となる重要事項（デメリット情報）については、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」に明示しているほか、お客さまへの商品説明の際に該当事項を読むことが重要である旨をお伝えするよう、周知徹底を図っています。

クーリング・オフについて

ご契約の申込日またはクーリング・オフ（お申し込みの撤回など）制度を記載した書面（ご契約のしおり）を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回などをすることができます*。この場合には、払い込みいただいた金額は申込者などにお返しします。ただし、次の場合にはお申し込みの撤回などの取り扱いができません。

- ご契約のお申し込みのために医師の診査を受けられた場合
- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- 契約者が法人である保険契約の場合

*お申し込み方法などで、クーリング・オフの起算日が異なる場合があります。

生命保険に関する制度の詳細はP.136をご参照ください。

生命保険に関する情報の提供

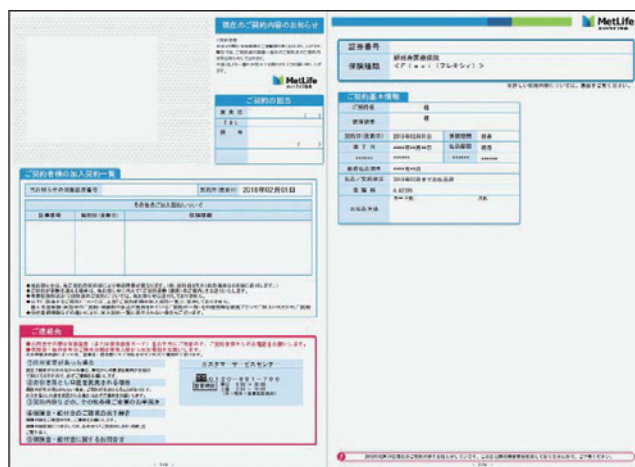
ご契約のしおり・約款	ご契約についての重要事項、お申し込みから保険金のお支払いまでの諸手続きなどを記載したものです。
保険種類のご案内	メットライフ生命が販売する生命保険商品について、仕組みや特徴などを説明したものです。
生命保険商品パンフレット	各商品ごとに、仕組みや特徴をわかりやすく説明したものです。
ライフプランシミュレーション(LPS)	お客さまの将来の夢、ライフプランに基づいて現状分析を行い、必要な保障額の算出をするものです。
生命保険と税金の知識	生命保険に課される各種の税金について解説したものです。 (公益財団法人生命保険文化センター作成の資料です)
特別勘定のしおり	積立金を運用する特別勘定の運用対象、運用方針および投資リスクなどについて説明したものです。

ご契約締結後の情報の提供

ご契約の現況について	<ul style="list-style-type: none"> 現在のご契約内容のお知らせ
保険料のお支払いについて	<ul style="list-style-type: none"> 保険料口座振替のご案内 ご契約復活のおすすめ 保険料のお立替のお知らせ／保険料お立替金のお利息元金繰入のお知らせ 自動延長定期保険適用のお知らせ
契約者貸付について	<ul style="list-style-type: none"> 契約者貸付金のお利息元金繰入のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ご契約更新のご案内 保険期間満了のご案内 保険料払込期間終了のご案内 生命保険料控除証明書 <p style="text-align: right;">ほか</p>

「現在のご契約内容のお知らせ」の送付

ご加入のご契約について保障内容をお知らせするものです。年に一度、お送りしています。



個人情報のお取り扱いについて

メットライフ生命では、お客さまからお預かりしている個人情報の重要性を深く認識し、社内管理を厳格化するとともに、お客さまにご安心いただける態勢を整備しています。

お客さまにご安心いただくための個人情報の管理

メットライフ生命では、大切なお客さまの個人情報保護のために、情報セキュリティおよび関連する法令へのコンプライアンス強化に全社的に取り組んでいます。

個人情報保護のための主な取り組み

メットライフ生命では、お客さま情報の管理態勢強化として代理店を含む業務委託先における安全管理徹底のため、以下のような取り組みを実施しています。

個人情報の管理態勢強化

個人情報管理を含む情報セキュリティに関する事項は、リスク管理の観点から、オペレーショナルリスク管理部およびITリスク管理部を通じて統合リスク委員会によって監督されています。また個人データ管理責任者、情報セキュリティオフィサー、個人情報コンプライアンスチーム、ITリスク&セキュリティチームによる個人情報管理を含む情報セキュリティ態勢の継続的で網羅的な検証、改善策の策定、全社的な推進などを図っています。

業務委託先および代理店におけるお客さま情報管理

メットライフ生命では、お客さまの情報を保護するため、業務委託先や代理店においても厳格なお客さま情報管理に取り組んでいます。当社の業務委託先、代理店に対する情報セキュリティの観点から、立入検査などを実施して、お客さま情報について適切な安全管理措置が講じられているかを継続して確認しています。

また、お客さま情報の適切な安全管理を実現するため、当社の立入検査担当者や代理店などに対して安全管理措置に関する理解を深めるための教育・研修などもあわせて実施しています。

社員などの意識向上

個人情報保護を含む情報セキュリティ管理態勢の周知のため、役員を含む全社員、派遣社員や業務委託先社員などに対して継続的に研修を実施し、個人情報保護に関する意識の向上に努めています。

国際的なセキュリティ基準に準拠

当社は、2010年12月に日本の保険会社として初めて、クレジットカード業界における国際的なセキュリティ基準であるPCI DSSに準拠していることの認定を受けています。お客さまへの利便性と安全性を両面から高めることは保険会社としての責務であるとの考えから、以降毎年当該認定の更新を行っています。

メットライフ生命では、引き続き業界最高水準の情報保護態勢を目指すための取り組みとして、PCI DSSへの準拠証明を今後も取得すべく、さらなるセキュリティの向上を継続的に実施していきます。

*PCI DSSとは

PCI DSSとは、加盟店やサービスプロバイダにおいて、クレジットカード会員データを安全に取り扱うことを目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ基準です。Payment Card Industry Data Security Standardの頭文字をとったもので、国際カードブランド5社(American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA)が共同で設立したPCI SSC (Payment Card Industry Security Standards Council)によって運用・管理されています。

PCI SSCホームページ

<https://ja.pcisecuritystandards.org/>

プライバシーポリシー

メットライフ生命は、お客さまの個人情報の管理や保護に対する取り組み方針を、あらかじめわかりやすく説明することが重要であると考え、当社の個人顧客情報保護に関する考え方および方針を、次のとおりプライバシーポリシーとして策定し、「ご契約のしおり・約款」、ホームページおよび店頭ポスターなどで広く公表しています。

メットライフ生命保険株式会社(以下「当社」といいます)は、お客さまにご信頼いただき、選んでいただける保険会社となるため、お客さまの大事な個人情報の保護を重要な社会的責務であると認識しております。

当社は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)その他の規範を遵守するための諸規程を作成して、役職員に遵守させています。具体的には、以下の基本方針にもとづき、お客さまの個人情報の保護に取り組んでまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報(番号法に定める個人番号を除きます)を次の目的のために利用します。これらの目的のほか利用することはありません。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

当社は個人番号を番号法にもとづき支払調書などにお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集、利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

2. 収集する個人情報の種類

当社は、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内および諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

当社は、生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報

を取得・利用します。これらの情報については、ご本人の同意を得たうえで、業務上必要な範囲で契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人などおよび生命保険募集人(当社代理店を含みます)に提供することがあります。

3. 個人情報の収集方法

当社は、適法かつ適正な手段によって、ご本人の個人情報を収集いたします。具体的には、当社商品の資料をご請求いただく際の当社ホームページへの入力、申込書・告知書などご契約の締結に必要な書類、保険金・給付金などの請求書およびご契約の維持管理の手続きに必要な書類などにより収集する方法などがあります。

4. 個人情報の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いにかかる業務の全部または一部を海外を含む委託先に提供する場合がありますが、適切な委託先を選定するとともに委託契約を締結し、委託先における個人情報の取扱い状況を確認するなど適切に監督しています。

当社は当社代理店に対して代理店委託契約にもとづき個人情報の取扱いを委託していますが、代理店での個人情報取扱いに関する規程および安全管理措置を定め監督を行っています。

5. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を海外を含む外部に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含みます)へ委託する場合
- (7) 再保険の手続きをする場合(i)
- (8) 個人情報を共同利用する場合(ii)

個人情報のお取り扱いについて

(i) 再保険会社への情報提供について

当社は、生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、ご本人の同意にもとづき、海外を含む再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります(再保険会社は当社から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受けを依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。また、保険金・給付金などのご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

(ii) 共同利用について

- ①当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する所定の情報を共同利用しております。
- ②当社は、お客さまのご契約情報などの個人情報をメットライフグループ間で共同利用させていただくことがあります。メットライフグループ各社はメットライフプライバシーポリシーにもとづき、個人情報を取り扱っています。

個人番号については、番号法で定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず外部に提供することはありません。

6. 外部から個人情報の提供を受ける場合

当社は、お客さま、当社保険代理店など以外から個人情報の提供を受ける場合、前項(2)から(5)に該当する場合を除き、法令で定める事項の確認および記録を行います。

7. 個人情報の管理方法

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新なものにするよう、つねに適切な処置を講じています。また、法令などにより要請される、組織的・技術的・人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えいなどを防止するため、万全を尽くしています。

なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

8. 個人情報の開示、訂正など、利用停止など

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正など(訂正、追加、削除)、利用停止など(利用停止、消去)のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務に支障のない範囲内で対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。

これらの具体的な請求手続きについては、当社のホームページをご参照いただくか、下記のお問合せ先までご連絡ください。

9. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱いについてのご意見は、下記のお問合せ先へご連絡ください。適切に対処いたします。

また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか当社のホームページなどに掲載し、公表いたします。

10. 個人情報に関するお問合せ先・ホームページのURL

メットライフ生命保険株式会社

プライバシーポリシー問合せデスク

〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3オリナスタワー

TEL:0120-311-391

受付時間:9:00~17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

ホームページ:<http://www.metlife.co.jp>

商品と販売ネットワーク

主な商品一覧	52
販売体制	58
教育システム	63

主な商品一覧

保険種類	商品名	特長
終身保険 保障切れがなく、生涯の保障を提供。高齢化時代にふさわしい、頼りになる保険です。	つづけトク終身 終身保険 (低解約返戻金型)	生涯の安心を備えたい方へ 生涯を通じて、死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときの保障を準備できる保険です。
	ずっとスマイル 終身保険 (引受基準緩和型)	健康上の理由で生命保険へのご加入をあきらめていた方へ 簡単な告知により、満30歳から満80歳までの方に、生涯保障の生命保険にお申し込みいただけます。
	USDル建終身保険 ドルSmart S (ドルスマートエス) ※ 積立利率変動型終身保険 (米国通貨建2002)	USDルによる生涯の保障に加え、長期的に資産形成できる保険を希望される方へ 保険料の払い込みから保険金のお受け取りまでを、世界の基軸通貨であるUSDルで行う商品です。資産の運用実績にもとづいて、保険金および解約返戻金の増加が期待でき、ご契約時に定めた保険金額は最低保証されます。
	ビーウィズユープラス ※ 利率変動型一時払終身保険 (米ドル建 16) 利率変動型一時払終身保険 (豪ドル建 16)	一時払保険料を確実に増やして遺せる「保障重視コース」、一時払保険料合計額の100%相当額、もしくは、120%相当額の保障を確保しつつ、特別勘定による積極運用ができる「保障&運用コース」から選択できる外貨建の一時払終身保険です。
	サニーガーデンEX ※ 積立利率変動型一時払終身保険 (米ドル保険料建 15) 積立利率変動型一時払終身保険 (豪ドル保険料建 15)	ご自身で受け取りながら、ご家族へも残したいとお考えの方へ 運用成果を定期支払金として毎年受け取るコース、定期支払金を受け取りながら円建での目標値を設定するコース、遺すための資産を運用通貨建で増加させるコースから選択できる外貨建の一時払終身保険です。
定期保険 一定期間内の保障をお約束。お手ごろな保険料で大きな安心をお届けします。	MYDEAREST (マイディアレスト) 収入保障保険 (月払給付・無解約返戻金型)	遺族の生活保障などのために毎月の給付金を希望される方へ 死亡時の遺されたご家族への保障のほか、三大疾病時や災害時の保障も準備できます。非喫煙保険料率もご用意しています。
	無配当平準定期保険	一定期間の定額保障を希望される方へ お手ごろな保険料で、一定期間の定額保障をお約束します。
	無配当平準定期保険 (リスク細分型保険料率の適用に関する特則付)	健康状態などが優良な方には、より低廉な保険料率が適用される定期保険です 喫煙習慣、健康状態など当社所定の基準を反映させた3種類のリスク細分型保険料率を設定した保険です。
養老保険 教育資金や老後の生活資金など、将来まとまった資金準備が必要な方に。	無配当養老保険	死亡もしくは所定の高度障害状態のときの保障と資産形成を同時に希望される方へ 生活設計に合った資金準備と保障を同時に満たす保険です。
	積立利率変動型養老保険 ※ (貯蓄重視型 米国通貨建)	死亡もしくは所定の高度障害状態のときの保障とUSDル建の資産の保有を同時に希望される方へ 保険料の払い込みから保険金のお受け取りまでを、世界の基軸通貨であるUSDルで行う養老保険です。



ご注意ください

ご負担いただく費用とリスクについては、57ページに記載しております。商品に関する詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

(他1906-2035)

保険種類	商品名	特長
医療・ガン保険 安心の医療保障で、 生きるために がんばる人を応援します。	疾病・医療保険 Flexi S (フレキシエス) 新終身医療保険	生涯にわたって病気やケガの際の保障を希望される方へ 病気やケガによる入院・手術を一生保障します。加えて、入院の短期化に対応した保障や、高齢化の進展で関心が高まっている介護と認知症に対する保障など、時代の変化やライフスタイルに合わせて、フレキシブルに保障が選べます。
	リターンボーナスつき 終身医療保険 生存還付給付金付 終身医療保険	生涯にわたる病気やケガの保障を、掛け捨てではない医療保険で希望される方へ 生涯にわたる病気やケガによる入院・手術などを保障し、生存還付給付金、健康祝金、入院などの各給付金のお受け取りにより、払込保険料相当額が戻る保険です。
	Flexi Gold S (フレキシゴールドエス) 終身医療保険 (引受基準緩和型)	健康上の理由で医療保険へのご加入をあきらめていた方へ 持病のある方でも、入院・手術などの基本保障に加え、ガン、介護や認知症への一時金など、充実した保障が選べます。しかも、従来の引受基準緩和型の医療保険にあった支払削減期間を撤廃し、保障1年目より満額の給付金をお受け取りいただける保険です。
	ガン保険 Guard X (ガードエックス) 終身ガン治療保険	多様化するガンの治療に安心して専念したい方へ 入院、通院の有無にかかわらず、ガンの治療を目的として三大治療(所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療)のいずれかを受けられたら、一時金をお受け取りいただける保険です。ガン診断、ホルモン剤治療、ガン通院、ガン入院に関する特約を付加することで、初期のガンから再発・転移の治療まで、幅広くガンの治療に備えることができます。
	個人年金保険 より豊かで安心できる 退職後の生活を送るために。	レグルスIV ※ 三大陸 ビーエルクローバー プロシオン 個人年金保険 <米ドル建09><ユーロ特約(09)> <豪ドル特約(09)><円特約(09)>

※特定保険契約商品。これらの商品は、契約時費用のご負担、運用リスク、為替リスク、市場価格調整などにより、お受取額が払込保険料総額を下回ることがあります。ご検討の際には各商品の契約締結前交付書面、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずお読みください。

- 記載事項は商品(特約)の概要を説明したものであり、ご契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、各商品のパンフレット、契約締結前交付書面またはご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款などを必ずご確認ください。



ご注意ください

ご負担いただく費用とリスクについては、57ページに記載しております。
 商品に関する詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

(他1906-2035)

主な商品一覧

保険種類	商品名	特長
通販用 パッケージ商品	死亡保障	
	スーパー割引定期保険 無配当平準定期保険 (リスク細分型保険料率の適用に関する特則付)	健康であるほど保険料が割引になる保険をご希望の方へ 喫煙の有無、健康状態など当社所定の基準により保険料が割引になる保険です。
	みんなのかんたん定期保険 無配当平準定期保険	手軽に死亡保障を充実させたいとお考えの方へ 死亡もしくは高度障害状態の際に、ご家族を支える保障をお受け取りいただける保険です。
	MYDEAREST (マイディアレスト) 収入保障保険 (月払給付・無解約返戻金型)	お手ごろな保険料で万一の場合の遺族の生活保障を備えたい方へ 死亡時の遺されたご家族への保障のほか、三大疾病時や災害時の保障も準備できます。非喫煙保険料率もご用意しています。
	つづけてク終身 終身保険(低解約返戻金型)	生涯の安心を備えたい方へ 生涯を通じて、死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときの保障を準備できる商品です。
	ずっとスマイル 終身保険 (引受基準緩和型)	健康上の理由で生命保険へのご加入をあきらめていた方へ 簡単な告知により、満30歳から満80歳までの方が、生涯保障の生命保険にお申し込みいただけます。
	医療保障	
	Flexi S (フレキシエス) 新終身医療保険	シンプルタイプ 保険料をおさえて生涯にわたる入院保障を望まれる方へ 入院、手術や先進医療への保障を基本とした保険料をおさえたプランに加え、短期入院の保障、退院後の通院や七疾病での入院保障を延長したプランがあります。 女性専用タイプ 女性特有の病気に重点を置いた保障を望まれる方へ 病気やケガ、先進医療への保障に加え、所定の女性疾病による入院の場合に給付金を上乗せ保障します。また、女性にうれしい健康祝金付プランです。 ※上記の他にも、一生涯の医療保障を自分のスタイルで選びたい方向けのタイプもあります。基本保障の入院、手術、先進医療に加えて、複数のオプションを自由自在に組み合わせることができます。
	Flexi Gold S (フレキシゴールドエス) 終身医療保険 (引受基準緩和型)	健康上の理由で医療保険へのご加入をあきらめていた方へ 入院、手術や先進医療の保障を基本としたシンプルなタイプや、短期入院の保障、退院後の通院や三疾病での入院保障延長などのオプションを自由自在に組み合わせることができるタイプもあります。
	Guard X (ガードエックス) 終身ガン治療保険	多様化するガンに自信をもって向き合いたい方へ 入院、通院の有無にかかわらず、ガンの治療を目的として三大治療(所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療)のいずれかを受けられたら、一時金をお受け取りいただける保険です。ホルモン剤治療、ガン通院、ガン入院に関する保障を付加することで、幅広くガンの治療に備えることができます。



ご注意ください

ご負担いただく費用とリスクについては、57ページに記載しております。
商品に関する詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

(他1906-2035)

保険種類	商品名	特長
団体保険	ノンパーグループ保険 無配当総合福祉団体定期保険	団体の所属員に対する万一の際の遺族の生活保障 所属員が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体が定める福利厚生規程(死亡退職金・弔慰金など)に準拠した保険金をお受け取りいただける保険です。配当をなくし、お手ごろな保険料を実現しました。
	総合福祉団体定期保険	団体の所属員に対する万一の際の遺族の生活保障 所属員が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体が定める福利厚生規程(死亡退職金・弔慰金など)に準拠した保険金をお受け取りいただける保険です。
	医療保障保険(団体型)	団体の所属員が病気やケガをした際の医療保障 入院の際の公的医療保険制度における医療費の自己負担に対応した「治療給付金」や「入院給付金」、死亡された際の「死亡保険金」をお支払いする団体医療保険です。入院費や入院中の治療費を重点的に保障します。
	団体定期保険(S51)	団体の所属員の自助努力による万一の際の遺族の生活保障 所属員が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、保険金をお受け取りいただける保険です。
	グループメディカルBasic+ 新医療保障保険(団体型)	団体の所属員の万一の場合や病気やケガに備えた医療保障 入院給付金、死亡保険金のほか、手術、特定疾病給付などの特約、災害入院不担保などの特約により必要な保障だけで設計が可能な団体医療保険です。

各種特約

- 先進医療給付特約
- 先進医療給付特約(引受基準緩和型)
- ガン先進医療給付特約(2013)
- 終身特定疾病一時金特約
- 終身ガン診断給付特約(引受基準緩和型)
- 終身通院給付特約(引受基準緩和型)
- 終身七疾病入院延長給付特約
- 終身三疾病入院延長給付特約(引受基準緩和型)
- 三大疾病保険料払込免除特約
- 三大疾病保険料払込免除特約(新終身医療保険用)
- 終身介護保障一時金特約
- 終身介護保障一時金特約(引受基準緩和型)
- 終身認知症診断一時金特約
- 終身認知症診断一時金特約(引受基準緩和型)
- 傷害特約
- 災害死亡給付特約
- 定期保険特約
- 定期保険特約(無解約返戻金型 米ドル建) ※
- 三大疾病・介護給付終身保険特約(米ドル建) ※
- 三大疾病・介護保険料払込免除特約
- 終身女性疾病入院給付特約
- 年金支払特約
- 年金移行特約
- リビング・ニーズ特約
- 積立金定期引出特約(09)
- 円建年金移行特約(09)
- 積立金定期支払特約(15)
- 円建終身保険移行特約(15)
- 変額終身保険特約(16)
- 円建終身保険移行特約(16)
- 給付金代理請求特約

※特定保険契約商品。これらの商品は、契約時費用のご負担、運用リスク、為替リスク、市場価格調整などにより、お受取額が払込保険料総額を下回ることがあります。ご検討の際には各商品の契約締結前交付書面、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずお読みください。

- 記載事項は商品(特約)の概要を説明したものであり、ご契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、各商品のパンフレット、契約締結前交付書面またはご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款などを必ずご確認ください。



ご注意ください

ご負担いただく費用とリスクについては、57ページに記載しております。
商品に関する詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

(他1906-2035)

主な商品一覧

メットライフ生命の特定保険契約

2007年9月に施行された金融商品取引法では、昨今の金融技術の進展などを背景として生まれる多様な投資性金融商品について、包括・横断的な利用者保護ルールを義務付けています。この金融商品取引法は、投資性のある保険商品にも一部準用され、法制面においても、安心して投資を行っていただける環境が着実に整備されています。メットライフ生命では、次の保険商品が「特定保険契約」に該当します。

特定保険契約商品の概要・リスク・諸費用

メットライフ生命の取り扱い商品をご検討いただく際に、特にご注意いただきたい事項のある商品と、その概要・リスク・諸費用などは次のとおりです。

	特定保険契約の概要	リスク	ご負担いただく諸費用など*
変額保険 <特別勘定商品>	積立金は特別勘定を通じて株式や債券などで運用し、運用実績により、保険金、給付金、年金、解約返戻金などの額が変動します。	受取額が払込保険料を下回るリスク 投資対象となる株式や債券などの市場の変動により、この保険の資産である積立金も変動します。また、外国債券などの外貨建資産を投資対象としているものは、為替変動の影響も受けます。これらの要因により、保険金、給付金、年金、解約返戻金などの受取額が払込保険料の累計(または一時払保険料)を下回る場合があります。	他の保険種類で通常、積立金などからご負担いただく運用関係費用、保険関係費用などに加えて、特別勘定運用費用などをご負担いただきます。また、変額個人年金保険の場合、契約日・増額日から10年未満の解約・減額などについては解約控除がかかります。
解約返戻金が市場金利や価格により変動する保険・年金保険 <MVA商品(解約返戻金市場価格調整付の商品)>	経過期間や適用積立利率および解約・減額日に計算される積立利率に応じて、解約返戻金額が変動します。	解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク 市場価格調整により解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。	保険の種類により、積立利率や積立金から各種費用が控除されます。また、利率変動型一時払終身保険(米ドル/豪ドル建 16)などは、契約時に一時払保険料から契約の締結にかかる費用、保険期間中、積立金から死亡保障や契約の維持のための費用などが控除された額が積み立てられます。
外貨建保険 外貨建年金保険 <外貨建商品>	USD建債券など外貨建資産によって運用され、為替相場の変動により保険金などの円換算額が変動します。	為替リスク 為替相場の変動により、保険金や解約返戻金などの受取時の円換算額が、ご契約時の保険金や解約返戻金などの円換算額を下回る場合があります。また、保険金などの受取時の円換算額が、払込保険料円換算額の累計(または一時払保険料の払込時の円換算額)を下回る場合があります。	通貨交換時には為替手数料がかかります。また、外貨の払い込み・お受け取りの際に各種手数料が必要となる場合があります。保険料円入金特約、円入金特約、円支払特約、年金開始後円支払特約などの特約レート適用時にも、所定の手数料がかかります。

*実際にご負担いただく費用は、ご契約された商品、ご選択された特別勘定およびその割合、年金の受け取り方法などにより異なりますので、記載していません。詳細については、契約概要などをご覧ください。

(他1906-2035)

特定保険契約商品一覧

特定保険契約に該当する商品	特別勘定商品	MVA商品*	外貨建商品
個人年金保険(米ドル建 09)		●	●
積立利率変動型終身保険(米国通貨建 2002)			●
積立利率変動型養老保険(貯蓄重視型 米国通貨建)			●
積立利率変動型一時払終身保険(米ドル保険料建 15)		●	●
積立利率変動型一時払終身保険(豪ドル保険料建 15)		●	●
利率変動型一時払終身保険(米ドル建 16)		●	●
利率変動型一時払終身保険(豪ドル建 16)		●	●
利率変動型一時払終身保険(米ドル建 16) ※ 変額終身保険特約(16)を付加	●	●	●
利率変動型一時払終身保険(豪ドル建 16) ※ 変額終身保険特約(16)を付加	●	●	●

* 解約返戻金が市場価格調整により変動する保険・年金保険

- 記載事項は商品(特約)の概要を説明したものであり、ご契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、各商品のパンフレット、契約締結前交付書面またはご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款などを必ずご確認ください。

ご負担いただく費用とリスクについて(生命保険の留意事項)

生命保険にかかる主な費用とリスクは以下のとおりです。ご負担いただく費用やその料率およびリスクの内容は、商品によって異なりますので、詳しくは各商品の「パンフレット」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」などでご確認ください。

- 生命保険をご契約された場合、主に次のような費用をご負担いただきます。

保険関係費用	保険契約の締結・維持に必要な費用および死亡保障などに必要な費用
運用関係費用	投資信託の信託報酬や信託事務の諸費用など、特別勘定の運用により発生する費用
解約控除	解約時や減額時などに、経過年月数に応じて積立金額などから控除する費用

※上記に加え、外貨建保険については、通貨交換時に為替手数料をご負担いただきます。また、外貨によりお払込みまたはお受け取りいただく際は、金融機関所定の手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。

※ご負担いただく費用の合計額は、上記を足し合わせた金額となります。

- 生命保険には商品の種類によって主に次のようなリスクがあります。

価格変動リスク	変額保険など、国内外の株式・債券などで運用を行い、その運用実績に応じて積立金額などが増減する商品では、株価や債券価格、為替の変動などにより、積立金額や将来の年金額、解約返戻金額などが既払込保険料を下回ることがあり、 <u>損失が生じるおそれがあります。</u>
為替リスク	外貨建の商品では、為替レートの変動により、受取時における保険金の円換算額が、契約時における保険金の円換算額や既払込保険料の円換算額を下回ることがあり、 <u>損失が生じるおそれがあります。</u>
金利変動リスク	商品によっては、運用対象となっている資産(債券など)の市場金利に応じた価値を解約返戻金に反映させるしくみになっています。そのため、解約時の市場金利の変動によっては、解約返戻金が減少し、既払込保険料を下回ることがあり、 <u>損失が生じるおそれがあります。</u>

(他1906-2035)

販売体制

お客様のニーズに合わせた販売ラインを開拓

ライフプランや資産形成など、きめ細かなコンサルティングを望まれるお客さまから、利便性・合理性を重視されるお客さままで、10人のお客さまには10とおりのニーズがあります。

メットライフ生命は、お客さまが望まれる形で商品をお届けするため、さまざまな販売経路をご用意しています。

コンサルタント社員による販売

1976年、外資系生命保険会社初のプロのコンサルタント営業部隊として誕生以来、一人ひとりのお客さまの生涯にわたるパートナーとして、「お客さま中心主義」の考えに基づいたライフプランコンサルティングを追求しています。

約4,200名のコンサルタント社員が、メットライフ生命独自の付加価値の高い保障とサービスを全国のお客さまに提供しています。

保険代理店による販売

外資系生命保険会社第1号として1973年に日本で初めて保険代理店による保険販売を開始して以来、多様な代理店形態に発展を遂げ、お客さまに身近な存在として保障の提供に努めてきました。

人生の大切な場面でいつもそばにいて安心をお届けするために、2019年3月現在全国約6,400店に及ぶ保険代理店を通じて、お客さまをサポートしています。

お客さま

通信販売

お客さまの利便性向上を目指して、1976年に保険会社がお客さまと保険契約のお手続きを直接行うダイレクト型の通信販売を生命保険業界で初めて開始。以来、長年の歴史とノウハウを誇ります。当社の公式サイトでは、保険のインターネット申し込みサービスなど、お客さまの保険選びをサポートするさまざまなコンテンツをご用意しています。

また、当社のパートナーであるクレジットカード会社・通販会社・スーパー・百貨店などの代理店を通じた通信販売も、多くのお客さまからご支持いただいています。

金融機関代理店による販売

お客さまの保険相談窓口として、金融機関の果たす役割りはますます重要になってきています。メットライフ生命は全国117の提携金融機関を通して、お客さまのライフステージやニーズに適した保険商品を提供しています。日本のマーケットに馴染みがなかった外貨建定額年金を導入し、多くのお客さまに金融資産の一部を外貨で保有することの意義をお伝えしてきました。

また、外貨建終身保険をいち早く導入し、若年層のお客さまの保障・資産形成ニーズやシニア層のお客さまの相続・生前贈与ニーズにお応えしてきました。

コンサルタント社員による販売

コンサルタント社員が金融のプロフェッショナルとして、
お客様のライフスタイルからニーズを正確にキャッチして付加価値の高い保障を提案

高い専門性と強い使命感を持ち、お客様の人生設計をお手伝いする

メットライフ生命のコンサルタント社員は、お客様のご希望から潜在的ニーズまでをさまざまな角度から分析し、お客様ごとに最適な生命保険のプランを提供しています。生命保険を通して、保険はもちろん、財務・税務・金融や法律など幅広い知識を持った専門家として、お客様の気づかないリスクに着目し、お客様の人生設計や資産形成から豊かなリタイアメントライフにいたるまで、幅広くお手伝いをしています。急速な時代の変化により、銀行・証券・保険といったそれまでの業態の枠組みを超えて、多様なビジネスモデルが創出され、個人・法人を含めたお客様のニーズも多様化しています。



お客様から選ばれ長くお付き合いいただける会社を目指し、メットライフ生命では、いち早く時代を見据えて、「プライベートバンキング」「証券の資産管理営業」のコンセプトを取り入れ、「資産全般にわたる、中長期の資産形成のための総合コンサルティング」を基本に活動を続けています。私たちは、「お客様中心主義」の理念に基づき、お客様に安心をお届けし、万一の場合にもご家族を守っていくため、これからも「ライフプランコンサルティング」にこだわっていきます。お客様のご期待・ご要望を超えるサービスを追求し、真の総合金融コンサルタントとして、メットライフ生命独自の付加価値の高い保障をお客様に提供し続けていきます。

転勤がなく地域に根付いたサービスを提供

コンサルタント社員は全国102のエイジェンシーオフィス（2019年4月1日時点）に所属し、転勤のない勤務条件のもと、各地域のお客様との信頼のネットワークを長年にわたって築いてきました。この地域に密着したサービスによって、お客様から高い信頼をいただき、新しいお客様をご紹介いただくことは私たちにとって大きな喜びです。

真のプロフェッショナルを生み出す「キャリアパス制度」

コンサルタント社員には真のプロフェッショナルを目指す2つの道—「トッププロデューサーへの道」および「マネジメントへの道」—が用意されています。これが「キャリアパス制度」です。年齢や性別、中途入社など一切関係なく、実力主義が貫ける柔軟なキャリアパス制度だからこそ、お客様へのプロフェッショナルなサービスのご提供が実現できるのです。

■ メットライフ生命の団体保険

メットライフ生命では、企業・組合・企業グループ・同業種の団体などに向けて団体保険を提供しています。米国では、従業員福利厚生ビジネスで100年以上の歴史があり、団体保険の売上高では米国トップクラス*です。日本でも、業界共通商品に加え、独自商品である無配当総合福祉団体定期保険、新医療保障保険（団体型）を提供しています。

これらの団体保険商品を、当社の強みであるコンサルタント社員や保険代理店を通じて販売し、加入された団体の従業員の皆さまが安心して働くことができる環境づくりの実現をお手伝いします。

* 米国生命保険協会発行「Life Insurers Fact Book 2018」(2018年10月発行)

販売体制

保険代理店による販売

全国各地に拠点を置く大型代理店や地域に密着した代理店が
メットライフ生命の生命保険を通じて、お客さまの安心と夢の実現をサポート

お客さまとともに価値を創造する

メットライフ生命の代理店は、お客さまの不安・心配に耳を傾け、またお客さまが語る夢と一緒に思いを馳せることで、生命保険を通じてどんなお手伝いができるのか、お客さまと一緒に考えながらプランニングを行います。これは単に万一の時の保障を提供することだけに留まらず、多くのお客さまが安心して心すこやかな人生を送ることをともに創り出すという、生命保険の新しい価値の追求です。

今日も、日本全国に拠点を置く大型代理店や地域に密着した代理店が、お客さまとの約束を記した生命保険証券に、お客さまとともに創造した価値を付加してお届けするための活動に取り組んでいます。

生命保険・損害保険 兼営代理店

主に損害保険代理店がメットライフ生命の生命保険を取り扱う生損保兼営の代理店です。お客さまの生活全般のリスクにお応えします。

生命保険 専業代理店(当社専属／他社兼合)

生命保険を主体とする代理店です。生命保険のスペシャリストであり、質の高いコンサルティングサービスの提供をとおして、お客さまの良きライフアドバイザーとしての役割を担います。

機関代理店

企業や金融機関などの関連会社による大型法人代理店です。企業内の福利厚生や取引先のお客さまに対するサービスをご提供します。

来店型保険代理店

一般的に、保険ショップと呼ばれている代理店です。駅から近いテナントやショッピングセンターの一角などにショップがあり、主にファイナンシャル・プランナーの資格を持つ保険の専門家が、お客さまのライフプランを聞き取りながら、ご相談に応じます。



■ 全国代理店会連合会

メットライフ生命の代理店は、会社とは独立して「全国代理店会連合会」という全国的な組織を運営しています。1992年に発足し、2019年3月現在約5,000名の会員が会社からのサポートとは別に、勉強会などの事業活動を行い、お客さまのニーズにより的確に応えられるよう、自主的・主体的な取り組みを行っています。当社とも緊密な関係を維持し、共存共栄によりお客さまサービスの向上を目指しています。

2011年から従来の社会貢献活動を拡大し、「公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン」「認定NPO法人全国盲導犬施設連合会」「公益財団法人がん研究会」「認定NPO法人Living in Peace」への取り組みを、全国代理店会連合会とメットライフ生命の共催で行っています。

■ パートナーシップクラブ代理店

メットライフ生命では業績・資質に応じた代理店資格制度を設けています。年度ごとに、優秀な業績を収めた代理店を最高位である「Vランク」と認定し、顔写真入りのポスターとコーポレートサイトで紹介しています。紹介されている代理店は生命保険のプロフェッショナルであり、メットライフ生命が自信をもって推薦する代理店です。

■ マグネットエージェンシー認定制度

メットライフ生命では、業績だけでなく代理店の経営品質を確認していく、「マグネットエージェンシー認定制度」を2018年から開始しました。お客さま、代理店の従業員、地域の人々を磁石のように魅きつける、地域を代表する保険・金融サービス企業の成長支援を目的としています。

Magnet Agency

通信販売

手軽さと利便性を求められるお客さまへ、インターネット、ダイレクトメール、電話などのさまざまな媒体を通じて保険商品を提供

いつも身近なメットライフ生命

メットライフ生命は、お客さまの利便性向上を目指して、1976年に保険会社がお客さまと保険契約のお手続きを直接行うダイレクト型の通信販売を生命保険業界で初めて開始しました。以来、多くのお客さま・代理店の皆さまに支えられ、通信販売は当社にとって重要な柱の1つとなっています。また、当社は、パートナーである銀行系・信販系のクレジットカード会社、カタログ通販会社、百貨店、スーパーなど数多くの代理店を通じた保険の通信販売も展開しています。

通信販売においては、医療保険やガン保険など、保障内容のわかりやすい第三分野の商品を中心に、喫煙の有無、健康状態などにより保険料が割引になる商品や、引受基準を緩和した商品など、さまざまなお客さまのニーズにお応えする商品展開を行っています。合理性を追求した掛け捨てタイプ、貯蓄性の高い商品、シニア世代に特化した商品など、メットライフ生命の通信販売ならではの豊富なバリエーションは、多くのお客さまからご支持をいただいています。

テレマーケティングを活用した先進的なサービス

通信販売によるご契約者さまや、資料請求をいただいたお客さまへのテレマーケティングを活用した細やかなフォローも体系的に行っており、新商品や新特約のご案内をはじめ、個人のライフプランに合わせたさまざまなご案内をとおして、お客さまとのコミュニケーションの充実を図っています。通信販売専用のコールセンターでは、オペレーターであるTCT（テレコンサルタント）などが保障内容のご相談および保障内容の変更に対し、正確かつ丁寧な対応を心がけています。今後もメットライフ生命は、通信販売を通じて、皆さまによりご満足いただける商品、サービスをご提供してまいります。

お客さまのニーズに合わせた柔軟な姿勢

コールセンターに加えて、インターネットでは24時間、365日お客さまのご都合に合わせて、いつでもお気軽にお申込みいただけます。

また、保障の見直しや将来の資産形成など、より詳細なご相談を希望されるお客さまには、お住まいの地域を担当するコンサルタントをご紹介させていただくなど、お客さまのご希望に応じて柔軟に対応させていただいています。



銀行などの金融機関代理店による販売

メガバンク・信託銀行・地方銀行・証券会社などの提携金融機関を通して、
お客さまのライフステージやニーズに適した商品を提供

外貨建保険商品のパイオニア

個人年金保険の銀行窓口販売（銀行窓販）が2002年10月に解禁されて以来、メットライフ生命は、提携金融機関を通じた個人保険商品の販売をすすめてきました。当時はまだ日本のマーケットに馴染みがなかった外貨建定額個人年金保険を導入し、金融資産の一部を外貨で保有することの意義を多くのお客さまにお伝えしてまいりました。

また、お客さまに保険の機能を最大限にご活用いただけるよう、健康状態等を告知いただく商品もいち早く導入しました。外貨建平準払保険である積立利率変動型終身保険（米国通貨建 2002）「ドルスマート」は、若年層のお客さまからシニア層のお客さままで幅広いニーズにお応えしています。万一に備えてご家族への手厚い保障をご準備いただくと同時に、将来は保障に代えてご自身の老後資金としてご活用いただくこともできる保険です。保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低くすることで割安な保険料でお申し込みいただける低解約返戻金プランもご用意しており、30～40歳代のお客さまを中心にご支持をいただいております。

シニア層のお客さまの相続・生前贈与ニーズ

2015年1月の相続税制改正以降、シニア層のお客さまの「相続」に対する関心はますます高くなっています。一般的に相続財産の約半分*を分割しづらい土地・家屋で所有されているお客さまが、「誰に」「何を」「どれだけ」のこすのかを真剣に考えていらっしゃるようです。

メットライフ生命は、お客さまの「金融資産を安心して安全にのこしたい」「相続税の心配を家族にさせたくない」というニーズに対応した外貨建一時払終身保険をいち早く販売開始しました。

ご家族になるべく多くのこしたいというお客さまには、利率変動型一時払終身保険「ビーウィズユープラス」がご好評をいただいています。ご契約当初より一時払保険料を上回る保障を得られる「保障重視コース」、運用収益の増加を狙いながら解約返戻金の円換算額が目標額に到達すれば円建終身保険へ移行する「保障&運用コース」の2つのコースから目的に合わせてお選びいただいております。

また相続について、お客さまに直接「相続セミナー」や「資産承継セミナー」を実施しているほか、さまざまなお役に立つ情報や資料を提供しています。

*平成28年度国税庁統計

提携金融機関とのパートナーシップ

メットライフ生命は、銀行窓販開始当初より「資産運用やご遺族の生活保障などについて一緒に話し合えるパートナーとなること」、「ライフステージに応じたお客さま本位の金融サービスをご案内すること」の重要性を一貫して提携金融機関にお伝えしています。

お客さまにとってわかりやすい情報を提供し、お客さまの最善の利益を実現できるよう、提携金融機関に対する各種研修プログラムや販売サポートをますます充実させています。保険販売に携わる全国の金融機関の担当者を対象とした合同研修、また役員・管理職を対象としたセミナーなどを毎年開催しています。

「人生100年時代」を見据え、超高齢社会における金融サービスのあり方についても情報共有し、お客さまの健康と経済的なサポートにも努めてまいります。



教育システム

『お客さま中心主義』を支える付加価値の高い学びの提供

信頼できるパートナーを目指して

人生100年時代と言われる中、お客さまのニーズはますます多様化しています。メットライフ生命ではお客さまそれぞれのライフプラン実現のために、コンサルタント社員や生命保険募集人の保険・金融に関する知識・理解力の向上を図り専門性の高い人材育成に取り組んでいます。

また、金融教育プログラム「PlanSmart(プランスマート)」や「ライフプランコンサルティング(LPC)」のさらなる推進を通じてお客さまの人生の「もっと」をかなえる応援をします。

■ メットライフ生命の教育の特徴

東京・大阪の東西2拠点にラーニングセンターを設置し、コンサルタント社員や生命保険募集人がさまざまな研修を受けられるよう、充実した学習環境を整備しています。

販売ラインの特性に合わせ、必要な知識・スキルを段階的に学ぶことができる研修体系を構築しています。

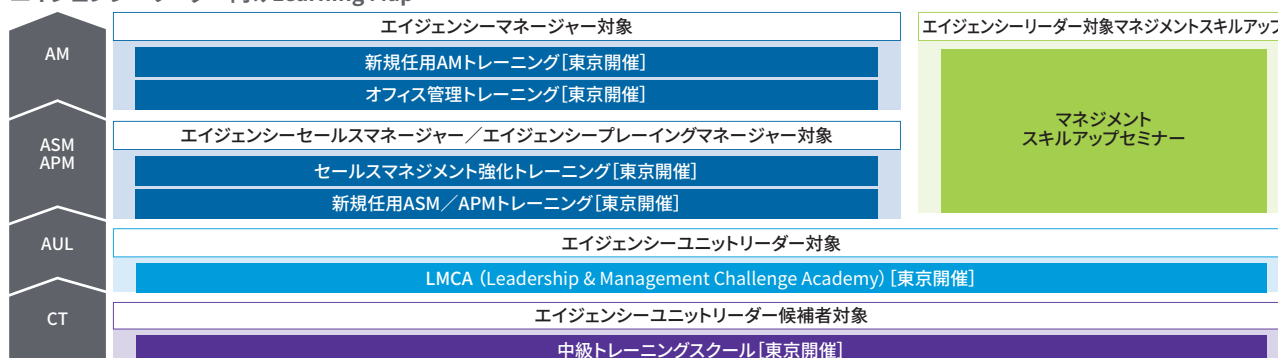
教育プログラム

コンサルタント向けLearning Road Map

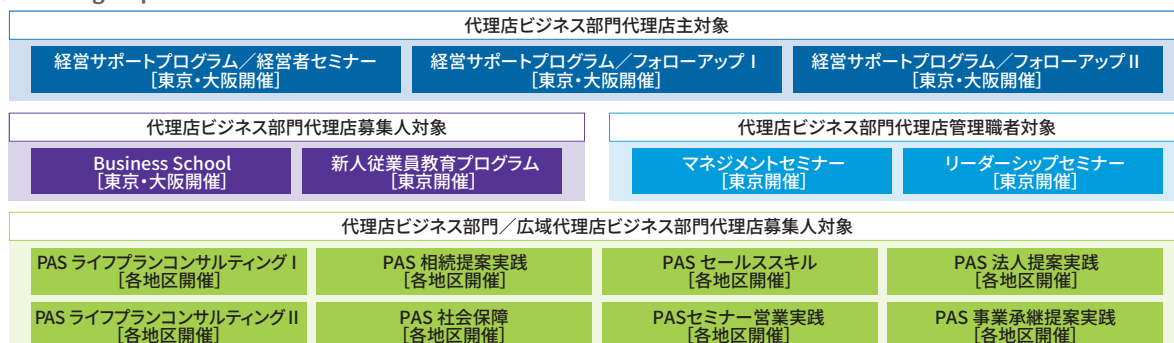


※BTS: Basic Training School

エイジェンシーリーダー向けLearning Map



代理店向けLearning Map



※PAS: Professional Agent School

教育システム

個に応じた学習環境の提供

研修ポータルサイト「MetLife Campus」では受講者個々の学習状況や知りたい内容にマッチする豊富な動画や研修コンテンツを提供しています。またスマートフォン対応画面をリリースし、時間や場所、端末を選ばずにいつでも、どこでも気軽に学習できる環境を整備しました。

研修受講者参加・交流型の臨場感ある対面研修を実施する仕組みとして、研修参加型アプリを導入しました。それによりトレーナーが受講者の反応・理解度をリアルタイムで確認しながら研修を運営することができ、研修効果の最大化につながっています。お客さま目線に立った募集活動を実践する取り組みとして、商品特性や仕組みについてよりわかりやすく丁寧な対応や説明能力の向上に向けた研修プログラムの開発と学習コンテンツの提供をおこなっています。



MDRT会員による卓越した保険・金融サービスの提供

1927年に発足したMillion Dollar Round Table (MDRT)は、卓越した生命保険・金融プロフェッショナルの組織です。世界中の生命保険と金融サービス専門家66,000名以上が所属する独立したグローバルな組織として、500社、72カ国で会員が活躍しています。会員は専門家として豊富な知識を有し、厳しい倫理規定を遵守し、卓越した顧客サービスを提供しています。MDRT会員は国際的に生命保険と金融サービス事業の優績者であると評価されています。565名のMDRTメットライフ会会員は、最高の「プロフェッショナルリズム」を追求し、地域社会のリーダーとして「社会貢献」を実践し、国や地域や企業間の垣根を越えて行う「相互研鑽」「シェアリング」を通じて自らを高め、常に「顧客第一主義」で行動しています。(2019年4月末現在)



JAIFAメットライフ会会員による相互研鑽

JAIFA(ジェイファ)とは、生命保険会社の枠を越えて、各社の生命保険営業職員が集まり、お互いに研鑽しながら、崇高な生命保険の役割を国民の皆様にはわかりやすくお伝えし、あわせて、広く社会に貢献するための活動を行う団体のことです。わたしたちは、生命保険に関する真のプロであることを誇りとし、現在3万人を超える会員が活躍しています。正式名称は、「公益社団法人 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会」(英文名:Japan Association of Insurance and Financial Advisors)といます。

生命保険事業の先進国であるアメリカの「全米生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会」にならって、昭和37年9月に設立され、その後、平成24年4月1日には内閣府から「公益社団法人 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会」として移行認可され、公益活動を行う法人として活動をしています。

メットライフ生命の営業職員・代理店で構成されたJAIFAメットライフ会では、約3,000名の会員(2019年4月末現在)が真のプロフェッショナルとしてお客さまと地域社会へ貢献すべく精力的に活動しています。



内部管理態勢の 強化に向けて

内部統制.....	66
リスク管理態勢.....	67
コンプライアンス態勢.....	72
内部監査態勢.....	74

内部統制

内部統制に係る基本方針

メットライフ生命では、会社の業務の適正を確保するため、内部統制に係る基本方針を定めています。

1. 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役に、定期的または必要に応じて随時、取締役会に対して職務執行状況の報告をさせる。
- (2) 当社は、全役員が法令等、社内規程、当社の行動規範および倫理道德等に則り、職務の執行のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底する。
- (3) 当社は、コンプライアンスを専門に所管するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンスの推進に係る規程等を定め、実効性のあるコンプライアンス態勢を整備する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに係る事故が適切にコンプライアンス担当部門に報告されるよう報告体制を整備するとともに、内部通報窓口を設置する。コンプライアンス担当部門は、報告された事象については適切な調査および分析を行うとともに、コンプライアンスに係る違反については、規程等に基づき厳正に対処する。
- (5) 当社は、独立した内部監査部門を設置するとともに、内部監査に係る規程等を定め、実効性のある内部監査を実施する。内部監査部門は、内部監査を通じて各部門や拠点の内部管理態勢の適切性および有効性を検証し、重要な事項について取締役会、監査委員会および執行役に報告する。
- (6) 当社は、反社会的勢力への対応に係る規程等を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては組織として毅然とした対応を行い、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (7) 当社は、お客さまの保護に係る規程等を定め、お客さまの利益の保護の確保およびお客さまの利便性の向上に寄与する業務運営態勢を整備する。

2. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、各執行役間の適切な連携および牽制を図り、執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、執行役会を設置する。執行役会は原則として毎月開催し、取締役会から委任を受けた事項について協議および決定する。執行役会の責任および権限等は、取締役会の決議により定める。
- (2) 当社は、執行役による効率的な業務運営を確保するため、組織や職制、事務分掌、業務管理等に係る規程、その他業務運営に係る社内規程等を整備するとともに、定期的にその適切性について検証を行う。
- (3) 当社は、単年度または中長期の経営計画を策定し、執行役はその経営計画に基づいて職務を執行する。

3. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、文書等の保存に関する規程等を定め、重要な会議の議事録、その他執行役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について適切に保存および管理を行う。これらの重要な文書については、監査委員会および内部監査部門の求めに応じ、閲覧または謄写に供する。
- (2) 当社は、情報資産の管理に係る規程等を定め、適切に情報資産の保存および管理を行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、統合リスク管理に関する規程等を定め、リスク管理を統轄する部門を設置するとともに、当社の事業遂行にかかわる種々のリスクについて、リスク・カテゴリーごとに主管部門を定めてリスクの特性等に応じた適切な管理を実施する。重要なリスクに係る管理の状況については取締役会、監査委員会および執行役に定期的に報告する。
- (2) 当社は、当社の経営に多大な影響を与える可能性がある経営危機が発生した場合の基本的対応に係る規程等を定めるとともに、大規模な自然災害など、通常の体制による業務の継続が困難となる事態が発生した場合に備えて、非常時における業務の遂行体制を整備する。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の親会社との間で経営に必要な情報交換を適切に行うとともに、親会社が定める戦略、方針、規程、施策等について、親会社と連携を取りつつ、日本の法令等に違反しないことを前提として、

適正かつ合理的と判断される方法により、これを導入ならびに実施する。

- (2) 当社は、当社の親会社ならびにその子会社等からなるグループに属する会社との取引等の管理に係る規程等を定め、実際の取引等の実行に際してはアームズ・レングス・ルールその他関連する法令等に違反しないことを確保したうえで実行するなど、不適切な取引の発生を防止するものとする。
- (3) 当社は、子会社等管理に関する規程等を定め、各子会社等の事業特性を踏まえた管理等を適正に行なうとともに、各子会社等における健全で適正な業務運営を確保するための体制を整備する。
- (4) 当社は、子会社等の業務執行等に関する支援・指導・管理を実施するにあたって、子会社等の状況に応じて定期的または適時に報告すべき事前協議事項および報告事項等を定め、子会社等からの適切な報告体制を確保する。
- (5) 当社は、子会社等のリスク特性やリスクの軽重を勘案し、適切にリスク管理するための体制を整備する。

6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する従業員を配置する。

7. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の業務に従事する従業員に係る評価、処分等は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意の下に行う。

8. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員は、当該職務の遂行に際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従う。

9. 執行役および使用人ならびに子会社の役職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 内部統制に係る事項を所管する執行役は、監査委員会に定期的、かつ報告すべき緊急の事項が発生した場合は遅滞なく、その業務の執行状況を報告する。
- (2) 執行役および従業員ならびに子会社の役職員は、リスク管理、コンプライアンス、およびお客さま保護に係る状況など経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について監査委員会に報告する。
- (3) 内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について速やかに、監査委員会に報告する。
- (4) 執行役および従業員ならびに子会社の役職員は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。

10. 監査委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査委員会に直接報告をした執行役および従業員ならびに子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

11. 監査委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る体制

- (1) 監査委員の監査業務遂行に係る費用については、監査委員会の決議または監査委員長長の決定にもとづき支払うこととする。
- (2) 監査委員は職務上必要と認める費用について、予め予算を確保することができる。
- (3) 監査委員が支出した費用については、全額会社が負担するものとする。

12. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表執行役は、リスク管理、コンプライアンス、お客さま保護に係る状況、その他当社の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行うなど、適切な連携を図る。
- (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な連携を図る。

リスク管理態勢

メットライフ生命では、業務の健全かつ適切な運営を確保し、お客さまへの保険金などのお支払いを確実かつ迅速に実行することを目的として、全社を挙げてリスク管理の徹底に努めています。

リスク選好方針およびリスク管理方針など

当社では、取締役会において「リスク選好基本方針」を定め、当社の経営目標を達成するための統合的なリスク戦略にかかる基本的事項として、リスク優先度（許容し保持・管理するリスクの種類）およびリスク許容度（許容するリスクの限度やリスクを取得するにあたって考慮する要素）を定めています。

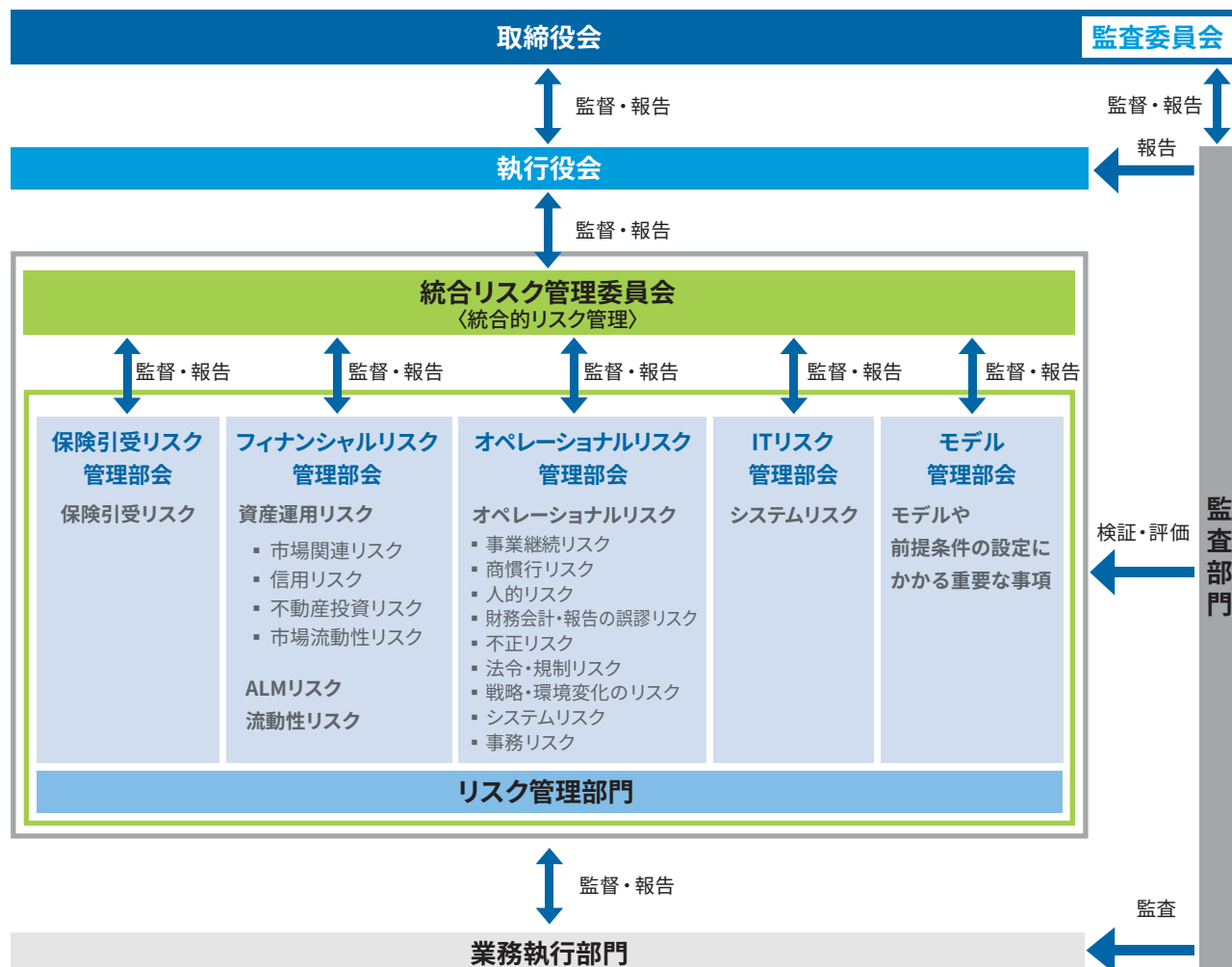
また、上記のリスク戦略を実現するためのリスクの管理については、別途、取締役会において「統合リスク管理基本方針」を定め、その下でリスク管理方針・規程などを定めています。

統合的リスク管理体制

当社は、統合的リスク管理体制を整備し、リスクを包括的に管理するものとしています。また、その下で保険引受リスク、資産運用リスク、ALMリスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの категорияに分類し、各リスクについてそれぞれの特性に応じた管理を行っています。

お客さまに信頼される存在となるため、将来の保険金支払いやご契約者サービスに影響を及ぼす可能性のあるすべてのリスクを特定・評価し、適切に管理していくことが重要であると考えています。

リスク管理体制図



リスク管理態勢

当社では、会社全体のリスク管理に関する事項は統合リスク管理委員会に、個別のリスク管理に関する事項は各リスク管理部会に委嘱されています。個別のリスクを含む会社全体のリスクの状況は統合リスク管理委員会から執行役会に報告され、執行役会は重要な事項に関する意思決定を行います。

また、統合的リスク管理を推進するため、会社の業務執行部門から独立したリスク管理部門を設置しています。加えて、監査部門が各種のリスク管理に係る内部統制の適切性と有効性を独立した客観的な立場から検証・評価し、取締役会や執行役会に報告する態勢を整備しています。

統合的リスク管理（ERM：エンタープライズ・リスク・マネジメント）

当社は、業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、企業価値の持続的な成長、リスク対比での利益の向上、資本効率の向上といった戦略目標を達成するため、統合的リスク管理*1を行っています。

具体的には、チーフリスクオフィサーを議長とする統合リスク管理委員会を中心として、会社の経営に影響を及ぼしうるすべての領域のリスクをモニタリングし、コントロールしています。定量的なリスク管理として、自己資本を経済価値*2および会計基準（またはソルベンシーマージン基準）にもとづいて把握し、それらに関するリスクをバリュー・アット・リスク*3やストレステスト*4などにより評価した上で、資本の充実度の評価およびリスクのコントロールを実施しています。

また、計量化できないリスクについては、潜在的なリスクを含めて定性的に評価し、当社を取り巻くすべてのリスクを網羅的に把握し管理する態勢を整備しています。リスクの計量を含め、会社の意思決定に用いる定量的な指標を算出するモデルについては、モデルリスク*5の管理を導入しています。また、モデル管理部会を設置し、モデルや前提条件の設定および変更の内容の適切性にかかる重要な事項について審議しています。

さらに、会社全体の経営やお客さまに著しい影響を及ぼしうる大規模災害などへの対応態勢も統合的リスク管理の一環として取り組んでいます。影響度や蓋然性が大きいと評価されるリスクについては、「主要なリスク（トップリスク）」として管理し、リスク軽減策に取り組んでいます。

*1 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、自己資本等と比較・対照し、事業全体としてリスクを管理する枠組みのことで、

*2 経済価値にもとづく資本

経済価値にもとづく資本とは、市場で取引のある資産については市場価格を、取引のないもの（保険負債など）については市場価格と整合的な評価方法による価値を用いて、資産・負債の価値を評価し、それらの差額によって計測した資本のことで、

*3 バリュー・アット・リスク

バリュー・アット・リスクとは、過去の損失の発生状況などのデータを基礎として、今後一定の期間内に一定の確率の範囲内で発生すると予想される損失の最大額のことで、

*4 ストレステスト

ストレステストとは、各種のリスクが顕在化するシナリオを想定し、その場合の損失など予想額を把握するリスク管理手法のことで、

当社では、大幅な金利変動や大規模災害の発生など、資産運用や保険引受を取り巻く環境が大幅に悪化し、会社全体に影響が及ぶ事象を想定したストレステストを定期的を実施して財務の健全性にどのような影響が及ぶかを分析しています。当社では、過去実績にもとづくシナリオに加えて、フォワードルッキングなシナリオを、経営陣の検討を踏まえた上で設定しています。

*5 モデルリスク

モデルリスクとは、不正確なモデルを使用した結果またはモデルを誤使用した結果にもとづいて意思決定を行うことにより、会社が悪影響を受けるリスクをいいます。

当社では、すべてのモデルに対してモデル所有者を定めるとともに、モデルの開発、承認、利用、第三者検証、見直しといったライフサイクルにおいて適切なモデルリスク管理が実施されるよう、基準を定めています。

主なリスクへの対応

1. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生などが保険料設定時の予測に反して変動することで損失を被るリスクで、生命保険会社の本業にかかるリスクをいいます。当社では、保険引受リスクの管理を行う部門を定めるとともに、リスク管理が徹底されるよう保険引受リスク管理部会を設置し、毎月、保険引受リスク管理上の重要課題および管理の状況について審議しています。

適切な保険料設定とリスク対応

当社では保険料や責任準備金の設定のもととなる予定死亡率、予定入院発生率などの予定発生率について、独自のデータによる発生率統計や各種の研究結果をふまえ、適切な設定や見直しを行っています。

保険料や責任準備金の設定のもととなる予定利率については、市場金利の動向を中長期的に見極めるとともに、当社の資産運用方針や保有契約の平均予定利率を勘案した十分な検討にもとづき、設定や見直しを行っています。

契約選択にかかわるリスク対応

ご契約の引き受けにあたっては、医学面およびモラルリスク面からの査定を厳正に行っています。また、予定発生率と実際の発生率の動向を常に分析し、必要に応じて引き受け時の査定基準の見直しを行っています。

引き受け後のリスク対応

予定発生率や予定利率とそれらの実績を定期的に比較のうえ、必要に応じて、販売商品の制限や緩和、商品のリスク特性に応じた再保険の活用、負債の特性に応じた資産の運用内容の見直しなどにより、リスク管理を行っています。

さらに、将来の収支予測を毎年行い、将来のお客さまへのお支払いが万全であることを確認しています。

■ 再保険によるリスク管理

当社では高額保険のご契約の締結、および新しいタイプの保険商品を販売する場合などに、保険事業の根幹をなす保険金の確実なお支払いや、会社経営の安定を図るためのリスク移転の方策として再保険を利用しています。出再の方針には、保険商品ごとにその商品の特性に応じて出再基準と保有基準を定めています。

出再先の選定にあたっては、保険財務格付けなどの指標を参考にし、信用力の高い国内外の保険会社と再保険契約を締結しています。また、締結後も定期的に出再先の信用リスク管理を継続しています。受再の方針としては、引受リスク限度額は出再の方針と同じ保有基準までとし、保有基準を超過する場合、超過部分は再々保険による出再を前提としています。計量不可能なリスクは引き受けていません。

2. 資産運用リスク

生命保険会社は、お客さまからお預かりした保険料を将来のお客さまへのお支払いに充てるため、さまざまな資産に投資し安定した収益を確保しなければなりません。一方で、市場環境は日々変化しており、投資手法は今後ますます高度化、多様化の方向へ進むことが予想されます。投資活動は運用対象資産の特性や運用方法により、リスク（資産運用リスク）を伴うことから、当社では、投機的なリスク負担を避け、公社債、貸付金を中心とした運用を実施しています。投資にあたっては下記のとおり投資対象のリスクに応じて十分な分析・検証を行い、安定的な投資収益の確保に努めています。

また、資産運用部門から独立したリスク管理部門が資産運用リスクの状況を把握し、執行役会で定めた統合リスク管理方針に従い、フィナンシャルリスク管理部会において資産運用リスク管理規程の審議、資産配分の見直しやヘッジなどのリスク管理方針の検討などを行っています。

さらに、資産の自己査定実施態勢を確立し、自己査定基準にもとづく適切な査定を行うことにより、資産の健全性の維持を図っています。

市場関連リスク

金利、株価、為替などの変動により投資した資産（オフバランス資産を含む）の価格が下がることで損失を被るリスクをいいます。当社では投資委員会において、運用環境・投資方針・運用実績・リスク特性などを検証し、安定的な運用収益の確保に努めています。また、資産運用リスク管理規程に従い、外貨建資産のヘッジの検討、バリュエーション・アット・リスクやストレステストによる現在および将来のリスク量の評価、資産種類ごとの保有リミットの管理などを実施し、適切なリスクのコントロールを実施しています。また、経済資本配賦の考え方もとづいて、経済価値ベースの市場リスク量、金利リスク量のリミットを定め管理を実施しています。

信用リスク

与信先の財務状況の悪化などにより保有する有価証券や貸付金などの資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当社では、与信先のリスク分析とモニタリングを行うとともに、分散投資を推進し、資産運用リスク管理規程に従い、保有リミットの管理を実施することにより特定の企業・グループや国、業種への信用リスクの集中をコントロールしています。また、経済価値ベースで信用リスク量のリミットを定め管理しています。

不動産投資リスク

賃貸料および空室率などの変動を要因として不動産の稼働によって得られる収益が減少すること、または不動産市況の変化を要因とした不動産価格の下落などにより損失を被るリスクをいいます。不動産投資リスクの管理にあたっては、長期的な収益を確保できるものを投資対象とするなど厳格な審査を行っています。

またノンリコースローンなど、不動産関連投資の増加に伴い、LTV（不動産価格に対する借入金の割合）、DSCR（元利金返済カバー率）などの健全性指標のガイドライン、および地域、不動産種類などの分散投資のリミットを定めて定期的にモニタリングを行い、当該ガイドラインまたはリミットに抵触する場合には、その対応を検討することとしています。

市場流動性リスク

市場の混乱などにより市場取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、ポートフォリオ全体の市場流動性リスクを一定の範囲内にコントロールし、過大な損失の発生を抑制しています。

リスク管理態勢

3. ALMリスク

生命保険会社は、将来の保険金などをお支払いするために必要な資金を、責任準備金（負債勘定）として積み立てています。負債特性（どの時点で保険金などをお支払いするのか）を考慮してこの資金の資産運用を行い、将来の保険金などのお支払いに適切に備えるための管理方法が、ALM（資産と負債の総合管理＝Asset Liability Management）です。

当社では、資産と負債の特性や状況が適合していないことで損失を被るリスク（ALMリスク）を管理するため、リスク管理部門が関連各部門と連携してALMリスク管理を推進しています。具体的には、資産と負債のキャッシュフロー分析などにもとづきALMリスクの状況の把握を行い、フィナンシャルリスク管理部会においてALMリスク管理規程の審議、商品特性に応じた資産運用ポートフォリオの構築の推進や資産運用・ALM方針の審議などを実施しています。

また、新商品の開発・販売に当たっても、ALMリスクの観点から検証を実施しています。

5. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは十分に機能しないこと、または外生的事象により当社が損失を被るリスクをいいます。

当社ではオペレーショナルリスクを事業継続リスク、商慣行リスク、人的リスク、財務会計・報告の誤謬リスク、不正リスク、法令・規制リスク、戦略・環境変化のリスク、システムリスク、事務リスクに分類し、個々のリスク特性に応じた管理に加え、定性的・定量的側面からオペレーショナルリスクの統合的な管理を行っています。定性的な管理としては、半期ごとにリスク評価を実施し、優先度の高いリスクについては、対応策を策定・実行し、リスク削減の実施状況をモニタリングしています。オペレーショナルリスク管理部会は、これらのリスク管理プロセスが有効且つ適切に機能していることを監督しています。

4. 流動性リスク

流動性リスクとは、金融・経済環境の悪化、当社の財務内容の悪化、予期せぬ保険料収入の減少や保険金・解約返戻金支払の増加などにより、資金繰りが悪化したり、資金の確保のため通常よりも著しく低い価格での資産売却や高いコストでの資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では資金繰りの管理として、保険金などのお支払いや経費支出、資産運用の入出金を日々管理し、資金が十分確保されているか、将来にわたる一定期間の資金繰り状況は十分かなどの確認を行っています。また、リスク低減の取り組みとして流動性の高い資産を保有するとともに、流動性リスクに関するストレステストを実施し、フィナンシャルリスク管理部会で検証を行い、統合リスク管理委員会へ報告する態勢を構築しています。

6. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などのシステムの不備などや、コンピュータが不正に使用されることにより、お客さまや保険会社が損失を被るリスクをいいます。

システムリスクはオペレーショナルリスクの一部ですが、当社ではその重要性にかんがみ、システムリスク管理規程を定めシステムリスクの管理を行うとともに、リスクコントロールの観点から、情報資源に関する全社的な統一基準としてのセキュリティポリシー（セキュリティに関する基本的な方針）を規定し、災害や障害時の対応を含めたビジネスコンティンジェンシープラン（緊急時の対応計画）にもとづいて、コンピュータシステムの安全な稼働のためのハードウェア・通信回線などの二重化、バックアップサイトの構築を行っています。

また、大切なお客さまの情報については、コンピュータシステムに各種セキュリティ・安全対策を施し、不正利用、情報漏えい防止、サイバー攻撃への対応などを一層強化しています。ITリスク管理部会では、当社のシステムリスクを管理し、システムリスクの管理状況、システム事故の発生状況、原因分析および改善策の策定、実施状況を把握しています。

■ 大規模災害などに対する取り組み

大規模な地震や風水害あるいは感染症の大流行（パンデミック）などの脅威が、会社の事業所が存在する地域に発生した場合でも、会社はお客さまに対して必要なサービスを提供し続けることが求められています。

メットライフ生命の経営指針の一つに「お客さま中心主義」があります。私たちは、大規模な災害などが発生した場合でもお客さまに一定レベルのサービスを提供できるよう、平時より専門部署である「ビジネス・レジリエンシー・グループ」が災害などの発生に備えて組織体制を構築し、業務継続に関する管理を行っています。お客さま対応を中心とした会社の重要業務に影響を及ぼす災害などが発生した場合には、「ビジネス・レジリエンシー・グループ」が事務局となり、社長や執行役らがメンバーとなる「経営危機対策本部」が速やかに設置され、被災状況の把握から業務継続、業務復旧にいたるまでの一連の活動を行います。そうした活動の流れについては、「災害復旧および業務継続管理規程」に定めており、その具体的な行動について「災害復旧・業務継続計画（BCP細則）」に記載しています。

また、各業務部門でも、お客さまへのサービス提供の継続・維持を第一に、事業活動において想定されるリスクを業務単位で洗い出し、そのリスクの発生可能性や影響度を分析・評価したうえで、自部門の事業継続および復旧プランを策定しています。

災害時には、特にお客さまへの影響を最小限に抑えることを最優先の課題と位置付け、会社のコンピュータシステムに大規模な障害が起きた場合には、速やかにデータセンターを代替拠点へ切り替え、通常業務に支障をきたさない体制を構築しています。また、保険金や給付金などのお支払いに関する業務は、東京と長崎の二つの拠点で行い、さらに、お客さまの各種お問い合わせにお答えするコールセンターおよび各種変更手続きに係る業務については、東京・長崎に加え神戸でも展開するなど、お客さまに対応する重要業務

が停止することのないよう、複数の拠点に分散して業務を実施しています。これらの平時における複数拠点の業務体制に加え、緊急時に使用するための臨時業務拠点（コールドサイト）を整備することで、災害の地域、規模や状況などに応じて機動的に業務が継続できるように対応しています。

さらに、当社の重要業務を委託する外部業者に対しても、厳しい業務継続計画の策定を求めており、災害時においてもお客さまへのサービスが途切れることのないような態勢作りを進めています。

こうした業務継続管理態勢の実効性を高めるために、各業務部門や営業店が参加する初動対応訓練や業務継続訓練を定期的実施することにより、さまざまな災害に迅速に対応できるよう全社を挙げて取り組んでいます。

なお、メットライフ生命では、災害の規模などに応じて災害発生地域のお客さまの安否確認を実施しており、迅速にお客さまの安否を確認し、必要な情報やサービスの提供ができるよう、さらなるプロセスや管理手法の改善に取り組んでいます。

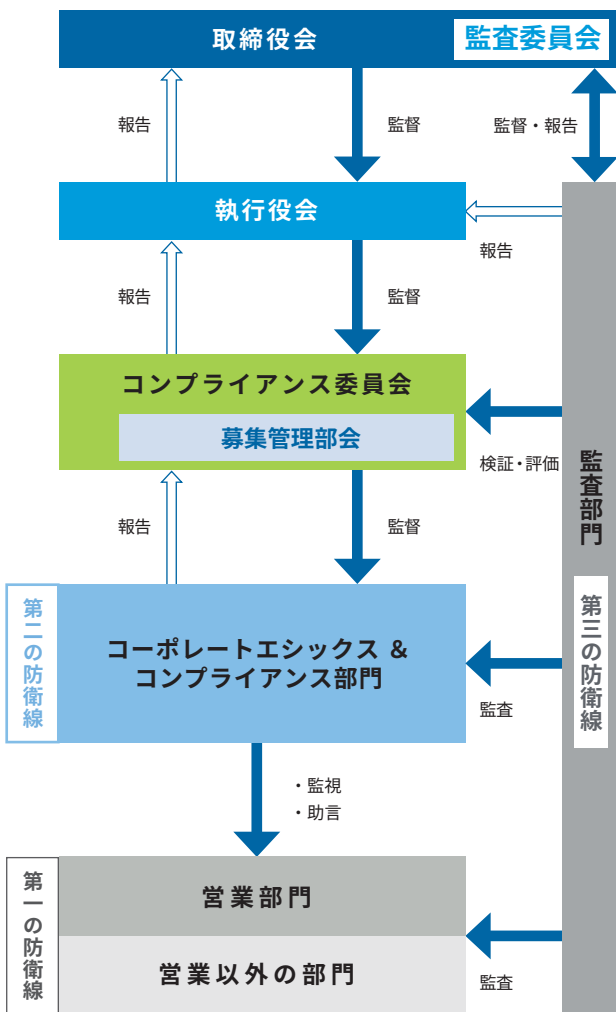


コンプライアンス態勢

お客さまの信頼にお応えするために

メットライフ生命は、お客さま中心主義を実現するため、コンプライアンス（法令等遵守）態勢を強化し、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正の確保に努めています。

コンプライアンス態勢図



コンプライアンス態勢

実効的なコンプライアンス態勢の確立および継続的強化を経営方針とし、法令等遵守を最優先とする企業風土の実現に努めることを「コンプライアンス基本方針」に定めています。

コンプライアンス態勢は、以下のとおり、3つの防衛線（スリーラインズ・オブ・ディフェンス）によって構築されています。

1. 第一の防衛線（ファーストライン・オブ・ディフェンス）
 - 営業部門や契約引受管理部門などの実務部門が該当し、所管する業務における法令等遵守のための統制を行います。
2. 第二の防衛線（セカンドライン・オブ・ディフェンス）
 - コーポレートエシックス&コンプライアンス部門やリスク管理部門が該当し、第一の防衛線における統制の監視、改善のための助言を行います。
 - さらに、コーポレートエシックス&コンプライアンス部門の活動を監督するために、執行役員の下に、コンプライアンス委員会を設置しています。
3. 第三の防衛線（サードライン・オブ・ディフェンス）
 - 監査部門が該当し、独立した立場から第一の防衛線、第二の防衛線の統制活動の監査、経営陣への報告を行います。

コンプライアンス研修とエシックス(倫理)教育

コンプライアンス態勢の強化を目的として、すべての役員・従業員、当社の代理店を対象に、コンプライアンス研修を実施しています。また、すべての役員・従業員等が業務を行うにあたり守るべき原則・基準を定めた「行動規範」を策定しており、それにもとづくエシックス教育も実施しています。

加えて、日々の業務を遂行する上で判断に迷った際などの手引書として、管理部門や営業部門など、職制や販売チャネルごとの特性をふまえたコンプライアンス・マニュアルを作成し、常に参照できるように整備しています。

コンプライアンスリスク管理プログラムの策定・実施

コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画をコンプライアンスリスク管理プログラムといたします。

当社では、コンプライアンスリスク管理プログラムを通じて、第二の防衛線であるコーポレートエシックス&コンプライアンス部門と第一の防衛線の各部門との協働により、当社におけるコンプライアンスリスクを適切に抑える活動を実施しています。

コンプライアンスリスク管理プログラムでは、コンプライアンスリスクの特定・評価、有効なプロセス・統制の適用、モニタリング・テスト、アクションプランの実行、マネジメントへの報告という一連のフローを通じて、コンプライアンスリスクの継続的かつ適切な管理を行っています。

※当社は、監督指針で定められているコンプライアンス・プログラムをメットライフグループが運用しているコンプライアンスリスク管理プログラムとして実施しています。

内部通報窓口の整備

コーポレートエシックス&コンプライアンス部門内に内部通報窓口(コンプライアンス・ヘルプデスク)を設け、法令違反や社内のルール違反を発見した場合に、匿名で直接コーポレートエシックス&コンプライアンス部門に連絡できる体制を整備し、違反行為等の未然防止や早期発見に努めています。

適正な保険募集の確保 詳細はP.44

「勧誘方針」を包含する「お客さま中心主義に関する基本方針」を定め、お客さまの意向にもとづく保険商品の提案と十分な情報提供等を徹底するとともに、「保険募集管理方針」「保険募集管理規程」等を定め、これらを当社の募集人等および管理者に周知することにより、法令等遵守の確保および適正な保険募集の実現に努めています。

また、保険募集管理を主管する部門として「保険募集管理部門」を設置し、当社および当社の募集人等の態勢を継続的に管理するとともに、第二の防衛線の立場からコーポレートエシックス&コンプライアンス部門が保険募集管理部門を監視し、客観的な立場から助言を行い、必要に応じてコンプライアンスリスク管理プログラムを実行することで、保険募集に関する課題の早期発見、再発防止に取り組んでいます。さらに、コンプライアンス委員会の下に、募集管理部を設置し、上記コーポレートエシックス&コンプライアンス部門の活動を監督しています。

個人情報管理の強化 詳細はP.48

個人情報保護に関する事項の全社的な統括および個人情報保護にかかる態勢整備を推進するために、執行役会の下に設置された「統括リスク管理委員会」に個人情報の取扱状況を報告しています。

また、IT技術を活用して、お客さまの個人情報の適正な取得・利用、漏えい・滅失・毀損の防止のための措置を講じるとともに、これらに関する教育を行い、個人情報の安全管理を厳重に行っています。

反社会的勢力への対応 詳細はP.119

「反社会的勢力との関係遮断のための基本原則」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断および反社会的勢力による不当要求への対応を行っています。

また、反社会的勢力および金融犯罪への対応について、全社的に統括する部門を定め、情報の一元管理や社員などへの教育・啓発を行い、反社会的勢力との関係遮断、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めることを徹底しています。取引先などとの関係においても、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しています。

データガバナンス

データガバナンスとは、データの可用性、有用性、および完全性に関わる管理を統制することを意味します。管理対象は、人、方針、規程、プロセス、技術に及びます。当社はデータガバナンスを向上させることにより、組織の重要資産であるデータの品質維持とその効果的な管理に注力しています。そこでは、データ管理業務の役割と責任を明確に定義し、データガバナンスに関わる活動の監視も行っています。

内部監査態勢

メットライフ生命の内部監査機能は、監査部門が担っています。すべての部門から独立した客観的な立場で、当社の各部門が所管する業務の監査や、さまざまなテーマ監査を実施し、経営管理や内部統制の有効性を検証・評価します。監査の結果や業務改善に向けた助言を取締役会や経営陣に提供することにより、経営指針の達成に貢献しています。

内部監査の独立性と権限

担当役員チーフオーディター兼監査部門長と監査部門員は、監査委員会の監督の下に高い独立性と客観性を維持しています。職務遂行上必要と判断するすべての資料の提出、事実の説明や意見を求め、各種の会議に出席することができます。

内部監査の概要

監査部門は、当社を取り巻く経済環境や、法規制の変化をふまえて各部門や業務に係るリスクを評価し、内部監査実施の範囲、頻度、深度などを決定するリスクアプローチを採用しています。取締役会、執行役会、各種委員会への参加や第2ディフェンスラインの役職員や当社の会計監査人との定例会議等を通じて、継続的にリスクモニタリングを行っています。年度監査計画は、取締役会および監査委員会からの要請や経営陣の課題認識をふまえて監査部門が策定し、取締役会が承認します。監査部門は、お客さま・経営への影響の大きいリスク、当社の各種管理態勢の適否、組織横断的な課題に焦点を当て、監査対象プロセスを可視化して被監査部門と共有し、データ分析手法を活用しつつ機動的に監査を実施することで、内部監査の有効性と効率性の一層の向上を目指しています。

監査部門は内部監査の結果と助言を代表執行役、被監査部門の担当役員と責任者に対し適時に提供し、指摘事項に対する改善計画の実施状況をフォローアップします。重要性の高い指摘事項の内容やフォローアップの結果については、内部監査の業務運営などの状況とともに、取締役会および監査委員会に定期的または適時に報告します。

内部監査の品質維持向上

監査部門では、当社の各業務領域に精通した人材の確保に取り組んでいます。監査部門員の専門性や能力を一層高めるべく、内部監査人協会（IIA）の「公認内部監査人」やISACAの「公認情報システム監査人」などの資格取得を奨励し、内外の研修の機会を継続的に提供しています。内部監査の品質を維持向上するため自己点検を定期的に行い、その結果を取締役会および監査委員会に報告するとともに、数年に一度、第三者機関による品質評価を受けています。

組織図・沿革

組織図	76
沿革	78

組織図



(2019年7月1日現在)



※営業店については、P.140をご参照ください。

沿革

メットライフ生命の軌跡

1954年

- 日本支店開設(外国人向け営業開始)

1972年

- 日本人向け営業認可取得

1973年

- 日本初の外資系生命保険会社として営業開始(アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店)

1976年

- 日本初、疾病保険発売
- 保険会社がお客さまと保険契約のお手続きを直接行うダイレクト型の通信販売を開始

1991年

- テレマーケティングセンター開設(2月)

1992年

- 2月に発売した特定疾病給付保険、生きるための保険「エトワ」が、1992年日経優秀製品・サービス賞・最優秀賞受賞

1995年

- 盲導犬プロジェクトを開始



1996年

- カスタマーサービスセンター開設(12月)

1999年

- ファイナンシャルサービスセンター開設(5月)
- インターネットで入院給付金の請求取り扱い開始(11月)

2003年

- 医療保険のオンライン契約サービス取り扱い開始(10月)

2004年

- 保有契約高20兆円を達成(9月)

2008年



- 神戸に通販保全センター開設(2月)
- 長崎に保険金コールセンター開設(9月)

2009年



- メットライフ生命長崎ビル(当時AIG長崎ビル)を取得(5月)
- コンタクトセンター・アワード2009で、最優秀オペレーション部門賞を受賞(10月)

2010年

- 米国メットライフがAIGからアリコの全株式の譲受について合意(3月)
- 親会社がMetLife, Inc.(メットライフ)に変更(11月)

2011年

- ブランド名をメットライフ アリコ(MetLife Alico)に変更(4月)
- 公式通販サイトでインターネットによる申込サービス開始(12月)

2012年

- 日本法人「メットライフアリコ生命保険株式会社」営業開始(4月)

- アリコ日本支店からメットライフアリコ生命保険株式会社へ保険契約包括移転(5月)
- 公式Facebookページ開設(8月)
- 電話によるセカンドオピニオンサービス開始(12月)

2013年

- 終身ガン治療保険「時代が求めたガン保険 Guard X(ガードエックス)」発売(8月)
- 通信販売サービスセンターとウェブサイトが、HDI五つ星認証プログラムで「五つ星認証」を取得(11月)

2014年

- 「Japan Women's Business Network」本格稼働(4月)
- 商号(社名)をメットライフ生命保険株式会社に、ブランド名をメットライフ生命に変更(7月)
- 新終身医療保険「Flexi」、終身医療保険(引受基準緩和型)「Flexi Gold」を発売(9月)

2015年

- メットライフダイレクト株式会社を吸収合併(3月)
- 収入保障保険「MYDEAREST(マイディアレスト)」を発売(4月)
- 積立利率変動型一時払終身保険「サニーガーデンEX」を発売(5月)
- コンタクトセンター・アワード2015で、最優秀オペレーション部門賞を受賞(10月)
- HDI五つ星認証プログラムにおいて、「五つ星認証」を2回連続で取得(11月)
- 株式会社かんば生命保険で、総合福祉団体定期保険の販売を開始(11月)
- 保有契約高30兆円を達成(12月末)

2016年

- 東日本大震災の被災地を支援する「メットライフ復興事業みらい基金」第一回助成先が決定(6月)
- 利率変動型一時払終身保険「ビー ウィズ ユー プラス」を発売(8月)
- 積立利率変動型終身保険「ドルSmart(ドルスマート)」を発売(9月)
- 申し込み手続きをペーパーレス化した新営業支援システム「MetLife e-Mirai(メットライフイーミライ)」の提供開始について発表(9月)

- メットライフの新しいグローバルブランド戦略やブランドロゴなどを発表(10月)
- メットライフ全国代理店会連合会の「25周年記念大会」を開催(10月)

2017年



- 西武ドームのネーミングライツ(命名権)を取得したことに伴い、同球場が「メットライフドーム」に名称変更(3月)
- 本社所在地を東京都千代田区紀尾井町へ移転(7月)
- 終身医療保険「Flexi S」「Flexi Gold S」を発売(7月)
- 「#老後を変える」の取り組みを開始(9月)
- 給付金請求専用アプリ「かんたん給付請求」の提供を開始(11月)

2018年

- 保有契約件数900万件を達成(3月末)
- 商品付帯サービス「健診・人間ドックなんでも相談室」「仕事とガン治療の両立サポート」の提供を開始(5月)
- 「老後を変えるサミット」を開催(6月)
- 「老後を変える共創会議」を開催(10月)
- グローバル・イノベーション・チャレンジ「collab 4.0」の優勝企業決定(12月)

2019年

- 株式会社ディー・エヌ・エーとの業務提携を発表(2月)
- 健康経営優良法人2019(ホワイト500)認定(2月)
- 長崎の拠点名称を長崎本社へ名称変更(7月)

(当社調べ)

データ編

会社の概況及び組織 82 (資本金の推移、株式の状況、従業員の在籍・採用状況等)	82
保険会社の主要な業務の内容 84	84
直近事業年度における事業の概況 84	84
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 ... 84	84
財産の状況 85 (貸借対照表、損益計算書、ソルベンシー・マージン比率、基礎利益等)	85
業務の状況を示す指標等 100 (決算業績の概況、保険契約・経理・資産運用に関する指標等)	100
保険会社の運営 119	119
特別勘定に関する指標等 120 (個人変額保険、個人変額年金保険等)	120
保険会社及びその子会社等の状況 133	133
2018年度の保険種類別 新契約・保有契約(ご参考) ... 135	135
メットライフ生命の生命保険に関する制度 136	136
生命保険協会「ディスクロージャー開示基準」項目索引 138	138
店舗網一覧 140	140

本誌は保険業法第111条にもとづき作成しているメットライフ生命保険株式会社のディスクロージャー誌です。

決算データは2019年3月31日現在の数値です。

決算データ以外は、明示している場合を除き、2019年6月1日現在の情報を記載しています。

当社は、日本初の外資系生命保険会社であるアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(日本支店)から事業譲渡を受け、2012年4月2日から日本の生命保険会社として営業を開始しております。当社は2014年7月1日に商号変更を行い、メットライフアリコ生命保険株式会社からメットライフ生命保険株式会社となりました。

記載された2012年4月1日以前の情報は、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(日本支店)に関するものです。2012年4月2日以降の情報は、メットライフ生命保険株式会社に関するものです。

I. 会社の概況及び組織

I-1. 沿革

P78をご参照ください。

I-3. 店舗網一覧

P140-143をご参照ください。

I-5. 株式の総数

発行可能株式総数	10,000株
発行済株式の総数	100株
当期末株主数	1名

I-2. 経営の組織

P76-77をご参照ください。

I-4. 資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘 要
2011年 8月11日	—	9.8百万円	会社設立
2011年11月28日	1,690百万円	1,700百万円	第三者割当増資
2012年 5月31日	109,608百万円	111,308百万円	第三者割当増資

I-6. 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発行数	内 容
	普通株式	100株	—

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	100株	100.0%	—	—

I-7. 主要株主の状況

名称	メットライフ・インク	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー
主たる営業所又は事務所の所在地	アメリカ合衆国 10166-0188 ニューヨーク州 ニューヨーク市 パークアベニュー200	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン市 キングストリート 600 ワンアリコプラザ
資本金又は出資金	12百万米ドル	40百万米ドル
事業の内容	持株会社	生命保険業
設立年月日	1868年3月24日	1921年8月18日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100.0%	100.0%

(注) 1. 2019年3月末現在の内容を記載しています。

2. 「資本金又は出資金」については、資本金の金額を記載しており、金額の単位は百万米ドルに統一しています（10万米ドル単位を四捨五入）。

3. メットライフ・インクの設立年月日は、中核会社であるメトロポリタン・ライフ・インシュアランス・カンパニーのものを記載しています。

4. メットライフ・インクは、メットライフグループの最上位の会社であり、当社の株式を間接的に保有する主要株主であります。

実質的に保有する持株比率は100.0%であります。

I-8. 取締役・執行役・執行役員

(1) 取締役及び執行役一覧

男性16名 女性4名（取締役及び執行役のうち女性の比率20%）

2019年7月1日現在

氏名	役職名
ジェームズ・オドネル	取締役
キショア・ブナーヴル	取締役
ティモシー・リング	取締役
エリック・クラフェイン	取締役 代表執行役 会長 社長 最高経営責任者
山口 浩一郎	取締役 代表執行役 副社長 ガバナンス担当
平野 英治	取締役 副会長
トビー・ブラウン	取締役 執行役 専務 最高執行責任者
大河原 愛子	社外取締役
東 恵美子	社外取締役
幸津 ウェブスター	執行役 専務 ガバナンス副担当、チーフコンプライアンス&エシックスオフィサー
ニコラス・ウォルターズ	執行役 専務 最高財務責任者
伊地知 剛	執行役 専務 営業統括担当
ディミトリ・ロレンツォン	執行役 専務 商品、マーケティング、戦略担当
橋口 隆	執行役 常務 チーフプロダクト・バリューマネジメントオフィサー
頼廣 圭祐	執行役 常務 チーフオーディター
福島 太郎	執行役 常務 オペレーション統括担当
泉 祥子	執行役 常務 チーフリスクオフィサー
鈴木 祥子	執行役 常務 チーフマーケティングオフィサー
岩島 洋吉	執行役 常務 カスタマーケア担当
モハンマド・シャー	執行役 常務 チーフインベストメントオフィサー

(注) 指名委員会等設置会社の形態での企業統治体制を採用しています。

(2) 執行役員一覧

2019年7月1日現在

氏名	役職名
クローデット・バイヤース	執行役員 専務 人事部門長
スティーブン・バーナム	執行役員 専務 チーフインフォメーションオフィサー
木村 友彦	執行役員 常務 シニアガバナンスアドバイザー
マイケル・マクグリ	執行役員 常務 総務担当
森田 裕之	執行役員 常務 代理店ビジネス担当
甲斐 講平	執行役員 常務 エイジェンシー担当
八木 直人	執行役員 常務 チーフアクチュアリー
西尾 貴子	執行役員 常務 オペレーション&コーポレートシステム開発担当
鈴木 浩太郎	執行役員 常務 金融法人担当、バンクストラテジー担当、提携事業開発担当
岩橋 宏修	執行役員 常務 広域代理店ビジネス担当、EB 担当
シンディ・タン	執行役員 常務 コーポレートコミュニケーション担当
シバクマル・ラマラジ	執行役員 常務 デビュティーフインフォメーションオフィサー ディストリビューション&商品システム開発担当
榎原 寿佳	執行役員 コンプライアンスリスク統制担当
サミュエル・リー	執行役員 バリューマネジメント担当
松山 雅樹	執行役員 ポートフォリオマネジメント&ビジネスアーキテクチャー担当、プロジェクトマネジメント担当
加賀谷 毅	執行役員 損保事業担当、営業サポート担当
マイケル・ハンサード	執行役員 アプリケーション・メンテナンス&サポート担当
海老名 敦尚	執行役員 新契約担当
江戸 正寿	執行役員 商品開発・営業報酬担当
ウォーレン・スペアラー	執行役員 チーフテクノロジーオフィサー
後藤 薫	執行役員 保険金担当
前中 康浩	執行役員 経営企画担当、統合チェンジマネジメント担当
内藤 なつみ	執行役員 ビジネス・アナリシス・プラクティス担当
井前 尚史	執行役員 不動産投資担当
テリィ・ジェイコブス	執行役員 ビジネスエンゲージメントリーダー・スペシャルプロジェクト担当
滝内 榮世	執行役員 代理店ビジネス営業統括担当
福田 育美	執行役員 ファイナンシャルプランニング&アナリシス担当
ディーン・ライ	執行役員 チーフ・オブ・スタッフ
土屋 陽子	執行役員 企画調査担当
中山 雄大	執行役員 チーフデータオフィサー
瀧 信彦	執行役員 長崎本社担当
對木 史子	執行役員 プロテクト・ビジネス・マネジメント担当
森川 麻衣子	執行役員 政府渉外担当
古磯 仁明	執行役員 コントローラー ファイナンシャルコントロール&リポーティング担当
千賀 浩	執行役員 セールスクオリティアシュアランス担当
小泉 正	執行役員 アソシエイトジェネラルカウンセル 法務担当
クリシュナ・マンダ	執行役員 テクノロジー・サービス担当
篠田 宗士	執行役員 ディストリビューション戦略・ダイレクトビジネス担当

I-9. 会計参与の氏名又は名称

該当はありません。

I-10. 会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

I-11. 従業員の在籍・採用状況

区分	2017年度末	2018年度末	2017年度	2018年度	2018年度末	
	在籍数	在籍数	採用数	採用数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	4,563名	4,534名	377名	355名	42歳 4ヵ月	10年 4ヵ月
(男 性)	2,013名	2,032名	140名	147名	43歳 7ヵ月	11年 1ヵ月
(女 性)	2,550名	2,502名	237名	208名	41歳 3ヵ月	9年 8ヵ月
営業職員	4,161名	4,204名	480名	566名	45歳 4ヵ月	9年 9ヵ月
(男 性)	3,810名	3,865名	418名	499名	45歳 3ヵ月	10年 0ヵ月
(女 性)	351名	339名	62名	67名	45歳 9ヵ月	6年10ヵ月

I-12. 平均給与月額（内勤職員）

(単位：千円)

区分	2018年3月	2019年3月
内勤職員	429	438

(注) 平均給与月額は各年度の3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

I-13. 平均給与月額（営業職員）

(単位：千円)

区分	2018年3月	2019年3月
営業職員	674	716

(注) 平均給与月額は各年度の平均税込定例給与であり、四半期の支払および時間外手当は含みません。

II. 保険会社の主要な業務の内容

II-1. 主要な業務の内容

1. 生命保険業
 - 生命保険の引受け：個人保険、個人年金保険、団体保険等の募集及び引受業務を行っています。
 - 資産の運用：P25をご参照ください。
2. 付随業務
 - 業務の代理・事務の代行業務：他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行を行っています。
 - 国債等の窓口販売業務等：該当はありません。

II-2. 経営方針

P4をご参照ください。

III. 直近事業年度における事業の概況

III-1. 直近事業年度における事業の概況

P22をご参照ください。

III-3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P41をご参照ください。

III-5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P46をご参照ください。

III-7. 新規開発商品の状況

P12をご参照ください。

III-9. 情報システムに関する状況

P13、P48をご参照ください。

III-2. 契約者懇談会開催の概況

開催しておりません。

III-4. 契約者に対する情報提供の実態

P46をご参照ください。

III-6. 営業職員・代理店教育・研修の概略

P63をご参照ください。

III-8. 保険商品一覧

P52をご参照ください。

III-10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P17をご参照ください。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	2,738,440	2,081,189	2,665,403	2,207,211	2,563,228
経常利益	96,727	48,988	120,402	110,306	119,296
基礎利益	69,687	38,314	110,525	132,438	142,177
当期純利益	55,600	26,223	75,534	71,318	78,367
発行済株式の総数	100株	100株	100株	100株	100株
資本金	111,308	111,308	111,308	111,308	111,308
総資産	9,745,655	9,872,459	9,921,027	10,499,433	11,733,100
うち特別勘定資産	490,243	386,922	361,631	333,091	307,305
責任準備金残高	7,909,719	7,989,795	8,711,846	9,255,882	10,366,152
貸付金残高	602,928	664,645	808,135	869,870	1,010,517
有価証券残高	8,201,787	8,193,336	8,078,383	8,578,886	9,700,448
ソルベンシー・マージン比率	956.6%	870.0%	957.0%	883.6%	889.6%
従業員数	9,270名	9,097名	8,804名	8,724名	8,738名
保有契約高	33,409,159	33,482,724	34,106,853	34,134,221	35,692,776
個人保険	27,229,571	27,989,337	29,078,152	29,665,888	31,379,928
個人年金保険	2,521,443	2,035,770	1,739,958	1,457,661	1,387,897
団体保険	3,658,144	3,457,616	3,288,742	3,010,671	2,924,950
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V. 財産の状況

V-1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2017年度末	2018年度末	科 目	2017年度末	2018年度末
資産の部			負債の部		
現金及び預貯金	210,369	174,275	保険契約準備金	9,332,471	10,443,244
現金	0	0	支払備金	68,034	69,267
預貯金	210,369	174,275	責任準備金	9,255,882	10,366,152
金銭の信託	186,811	171,899	契約者配当準備金	8,554	7,825
有価証券	8,578,886	9,700,448	再保険借	7,910	8,571
国債	2,535,015	2,802,479	その他負債	580,499	623,527
地方債	101,410	99,824	債券貸借取引受入担保金	359,301	425,329
社債	669,425	647,822	未払法人税等	24,590	16,943
株式	4,515	4,335	未払金	19,816	10,749
外国証券	5,146,385	6,032,523	未払費用	45,665	46,115
その他の証券	122,134	113,462	前受収益	1,663	1,889
貸付金	869,870	1,010,517	預り金	3,414	3,617
保険約款貸付	116,882	122,442	預り保証金	9,170	10,840
一般貸付	752,987	888,074	先物取引差金勘定	566	556
有形固定資産	282,420	313,814	金融派生商品	40,978	52,539
土地	218,715	243,651	金融商品等受入担保金	66,812	48,335
建物	58,335	65,211	リース債務	430	272
リース資産	396	393	資産除去債務	1,088	1,087
その他の有形固定資産	4,972	4,559	仮受金	6,666	5,051
無形固定資産	32,681	36,738	その他の負債	334	198
ソフトウェア	26,783	25,196	退職給付引当金	53,728	56,627
その他の無形固定資産	5,898	11,542	役員退職慰労引当金	0	-
再保険貸	63,504	64,719	時効保険金等払戻引当金	1,890	2,501
その他資産	233,526	239,264	価格変動準備金	104,400	112,000
未収金	56,053	50,566	負債の部 合計	10,080,900	11,246,473
前払費用	7,402	9,457	純資産の部		
未収収益	57,318	63,344	資本金	111,308	111,308
預託金	3,424	2,779	資本剰余金	111,298	111,298
金融派生商品	83,436	90,178	資本準備金	111,298	111,298
金融商品等差入担保金	10,031	4,053	利益剰余金	81,046	83,413
仮払金	2,484	1,461	利益準備金	9	9
その他の資産	13,374	17,420	その他利益剰余金	81,036	83,403
繰延税金資産	43,376	23,588	繰越利益剰余金	81,036	83,403
貸倒引当金	△ 2,013	△ 2,165	株主資本合計	303,652	306,019
資産の部 合計	10,499,433	11,733,100	その他有価証券評価差額金	106,842	144,140
			繰延ヘッジ損益	8,038	36,466
			評価・換算差額等合計	114,880	180,607
			純資産の部 合計	418,532	486,627
			負債及び純資産の部 合計	10,499,433	11,733,100

<2018年度 注記事項>

重要な会計方針

- 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
 - 売買目的有価証券
 - …時価法
 - 満期保有目的の債券
 - …移動平均法による償却原価法（定額法）
 - 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券
 - …移動平均法による償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - …移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
 - …当期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）
 - ② 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - …移動平均法による原価法
 - ③ 匿名組合、リミテッドパートナーシップ等（以下、「組合等」という）への出資（子会社及び関連会社への出資金を含む）
 - …出資時には有価証券に計上し、各組合等が獲得した純損益の持分相当額は損益に計上するとともに、同額を有価証券に加減する処

- デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備、構築物を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他の有形固定資産	4年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年～8年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建資産・負債は、当期末日の直物為替相場により円換算しております。なお、外貨建の保険契約準備金に係る換算差額は、損益計算書上の責任準備金等繰入額又は戻入額に含まれております。
5. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づき準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については標準純保険料式
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約について、追加責任準備金を18,246百万円積み立てております。
6. 引当金の計上基準は、次のとおりであります。
- (1) 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保による回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、貸倒実績率に代え格付会社の公表する直近の倒産確率を用いて、債権額に乗じた額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (2) 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
- 退職給付見込額の期間帰属方法 期間定額基準
- | | 内勤職員 | 営業職員 |
|---------------|------|------|
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | 4年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | - | 7年 |
- (3) 時効保険金等払戻引当金
- 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払い戻し請求に基づく払戻損失に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき、将来の経済情勢の変化による有価証券等の価格変動リスクに備えるため、必要な積立水準を考慮して算出した額を計上しております。
8. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建資産に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する金利変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、円貨建債券（予定取引）に対する金利変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジを行っております。また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの総額を比較又は時価変動累計額を比較する比率分析及びヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証する方法によって行っております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税法方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

注記事項（貸借対照表関係）

1. 担保に供されている資産の額は、有価証券457,905百万円であります。また、担保付借債務の額は、債券貸借取引受入担保金425,329百万円であります。上記有価証券には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券405,795百万円を含んでおります。また、金融派生商品取引の担保として差し入れている有価証券は52,109百万円であります。
2. 消費貸借契約により貸付けている有価証券の貸借対照表価額は、405,795百万円であります。
3. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。
- (1) 責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額は4,269,908百万円、時価は4,780,381百万円であります。
- (2) 責任準備金対応債券に係る運用は、当社の資産・負債の特性に応じて予め策定された資産運用方針に基づいて行っております。当社では負債の特性に対応した金利リスクの管理を行っており、責任準備金対応債券のデュレーションの有効性の判定結果等については、経理部門が定期的に確認の上、執行役員へ報告しております。責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監

査委員会報告第21号）に基づき、次のように小区分を設定しております。

- ・円貨建の個人保険・個人年金については、保険商品特性を鑑み4つの小区分を設定しております。
- ・外貨建の個人保険・個人年金については、通貨等に基づき4つの小区分を設定しております。

4. 関係会社の株式は2,121百万円、出資金は8,669百万円であります。
5. 保有目的の区分の変更に関する事項は、次のとおりであります。
- 当期において、責任準備金対応債券のうち22,233百万円については、債券発行者の信用状態の悪化等のため、その他有価証券へ保有目的の区分の変更を行っております。この変更による2019年3月31日現在の貸借対照表への影響は、有価証券の減少722百万円、その他有価証券評価差額金の減少722百万円（税効果考慮前）であります。
- また、満期保有目的の債券のうち1,275百万円については、債券発行者の信用状態の悪化等のため、その他有価証券へ保有目的の区分の変更を行っております。この変更による2019年3月31日現在の貸借対照表への影響は、有価証券の減少61百万円、その他有価証券評価差額金の減少61百万円（税効果考慮前）であります。
6. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社はALMの観点から負債特性に応じた資産運用を行い、債券を中心に中長期に安定した収益が期待できる資産をポートフォリオの中核としております。また、一定の収益の確保を目的として、リスク許容度の範囲内で国内外の公社債、貸付金、証券化商品、株式、組合出資及びオルタナティブ投資等の資産へ分散投資を行っております。

デリバティブ取引については、安定的かつ効率的な運用を図るため、保有する運用資産及び将来取得予定の運用資産並びに保険負債に係る市場リスク及び信用リスクをヘッジすることを目的として、金利スワップ取引、金利スワップション取引、通貨先渡取引、通貨先物取引、通貨スワップ取引、クレジット・デフォルト・スワップ取引等を活用しております。

また、クレジット・デフォルト・スワップ取引は、他の保有資産と組み合わせることで現物社債投資と同様の投資効果を得る目的でも利用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産のうち、有価証券は、主に国内外の公社債であり、主として責任準備金対応目的、その他の目的で保有しております。なお、有価証券、デリバティブ取引等は市場リスク及び信用リスク、貸付金は主に貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスク、不動産関連投資は主に不動産投資リスク及び信用リスクに晒されております。また、保険金支払いまでの期間が長い商品も多くキャッシュ・フロー、デュレーションのギャップ等、資産と負債の特性や状況が適合していないことから生じる損失等のリスク（ALMリスク）にも晒されております。

当社が利用しているデリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを有しております。このうち市場リスクについては、主に保有している運用資産及び将来取得予定の運用資産並びに保険負債のリスクヘッジが目的であることからヘッジ対象も含めた全体としてのリスクは限定的であり、信用リスクについては、信用度の高い取引先と有担保で取引を行うこと、又は取引所、清算機関を通じた取引を利用することでリスクの回避、削減に努めております。

特に負債通貨と異なる外貨建債券等の一部をヘッジ対象、通貨スワップをヘッジ手段とする取引、外貨建債券等の一部をヘッジ対象、金利スワップをヘッジ手段とする取引、将来取得予定の国債・社債の一部をヘッジ対象、金利スワップをヘッジ手段とする取引、保険負債の一部をヘッジ対象、金利スワップをヘッジ手段とする取引にヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第26号）等における適用要件を満たすため、方針文書・規程等を整備するとともに、これらの方針・規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前有効性の確認、事後有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社では資産運用リスク管理部門が、資産運用執行部門とは独立して設置されており、当該部門では執行役員、及び統合リスク管理委員会において定められたリスク管理の基本方針及び規程等に基づき資産運用リスクに関するモニタリングを実施しております。また、ALMリスクを管理するため、ALMリスク管理部門が関連各部門と連携してALMリスク管理を推進しております。具体的には、資産と負債のキャッシュ・フロー分析等に基づきALMリスクの状況の把握を行い、商品特性に応じた資産運用ポートフォリオの構築の推進や資産運用・ALM方針の策定等を実施しております。

各資産運用リスクに関する特性、モニタリング、及びリミット等の管理方法は次のとおりで、その結果を定期的に、リスク管理部門から執行役員及び統合リスク管理委員会等に報告しております。

a. 市場リスク

金利、為替、株価などの変動により投資した資産の価格が下がり

損失が生じるリスクをいいます。当社では、前述の通り、リスク許容度の範囲内で公社債を中心とした各種資産への分散投資を実施しております。投資にあたっては、投資委員会において、運用環境・投資方針・運用実績などを検証し、安定的な収益の確保に努めております。また、資産運用リスクの管理規程に従い、外貨エクスポージャーのヘッジの検討、バリュー・アット・リスク（以下VaR手法）やストレステストによるリスク量の評価、資産クラスやセクター毎の保有リミットの管理等を実施し、リスクをコントロールしております。また経済価値ベースでの市場リスク、金利リスクのそれぞれの最大リスク量のリミットを定め、当該リスクの管理等の実施を行っております。

(a) 金利リスク

当社は、金利の変動リスクに関して、金利感応度分析、及び為替、価格変動リスクを含んだVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステスト等を行っております。

(b) 為替リスク

当社は、為替の変動リスクに関して、通貨別にエクスポージャーを把握するとともに、感応度分析、及び金利、価格変動リスクを含んだVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステスト等を行っております。

(c) 株価等変動リスク

当社は、株価等の変動リスクに関して、金利、為替リスクを含んだVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステスト等を行っております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関して、取引の執行、ヘッジの有効性の検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、取引に関する規定（取引目的の制限、管理態勢、実施基準等）を設け、定期的なリスクモニタリング並びに統合リスク管理委員会への報告などを通じた管理をおこなっております。

b. 信用リスク

与信先の財務状況の悪化等により保有する有価証券や貸付金などの資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当社の信用リスクの管理としては、資産運用リスクの管理規程に従い、格付け等に応じた保有リミットの管理を実施することにより、特定の企業・グループや国、業種等への信用リスクの集中をコントロールするとともに、保有資産について継続的に信用リスクの評価を行い、懸念がある資産についてはリスクの抑制・削減に向けた対応を実施しております。また、経済価値ベースでの信用リスク量のリミットを設定して当該リスク量を管理しております。

c. 不動産投資リスク

賃料及び空室率等の変動を要因として不動産の稼働によって得られる収益が減少すること又は不動産市況の変化を要因として不動産価格が下落すること等により損失を被るリスクをいいます。不動産投資リスクの管理にあたっては、長期的な収益を確保できるものを対象とするなど厳格な審査を実施しております。またノンリコースローンなど、不動産関連投資の増加に伴い、LTV（不動産価格に対する借入金の割合）、DSCR（元利金返済カバー率）などの健全性指標のガイドライン及び地域、不動産種類などの分散投資のリミットを定めて定期的にモニタリングを実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）参照。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	174,275	174,275	—
②金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	171,899	171,899	—
③有価証券			
a 売買目的有価証券	63,501	63,501	—
b 満期保有目的の債券	435,513	458,198	22,684
c 責任準備金対応債券	4,269,908	4,780,381	510,473
d その他有価証券	4,840,882	4,840,882	—
④貸付金			
a 保険約款貸付	122,442	122,442	—
b 一般貸付（※1）	886,782	907,683	20,901
資産計	10,965,205	11,519,264	554,059
債券貸借取引受入担保金	425,329	425,329	—
負債計	425,329	425,329	—
デリバティブ取引（※2）			
a ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,121)	(6,121)	—
b ヘッジ会計が適用されているもの	43,760	43,760	—
デリバティブ取引計	37,638	37,638	—

（※1）貸借対照表計上額において、貸付金に対応する貸倒引当金1,292百万円を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）非上場株式、組合等への出資金等のうち組合等の財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているものは含めておりません。なお、当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は2,602百万円（うち子会社株式1,565百万円、及び関連会社株式556百万円）、当該出資金等の当期末における貸借対照表価額は88,039百万円（うち子会社への出資金0百万円、及び関連会社への出資金5,836百万円）であります。

資産

①現金及び預貯金

現金及び預貯金は全て短期であり、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

②金銭の信託

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券である投資信託については基準価格等によっております。

③有価証券

上場株式は取引所等の当期末日の価格によっております。債券は市場で取引された価格がある場合には「市場価格」、市場価格が公正な評価額を示していないと判断される場合、又は市場価格がない場合は「合理的に算定された価額」によっております。当社は、「合理的に算定された価額」を大手情報ベンダー等から入手しております。また投資信託は基準価格等によっております。組合等への出資については、組合等の財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているものを除き、組合等の財産の時価評価できるものには時価評価を行った上、組合等の財産に対する持分相当額を組合等への出資の時価とみなして計上しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

a. 売買目的有価証券

（単位：百万円）

区 分	当期末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	63,501	△ 5,450

b. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区 分	当期末		
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	353,752	378,459	24,707
公社債	63,271	74,912	11,641
外国証券	290,480	303,546	13,066
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	81,761	79,738	△ 2,022
公社債	—	—	—
外国証券	81,761	79,738	△ 2,022
合 計	435,513	458,198	22,684

c. 責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区 分	当期末		
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	4,066,332	4,581,860	515,527
公社債	2,738,608	3,150,551	411,942
外国証券	1,327,723	1,431,309	103,585
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	203,576	198,521	△ 5,054
公社債	13,734	13,410	△ 324
外国証券	189,841	185,110	△ 4,730
合 計	4,269,908	4,780,381	510,473

d. その他有価証券

（単位：百万円）

区 分	当期末		
	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	3,684,217	3,909,552	225,334
公社債	664,470	705,133	40,662
株式	483	1,914	1,431
外国証券	2,988,725	3,157,046	168,320
その他の証券	30,538	45,458	14,920
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	956,486	931,329	△ 25,156
公社債	29,447	29,378	△ 68
株式	430	374	△ 56
外国証券	924,747	899,822	△ 24,924
その他の証券	1,860	1,754	△ 106
合 計	4,640,704	4,840,882	200,177

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一方、一般貸付の時価については、主に、元利金の合計額をリスクフリー・レートに貸付先の信用状況・貸付金の残存期間を加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積額を控除した額を時価としておりますが、当期については該当ありません。

負債

債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、全て短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

a. ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの当期末における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 金利関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 固定金利受取/変動金利支払	44,688	44,688	1,375	1,375
	金利スワップ取引 買建 固定金利受取/変動金利支払	146,622 (5,300)	146,622 (5,300)	10,150	4,850
合計				11,525	6,225

- (注) 1. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。
 2. 評価損益欄には、金利スワップ取引については時価を記載し、金利スワップ取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。
 3. 時価の算定方法は、金利スワップ取引については公表されている市場金利等を基準として将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定した理論価格、金利スワップ取引については公表されているマーケットボラティリティ等のデータを基準として算定した理論価格によっております。

(b) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引	通貨先物取引 売建 米ドル	95,000	-	253	253
市場取引以外の取引	通貨先渡取引 買建 米ドル	27,973	-	14	14
	米ドル	5,549	-	△3	△3
	英ポンド	22,424	-	18	18
	売建 米ドル	1,109,447	386,311	△26,335	△26,335
	米ドル	938,836	340,628	△24,487	△24,487
	ユーロ	8,893	-	87	87
	英ポンド	62,384	-	△1,024	△1,024
	豪ドル	78,750	33,083	△184	△184
	ニュージーランドドル	20,582	12,599	△725	△725
	通貨スワップ取引 円支払い米ドル受け	156,228	91,400	1,648	1,648
英ポンド支払い米ドル受け	12,192	12,192	12	12	
ユーロ支払い米ドル受け	3,226	3,226	50	50	
豪ドル支払い米ドル受け	5,434	5,434	34	34	
合計				△24,321	△24,321

- (注) 1. 評価損益欄には、時価を記載しております。
 2. 時価の算定方法は、通貨先物取引については取引所の最終価格、通貨先渡取引についてはTTM及び割引レートを基準として算定した理論価格によっております。また、通貨スワップ取引の時価の算定方法については、公表されている市場金利等を基準として将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定した理論価格によっております。

(c) その他

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ				
	プロテクション買建	4,439	4,439	46	46
	プロテクション売建	348,608	328,622	6,627	6,627
合計				6,673	6,673

(注) 時価の算定方法は、外部ベンダーからの情報を元に合理的に算定した理論価格によっております。

b. ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの当期末における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(a) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
原則的処理方法	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	円貨建債券(予定取引) 保険負債	40,000	40,000	△2,881	公表されている市場金利等を基準として、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた理論価格
			605,094	605,094	34,929	
			310,522	310,522	△6,603	
例外処理(時価ヘッジ)	金利スワップ 固定金利支払/変動金利受取	その他有価証券	310,522	310,522	△6,603	公表されている市場金利等を基準として、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた理論価格
合計					25,444	

(b) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
原則的処理方法	通貨スワップ取引 ユーロ支払い円受け 英ポンド支払い円受け 米ドル支払い円受け ユーロ支払い米ドル受け 英ポンド支払い米ドル受け 豪ドル支払い米ドル受け 円支払い米ドル受け 加ドル支払い米ドル受け ユーロ支払い豪ドル受け 英ポンド支払い豪ドル受け 米ドル支払い豪ドル受け 円支払い豪ドル受け	その他有価証券 貸付金	140,976	140,452	△382	公表されている市場金利等を基準として、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた理論価格
			128,553	127,393	11,762	
			180,626	179,406	15,951	
			20,340	20,340	862	
			88,856	88,856	△877	
			24,496	24,496	△202	
			23,096	23,096	637	
			7,828	7,828	85	
			139,727	139,228	△2,877	
			80,015	79,435	3,873	
			145,778	145,240	△9,443	
			15,827	15,827	△1,072	
			合計			

②主な金銭債権及び満期のある有価証券の当期末後の償還予定額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	488,669	951,578	753,310	791,331	1,394,431	4,902,639
満期保有目的の債券(公社債)	-	-	-	-	10,000	52,200
満期保有目的の債券(外国証券)	-	2,857	5,259	7,142	71,067	285,833
責任準備金対応債券(公社債)	30,395	49,771	64,023	123,992	143,488	2,267,663
責任準備金対応債券(外国証券)	66,078	186,503	165,873	193,431	298,246	645,256
その他有価証券のうち満期があるもの(公社債)	168,286	59,757	140,712	60,000	98,301	159,874
その他有価証券のうち満期があるもの(外国証券)	222,777	652,689	377,442	406,765	773,328	1,480,147
その他有価証券のうち満期があるもの(その他の証券)	1,132	-	-	-	-	11,664
貸付金(※)	50,408	153,521	242,874	131,941	251,339	57,988
合計	539,078	1,105,100	996,185	923,273	1,645,770	4,960,628

(※) 保険約款貸付は期間の定めがないため含めておりません。

7. 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,126百万円であり、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
 8. ローン・パーティシパーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸付金として会計処理した参加元本金額の貸借対照表計上額は、615,375百万円であり、
 9. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項は次のとおりであります。

当社は、賃貸及び営業の両方で使用している不動産、また、専ら賃貸を行なっている不動産を所有しております(土地、借地権を含む)。これらのうち、当期末において賃貸されている部分の貸借対照表価額は270,135百万円、同部分の時価は337,803百万円であり、時価については、社外の不動産鑑定士

に不動産鑑定を委託を行い、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額を使用しております。なお、賃貸及び営業の両方で使用している不動産については、当期末における使用面積の割合をもって貸借対照表価額及び時価を按分し、専ら賃貸用として所有している不動産については、貸借対照表価額及び時価の全額を賃貸用としております。また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務はありません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は29,936百万円です。
11. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は307,305百万円です。なお、負債の額も同額です。
12. 関係会社に対する金銭債権の総額は9,050百万円、金銭債務の総額は3,585百万円です。
13. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は658百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は615,936百万円です。
14. 責任準備金は、修正共同保険式再保険に基づく再保険会社からの預り責任準備金274,824百万円を含んでおります。
15. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は52,906百万円です。
16. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。

当期首現在高	8,554百万円
当期契約者配当金支払額	2,804百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	2,074百万円
当期末現在高	7,825百万円
17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は18,396百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
18. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

内勤職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型制度として、確定拠出型企業年金制度及び退職金前払制度を設けております。
- (2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高調整表

期首における退職給付債務	91,210百万円
勤務費用	7,193百万円
利息費用	452百万円
数理計算上の差異の当期発生額	4,678百万円
退職給付の支払額	△ 4,535百万円
期末における退職給付債務	98,998百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	29,553百万円
期待運用収益	443百万円
数理計算上の差異の当期発生額	857百万円
事業主からの拠出額	3,051百万円
退職給付の支払額	△ 582百万円
期末における年金資産	33,323百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	44,986百万円
年金資産	△ 33,323百万円
	11,662百万円
非積立型制度の退職給付債務	54,012百万円
未認識数理計算上の差異	△ 8,098百万円
未認識過去勤務費用	△ 949百万円
退職給付引当金	56,627百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	7,193百万円
利息費用	452百万円
期待運用収益	△ 443百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,511百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	189百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	9,903百万円

⑤ 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりです。なお、当社は企業年金に対して設定した退職給付信託を有しておりません。

債券	68.8%
株式	29.6%
現金及び預金	1.6%
合計	100%

- ⑥ 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
- ⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりです。

	内勤職員	営業職員
割引率	0.50%	0.50%
長期期待運用収益率	1.50%	—

(3) 確定拠出型制度

当社の確定拠出型制度への要拠出額は、938百万円です。

19. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、有価証券であり、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は、269百万円です。
20. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、10,027百万円です。
21. 繰延税金資産の総額は、98,932百万円、繰延税金負債の総額は、74,886百万円です。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した金額は、457百万円です。繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、価格変動準備金31,360百万円、保険契約準備金26,676百万円、退職給付引当金15,855百万円、その他の有価証券の評価差額7,028百万円、繰延ヘッジ損益5,940百万円です。繰延税金負債の発生的主原因別内訳は、その他有価証券の評価差額61,878百万円です。
また、当期における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異は100分の5以下であるため、主要な内訳の注記は省略しております。
22. 1株当たりの純資産額は、4,866,271,950円44銭です。
23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V-2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
経常収益	2,207,211	2,563,228
保険料等収入	1,786,773	2,122,121
保険料	1,624,424	1,957,546
再保険収入	162,349	164,574
資産運用収益	375,487	392,201
利息及び配当金等収入	274,569	307,973
預貯金利息	672	922
有価証券利息・配当金	229,892	254,214
貸付金利息	30,017	36,493
不動産賃貸料	13,712	15,685
その他利息配当金	275	658
有価証券売却益	31,474	14,063
有価証券償還益	10,228	6,016
金融派生商品収益	31,738	—
為替差益	—	60,291
その他運用収益	2,777	3,856
特別勘定資産運用益	24,698	—
その他経常収益	44,950	48,905
年金特約取扱受入金	7,643	6,778
保険金据置受入金	29,695	34,659
その他の経常収益	7,610	7,468
経常費用	2,096,904	2,443,931
保険金等支払金	936,678	902,343
保険金	126,913	133,860
年金	210,687	138,755
給付金	135,841	138,414
解約返戻金	313,755	333,038
その他返戻金	8,048	10,465
再保険料	141,432	147,809
責任準備金等繰入額	558,377	1,111,503
支払備金繰入額	14,342	1,232
責任準備金繰入額	544,035	1,110,270
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	278,234	78,389
支払利息	3,513	6,749
有価証券売却損	9,561	7,560
有価証券評価損	93	215
有価証券償還損	2,601	2,256
金融派生商品費用	—	53,562
為替差損	255,999	—
貸倒引当金繰入額	506	179
賃貸用不動産等減価償却費	1,711	2,033
その他運用費用	4,247	4,709
特別勘定資産運用損	—	1,122
事業費	262,717	283,173
その他経常費用	60,896	68,521
保険金据置支払金	27,699	32,830
税金	17,691	20,861
減価償却費	10,951	11,211
退職給付引当金繰入額	3,961	2,899
その他の経常費用	592	718
経常利益	110,306	119,296

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
特別損失	8,877	7,718
固定資産等処分損	2,377	118
価格変動準備金繰入額	6,500	7,600
契約者配当準備金繰入額	564	2,074
税引前当期純利益	100,864	109,503
法人税及び住民税	42,598	36,920
法人税等調整額	△13,052	△5,784
法人税等合計	29,546	31,135
当期純利益	71,318	78,367

<2018年度 注記事項>

注記事項 (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益の総額は、2,251百万円、費用の総額は、4,912百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券1,162百万円、株式等3,505百万円、外国証券9,395百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券1,073百万円、外国証券6,487百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券215百万円であります。
5. 金融派生商品費用には、評価損が44,951百万円含まれております。
6. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る再保険収入111,566百万円を含んでおります。
7. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険料112,753百万円を含んでおります。なお、修正共同保険式再保険に係る再保険料は、再保険会社からの出再保険責任準備金調整額72,611百万円を差し引いております。
8. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は106百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は58,277百万円であります。
9. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額19,540百万円を含んでおります。
10. 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額19,712百万円を含んでおります。
11. 1株当たりの当期純利益は783,671,517円4銭であります。
12. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。

兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	メトロポリタン・タワー・ライフ・インシュアランス・カンパニー	なし	再保険取引における出再先	再保険収入再保険料(※)	22,094 29,685	再保険貸再保険借	28,477 72
	メットライフ・リインシュアランス・カンパニー・オブ・バミューダ	なし	再保険取引における出再先	再保険収入再保険料出再責任準備金繰入額(※)	30,167 9,307 57,471	再保険貸再保険借出再責任準備金	3,286 2,559 576,874

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※) 再保険取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V-3. キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	100,864	109,503
賃貸用不動産等減価償却費	1,711	2,033
減価償却費	10,951	11,211
支払備金の増減額(△は減少)	14,342	1,232
責任準備金の増減額(△は減少)	544,035	1,110,270
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	564	2,074
貸倒引当金の増減額(△は減少)	494	152
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,961	2,899
価格変動準備金の増減額(△は減少)	6,500	7,600
利息及び配当金等収入	△ 274,569	△ 307,973
有価証券関係損益(△は益)	△ 84,413	45,490
保険約款貸付関係損益(△は益)	14,253	16,796
支払利息	3,513	6,749
為替差損益(△は益)	256,586	△ 62,684
有形固定資産関係損益(△は益)	464	50
無形固定資産関係損益(△は益)	2,095	80
再保険貸の増減額(△は増加)	△ 164	△ 1,215
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 12,423	△ 1,900
再保険借の増減額(△は減少)	1,180	660
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	4,100	△ 891
小 計	594,049	942,141
利息及び配当金等の受取額	269,699	291,258
利息の支払額	△ 3,479	△ 6,717
契約者配当金の支払額	△ 3,093	△ 2,804
法人税等の支払額	△ 24,457	△ 41,968
①営業活動によるキャッシュ・フロー	832,717	1,181,909

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△ 53,471	△ 62,806
金銭の信託の減少による収入	98,872	78,964
有価証券の取得による支出	△ 4,830,035	△ 5,049,238
有価証券の売却・償還による収入	4,090,145	4,052,407
貸付けによる支出	△ 258,839	△ 279,850
貸付金の回収による収入	151,668	141,781
金融派生商品の決済による収支(純額)	△ 3,111	△ 28,062
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	54,285	54,887
その他	△ 3,791	△ 3,718
②資産運用活動計	△ 754,275	△ 1,095,636
①+②(営業活動及び資産運用活動計)	(78,441)	(86,272)
有形固定資産の取得による支出	△ 37,297	△ 36,544
有形固定資産の売却による収入	1	0
無形固定資産の取得による支出	△ 10,281	△ 11,767
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 801,853	△ 1,143,948
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 70,000	△ 76,000
リース債務の返済による支出	△ 283	△ 354
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,283	△ 76,354
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 2,840	2,299
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 42,258	△ 36,094
現金及び現金同等物期首残高	252,628	210,369
現金及び現金同等物期末残高	210,369	174,275

<2018年度 注記事項>

注記事項(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(2018年度末)

現金及び預貯金	174,275百万円
現金及び現金同等物	174,275百万円
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V-4. 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	2017年度										
	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	111,308	111,298	111,298	9	79,717	79,727	302,333	147,248	△ 13,213	134,035	436,369
当期変動額											
剰余金の配当					△ 70,000	△ 70,000	△ 70,000				△ 70,000
当期純利益					71,318	71,318	71,318				71,318
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								△ 40,406	21,251	△ 19,155	△ 19,155
当期変動額合計	—	—	—	—	1,318	1,318	1,318	△ 40,406	21,251	△ 19,155	△ 17,836
当期末残高	111,308	111,298	111,298	9	81,036	81,046	303,652	106,842	8,038	114,880	418,532

(単位:百万円)

	2018年度										
	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	111,308	111,298	111,298	9	81,036	81,046	303,652	106,842	8,038	114,880	418,532
当期変動額											
剰余金の配当					△ 76,000	△ 76,000	△ 76,000				△ 76,000
当期純利益					78,367	78,367	78,367				78,367
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								37,298	28,428	65,727	65,727
当期変動額合計	—	—	—	—	2,367	2,367	2,367	37,298	28,428	65,727	68,094
当期末残高	111,308	111,298	111,298	9	83,403	83,413	306,019	144,140	36,466	180,607	486,627

<2018年度 注記事項>

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	100	—	—	100
合計	100	—	—	100

- 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- 2018年6月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	40,000百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	400百万円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月14日

- 2018年9月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	36,000百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	360百万円
効力発生日	2018年9月13日

- 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期以降となるもの2019年6月19日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	35,000百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	350百万円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V-5. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	11,140	11,142
小 計	11,140	11,142
(対合計比)	(1.27)	(1.10)
正常債権	864,048	1,003,835
合 計	875,188	1,014,977

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

V-6. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	11,126	11,126
合 計	11,126	11,126
(貸付残高に対する比率)	(1.28)	(1.10)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

V-7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当はありません。

V-8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	1,045,882	1,140,692
資本金等	263,652	271,019
価格変動準備金	104,400	112,000
危険準備金	47,601	51,308
一般貸倒引当金	1,140	1,294
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) ×90%(マイナスの場合100%)	151,840	199,159
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	50,620	67,009
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	740,239	846,779
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	△ 335,188	△ 431,791
控除項目	—	—
その他	21,575	23,912
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4}$ (B)	236,708	256,433
保険リスク相当額 R1	13,632	14,217
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	9,596	9,387
予定利率リスク相当額 R2	31,713	33,718
最低保証リスク相当額 R7	7,390	7,161
資産運用リスク相当額 R3	191,363	208,972
経営管理リスク相当額 R4	5,073	5,469
ソルベンシー・マージン比率		
(A)	883.6%	889.6%
$(1/2) \times (B)$		

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額 R7の算出に際しては、標準的方式を用いています。

保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率) (ご参考)

(単位:百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	1,037,970	1,146,780
資本金等	263,669	276,695
価格変動準備金	104,400	112,000
危険準備金	47,601	51,308
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	1,140	1,294
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) ×90%(マイナスの場合100%)	151,840	199,159
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	50,620	76,470
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△ 7,928	△ 9,047
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	740,239	846,779
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	△ 335,188	△ 431,791
控除項目	—	—
その他	21,575	23,912
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_8+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$ (B)	233,511	255,967
保険リスク相当額 R1	13,632	14,217
一般保険リスク相当額 R5	—	—
巨大災害リスク相当額 R6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	9,596	9,387
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R9	—	—
予定利率リスク相当額 R2	31,713	33,718
最低保証リスク相当額 R7	7,390	7,161
資産運用リスク相当額 R3	188,212	208,512
経営管理リスク相当額 R4	5,010	5,459
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	889.0%	896.0%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額R7の算出に際しては、標準的方式を用いています。

V-9. 有価証券等の時価情報 (会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	257,710	△ 1,200	235,401	△ 7,601

(注) 1. 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。
2. 「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含めて記載しています。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	うち差益		帳簿価額	時価	差損益	うち差益	
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	154,443	162,583	8,139	10,893	△ 2,753	435,513	458,198	22,684	24,707	△ 2,022
責任準備金対応債券	3,909,175	4,283,292	374,116	387,494	△ 13,378	4,269,908	4,780,381	510,473	515,527	△ 5,054
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,254,168	4,402,530	148,362	182,087	△ 33,724	4,640,704	4,840,882	200,177	225,334	△ 25,156
公社債	787,266	826,187	38,921	40,722	△ 1,800	693,917	734,511	40,593	40,662	△ 68
株式	913	2,568	1,655	1,655	—	913	2,288	1,375	1,431	△ 56
外国証券	3,430,134	3,524,710	94,576	126,184	△ 31,608	3,913,473	4,056,868	143,395	168,320	△ 24,924
公社債	3,302,619	3,386,912	84,292	114,114	△ 29,821	3,731,184	3,855,577	124,392	147,350	△ 22,958
株式等	127,514	137,798	10,283	12,070	△ 1,786	182,288	201,291	19,003	20,969	△ 1,966
その他の証券	35,854	49,064	13,209	13,525	△ 315	32,399	47,212	14,813	14,920	△ 106
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	8,317,788	8,848,406	530,618	580,475	△ 49,856	9,346,126	10,079,462	733,335	765,570	△ 32,234
公社債	3,266,929	3,632,353	365,423	370,049	△ 4,626	3,509,533	3,973,386	463,853	464,246	△ 393
株式	913	2,568	1,655	1,655	—	913	2,288	1,375	1,431	△ 56
外国証券	5,014,090	5,164,421	150,330	195,245	△ 44,915	5,803,280	6,056,574	253,293	284,972	△ 31,678
公社債	4,886,575	5,026,622	140,046	183,175	△ 43,128	5,620,991	5,855,282	234,290	264,002	△ 29,712
株式等	127,514	137,798	10,283	12,070	△ 1,786	182,288	201,291	19,003	20,969	△ 1,966
その他の証券	35,854	49,064	13,209	13,525	△ 315	32,399	47,212	14,813	14,920	△ 106
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 金銭の信託は運用目的以外のものはございません。

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	63,792	74,685	10,893	353,752	378,459	24,707
公社債	35,778	45,923	10,145	63,271	74,912	11,641
外国証券	28,014	28,762	748	290,480	303,546	13,066
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	90,651	87,897	△ 2,753	81,761	79,738	△ 2,022
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	90,651	87,897	△ 2,753	81,761	79,738	△ 2,022

●責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	3,484,189	3,871,684	387,494	4,066,332	4,581,860	515,527
公社債	2,348,532	2,667,714	319,181	2,738,608	3,150,551	411,942
外国証券	1,135,656	1,203,969	68,312	1,327,723	1,431,309	103,585
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	424,986	411,608	△ 13,378	203,576	198,521	△ 5,054
公社債	95,352	92,526	△ 2,825	13,734	13,410	△ 324
外国証券	329,634	319,081	△ 10,553	189,841	185,110	△ 4,730

● 其他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	2,964,032	3,146,120	182,087	3,684,217	3,909,552	225,334
公社債	683,764	724,486	40,722	664,470	705,133	40,662
株式	913	2,568	1,655	483	1,914	1,431
外国証券	2,248,529	2,374,713	126,184	2,988,725	3,157,046	168,320
その他の証券	30,826	44,351	13,525	30,538	45,458	14,920
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	1,290,135	1,256,410	△ 33,724	956,486	931,329	△ 25,156
公社債	103,502	101,701	△ 1,800	29,447	29,378	△ 68
株式	—	—	—	430	374	△ 56
外国証券	1,181,604	1,149,996	△ 31,608	924,747	899,822	△ 24,924
その他の証券	5,028	4,712	△ 315	1,860	1,754	△ 106

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	2,121	2,121
其他有価証券	39,715	88,521
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	381	481
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	39,333	88,039
合 計	41,836	90,642

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2017年度末					2018年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
金銭の信託	186,811	186,811	—	—	—	171,899	171,899	—	—	—

● 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	186,811	△ 9,287	171,899	△ 2,150

(注)「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含めて記載しています。

● 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託
該当はありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

①取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は次の取引です。
 金利関連：金利スワップ取引、金利スワップション取引
 通貨関連：通貨先渡取引、通貨先物取引、通貨スワップ取引
 株式関連：該当はありません。
 債券関連：該当はありません。
 その他：クレジット・デフォルト・スワップ取引

②取引方針及び利用目的

当社では、安定的かつ効率的な運用を図るため、保有する運用資産及び将来取得予定の運用資産並びに保険負債に係る市場リスク及び信用リスクをヘッジすることを目的として、金利スワップ取引、金利スワップション取引、通貨先渡取引、通貨先物取引、通貨スワップ取引、クレジット・デフォルト・スワップ取引等を活用しております。また、クレジット・デフォルト・スワップ取引は、他の保有資産と組み合わせることにより現物社債投資と同様の投資効果を得る目的でも利用しております。

③デリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用

当社では、負債通貨と異なる外貨建債券等の一部をヘッジ対象、通貨スワップをヘッジ手段とする取引、外貨建債券等の一部をヘッジ対象、金利スワップをヘッジ手段とする取引、将来取得予定の国債・社債の一部をヘッジ対象、金利スワップをヘッジ手段とする取引、保険負債の一部をヘッジ対象、金利スワップをヘッジ手段とする取引にヘッジ会計を適用しております。
 ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第26号)等における適用要件を満たすため、方針文書・規程等を整備するとともに、これらの方針・規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前有効性の確認、事後有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。

④リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は市場リスクと信用リスク

を有しております。このうち市場リスクについては、主に保有している運用資産及び将来取得予定の運用資産並びに保険負債のリスクヘッジが目的であることからヘッジ対象も含めた全体としてのリスクは限定的であり、信用リスクについては、信用度の高い取引先と有担保で取引を行うこと、又は取引所、清算機関を通じた取引を利用することでリスクの回避、削減に努めております。他の保有資産と組み合わせることにより現物社債投資と同様の投資効果を得る目的で取引しているクレジット・デフォルト・スワップについては、参照債務の信用リスクを引き受けており、また価格変動リスクも有しております。

⑤リスク管理体制

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、取引に関する規定(取引目的の制限、管理態勢、実施基準等)を設け、管理しております。

⑥定量的情報に関する補足説明

(a) 時価算定に関する補足説明

金利スワップション取引は、公表されているマーケットボラティリティ等のデータを基準として算定した理論価格によっております。

通貨先渡取引は、TTM及び割引レートを基準として算定した理論価格によっております。

通貨先物取引は、取引所の最終価格によっております。

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、公表されている市場金利等を基準として将来キャッシュフローを現在価値に割り引いて算定した理論価格によっております。

クレジット・デフォルト・スワップ取引は、外部ベンダーからの情報を元に合理的に算定した理論価格によっております。

(b) 評価損益に関する補足説明

当社のデリバティブ取引は、主に保有している運用資産及び将来取得予定の運用資産並びに保険負債に係る市場リスクや信用リスクをヘッジすることを目的としているため、デリバティブ取引自体の想定元本額(契約額)や含み損益額に加えて、ヘッジ対象である運用資産及び保険負債の状況を勘案することにより的確に状況が把握できます。

2. 定量的情報

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	25,444	33,019	—	—	—	58,464
ヘッジ会計非適用分	6,225	△39,025	—	—	6,673	△26,125
合計	31,670	△6,005	—	—	6,673	32,338

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(金利関連△6,603百万円)、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

・金利関連

(単位:百万円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利支払/変動金利受取	96,861	96,861	△821	△821	—	—	—	—
	固定金利受取/変動金利支払	46,020	46,020	△1,084	△1,084	44,688	44,688	1,375	1,375
店頭	金利スワップション								
	買建 固定金利受取/変動金利支払	149,114 (5,332)	149,114 (5,332)	7,157	1,824	146,622 (5,300)	146,622 (5,300)	10,150	4,850
合計				5,251	△80			11,525	6,225

(注)1. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、金利スワップ取引については時価を記載し、金利スワップション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

・通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2017年度末			2018年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	通貨先物								
	売建	95,000	—	△ 279	△ 279	95,000	—	253	253
	米ドル	95,000	—	△ 279	△ 279	95,000	—	253	253
店頭	通貨先渡契約								
	買建	51,597	—	△ 117	△ 117	27,973	—	14	14
	米ドル	50,161	—	△ 124	△ 124	5,549	—	△ 3	△ 3
	英ポンド	—	—	—	—	22,424	—	18	18
	豪ドル	1,405	—	6	6	—	—	—	—
	ニュージーランドドル	30	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—
	売建	1,041,241	307,777	27,077	27,077	1,109,447	386,311	△ 26,335	△ 26,335
	米ドル	921,100	307,777	24,645	24,645	938,836	340,628	△ 24,487	△ 24,487
	ユーロ	6,708	—	103	103	8,893	—	87	87
	英ポンド	34,724	—	△ 93	△ 93	62,384	—	△ 1,024	△ 1,024
	豪ドル	57,162	—	2,106	2,106	78,750	33,083	△ 184	△ 184
	ニュージーランドドル	21,545	—	314	314	20,582	12,599	△ 725	△ 725
	通貨スワップ								
	円支払い米ドル受け	53,021	—	△ 651	△ 651	156,228	91,400	1,648	1,648
	英ポンド支払い米ドル受け	3,706	3,706	△ 112	△ 112	12,192	12,192	12	12
	ユーロ支払い米ドル受け	7,844	7,844	△ 10	△ 10	3,226	3,226	50	50
	ユーロ支払い円受け	4,568	4,568	△ 45	△ 45	—	—	—	—
ユーロ支払い豪ドル受け	1,083	1,083	△ 20	△ 20	—	—	—	—	
豪ドル支払い米ドル受け	3,985	3,985	△ 3	△ 3	5,434	5,434	34	34	
	合計			25,837	25,837			△ 24,321	△ 24,321

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

・株式関連

該当はありません。

・債券関連

該当はありません。

・その他

(単位：百万円)

区分	種類	2017年度末			2018年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	プロテクション買建	3,718	3,718	△ 6	△ 6	4,439	4,439	46	46
	プロテクション売建	345,683	345,683	7,098	7,098	348,608	328,622	6,627	6,627
	合計			7,092	7,092			6,673	6,673

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

③ヘッジ会計が適用されているもの

・金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末				2018年度末			
			契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超			
原則的 処理方法	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	円貨建債券 (予定取引)	90,000	90,000	△ 12,687	△ 12,687	40,000	40,000	△ 2,881	△ 2,881
	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	351,586	351,586	976	976	605,094	605,094	34,929	34,929
例外処理 (時価ヘッジ)	金利スワップ 固定金利支払/変動金利受取	その他 有価証券	143,928	143,928	△ 1,573	△ 1,573	310,522	310,522	△ 6,603	△ 6,603
合計					△ 13,284	△ 13,284			25,444	25,444

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

・通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末				2018年度末			
			契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超			
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他 有価証券 貸付金								
	ユーロ支払い円受け		148,896	148,896	△ 5,247	△ 5,247	140,976	140,452	△ 382	△ 382
	英ポンド支払い円受け		133,800	133,800	8,863	8,863	128,553	127,393	11,762	11,762
	米ドル支払い円受け		176,739	175,677	28,143	28,143	180,626	179,406	15,951	15,951
	ユーロ支払い米ドル受け		13,469	13,469	△ 1,291	△ 1,291	20,340	20,340	862	862
	英ポンド支払い米ドル受け		39,561	39,561	△ 5,212	△ 5,212	88,856	88,856	△ 877	△ 877
	豪ドル支払い米ドル受け		11,693	11,693	△ 1,045	△ 1,045	24,496	24,496	△ 202	△ 202
	円支払い米ドル受け		—	—	—	—	23,096	23,096	637	637
	加ドル支払い米ドル受け		—	—	—	—	7,828	7,828	85	85
	ユーロ支払い豪ドル受け		139,886	139,886	△ 7,818	△ 7,818	139,727	139,228	△ 2,877	△ 2,877
	英ポンド支払い豪ドル受け		85,164	84,717	2,145	2,145	80,015	79,435	3,873	3,873
	米ドル支払い豪ドル受け		143,471	141,421	278	278	145,778	145,240	△ 9,443	△ 9,443
円支払い豪ドル受け	19,481	19,481	△ 1,255	△ 1,255	15,827	15,827	△ 1,072	△ 1,072		
合計					17,560	17,560			18,316	18,316

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

- ・株式関連
該当はありません。
- ・債券関連
該当はありません。
- ・その他
該当はありません。

V-10. 経常利益等の明細（基礎利益）

	(単位：百万円)	
	2017年度	2018年度
基礎利益	(A) 132,438	142,177
キャピタル収益	256,845	74,355
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	31,474	14,063
金融派生商品収益	31,738	—
為替差益	—	60,291
その他キャピタル収益	193,632	—
キャピタル費用	265,654	86,792
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	9,561	7,560
有価証券評価損	93	215
金融派生商品費用	—	53,562
為替差損	255,999	—
その他キャピタル費用	—	25,453
キャピタル損益	(B) △ 8,809	△ 12,436
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	123,629	129,740
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	13,322	10,444
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	1,729	3,706
個別貸倒引当金繰入額	59	25
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	11,534	6,712
臨時損益	(C) △ 13,322	△ 10,444
経常利益	(A) + (B) + (C) 110,306	119,296

(参考) その他キャピタル収益等の内訳 (単位：百万円)

	2017年度	2018年度
その他キャピタル収益	193,632	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート 変動の影響額	193,093	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメント に係る解約返戻金額変動の影響額	538	—
その他キャピタル費用	—	25,453
外貨建て保険契約に係る市場為替レート 変動の影響額	—	22,097
マーケット・ヴァリュー・アジャストメント に係る解約返戻金額変動の影響額	—	3,356
その他臨時費用	11,534	6,712
追加責任準備金繰入額	11,534	6,712

V-11. 会計監査人による監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

V-12. 監査法人による監査

該当はありません。

V-13. 代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認状況

当社の代表執行役 会長 社長 最高経営責任者であるエリック・クラフェインは、当社の2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、及びその附属明細書）に記載された事項について、すべての重要な点において適正であることを確認しております。また、これらの財務諸表の作成にかかる内部監査が有効に実施されたことを確認しております。

V-14. 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況

該当はありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

VI-1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P22をご参照ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2017年度末				2018年度末			
	件数	金額		前年度末比	件数	金額		前年度末比
		前年度末比	前年度末比			前年度末比	前年度末比	
個人保険	8,689	102.8	29,665,888	102.0	8,982	103.4	31,379,928	105.8
個人年金保険	310	87.5	1,457,661	83.8	289	93.2	1,387,897	95.2
団体保険	—	—	3,010,671	91.5	—	—	2,924,950	97.2
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2017年度						2018年度					
	件数	金額		前年度末比	新契約	転換による純増加	件数	金額		前年度末比	新契約	転換による純増加
		前年度比	前年度比					前年度比	前年度比			
個人保険	732	94.2	2,831,343	95.3	2,831,343	—	777	106.1	3,508,477	123.9	3,508,477	—
個人年金保険	14	122.4	77,280	134.0	77,280	—	18	125.7	111,094	143.8	111,094	—
団体保険	—	—	146,382	82.2	146,382	—	—	—	234,953	160.5	234,953	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末	前年度末比	2018年度末	前年度末比
	個人保険	908,649	102.0	957,122
個人年金保険	130,170	87.9	131,565	101.1
合計	1,038,820	100.0	1,088,687	104.8
うち医療保障・生前給付保障等	368,202	101.0	381,510	103.6

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度	前年度比	2018年度	前年度比
	個人保険	92,621	95.1	114,536
個人年金保険	12,740	175.8	18,767	147.3
合計	105,361	100.7	133,303	126.5
うち医療保障・生前給付保障等	28,222	93.0	37,373	132.4

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2017年度末	2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	29,433,717	31,163,020
		個人年金保険	—	—
		団体保険	3,010,643	2,924,921
		団体年金保険	—	—
		その他共計	32,444,361	34,087,942
	災害死亡	個人保険	(7,196,114)	(6,778,285)
		個人年金保険	(19,459)	(16,272)
		団体保険	(92,303)	(81,884)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(7,307,876)	(6,876,443)
	その他の 条件付死亡	個人保険	(265,773)	(232,082)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(265,773)	(232,082)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	232,170	216,907
		個人年金保険	1,187,316	1,138,899
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,419,486	1,355,807
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(232,166)	(218,306)
		団体保険	(5)	(5)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(232,172)	(218,312)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	270,345	248,998
		団体保険	27	28
		団体年金保険	—	—
その他共計		270,373	249,026	
入院保障	災害入院	個人保険	(29,767)	(29,842)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(297)	(286)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(30,871)	(30,928)
	疾病入院	個人保険	(29,384)	(29,475)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(30,214)	(30,298)
	その他 条件付入院	個人保険	(15,553)	(14,876)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(15,553)	(14,876)	

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約等の普通死亡保障は主要保障部分に計上しています。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位:件)

区 分	保 有 件 数	
	2017年度末	2018年度末
障害保障	個人保険	374,766
	個人年金保険	—
	団体保険	190,836
	団体年金保険	—
	その他共計	565,602
手術保障	個人保険	6,414,858
	個人年金保険	—
	団体保険	—
	団体年金保険	—
	その他共計	6,535,979

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分	保 有 金 額		
	2017年度末	2018年度末	
死亡保険	終身保険	15,559,535	
	定期付終身保険	—	
	定期保険	10,800,150	
	その他共計	29,016,018	
生死混合保険	養老保険	411,752	
	定期付養老保険	—	
	生存給付金付定期保険	—	
	その他共計	417,698	
生存保険	232,170	216,907	
年金保険	個人年金保険	1,457,661	1,387,897
災害・疾病関係特約	災害保障特約	5,091	4,156
	災害割増特約	4,854,851	4,581,940
	傷害特約	1,595,989	1,502,656
	成人病特約	468,316	483,133
	ガン特約	173,050	149,154
	災害入院特約	6,204	5,744
	成人病入院特約	4,240	4,950
	ガン入院特約	892	930
	女性疾病特約	24,812	25,581
	通院特約	9,720	9,885
	長期入院特約	3,542	3,384
	手術特約	35,266	35,269
	退院・療養特約	16,421	15,756
	特定損傷特約	2,785	2,725

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。
 災害保障特約・傷害特約は災害死亡保険金額を表します。
 ガン特約はガン死亡保険金額を表します。

(6) 契約者配当の状況

2018年度は、2,804百万円の契約者配当金をお支払いいたしました。また、2019年度以降における契約者配当金のお支払いのために、2018年度末に2,074百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2018年度末における契約者配当準備金の残高は、7,825百万円となっております。

なお、2017年度末における契約者配当準備金の残高は、8,554百万円となっております。

VI-2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率 (単位: %)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	2.0	5.8
個人年金保険	△ 16.2	△ 4.8
団体保険	△ 8.5	△ 2.8
団体年金保険	—	—

(3) 新契約率 (対年度始) (単位: %)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	9.7	11.8
個人年金保険	4.4	7.6
団体保険	4.5	7.8

(注) 転換契約は含んでいません。

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約) (単位: 円)

2017年度	2018年度
119,697	128,429

(注) 転換契約は含んでいません。

(7) 特約発生率 (個人保険) (単位: ‰)

区 分	2017年度	2018年度	
災害死亡保障契約	件数	0.32	0.34
	金額	0.23	0.23
障害保障契約	件数	0.13	0.15
	金額	0.03	0.05
災害入院保障契約	件数	4.94	5.18
	金額	93.04	102.23
疾病入院保障契約	件数	50.23	53.14
	金額	373.48	384.00
成人病入院保障契約	件数	3.25	3.74
	金額	88.01	102.90
疾病・傷害手術保障契約	件数	51.20	54.54
	件数	—	—

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 (単位: %)

2017年度	2018年度
92.79	91.25

(うち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険)

2017年度	2018年度
13.62	16.73

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険) (単位: 千円)

区 分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	3,865	4,513
保有契約平均保険金	3,414	3,493

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(4) 解約失効率 (対年度始) (単位: %)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	4.3	4.8
個人年金保険	4.5	2.8
団体保険	2.7	2.5

(6) 死亡率 (個人保険主契約) (単位: ‰)

件数率		金額率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
5.89	5.90	3.64	3.56

(8) 事業費率 (対収入保険料) (単位: %)

2017年度	2018年度
16.2	14.5

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 (単位: 社)

2017年度	2018年度
17	16

(うち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険)

2017年度	2018年度
10	8

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 (単位: %)

格付区分	2017年度	2018年度
A以上	99.71	99.73
BBB以上	—	—
その他 (格付なし・不明・BB以下)	0.29	0.27
合計	100.00	100.00

(うち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険)

格付区分	2017年度	2018年度
A以上	14.89	17.95
BBB以上	—	—
その他 (格付なし・不明・BB以下)	0.14	0.13
合計	15.03	18.08

(注) 格付はS&P グローバル・レーティング・ジャパンの格付を使用しています。(格付がない場合は、親会社に対する格付を使用しています。)

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位: 百万円)

2017年度	2018年度
3,779	4,766

(うち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険)

(単位: 百万円)

2017年度	2018年度
1,725	2,067

(注) 修正共同保険式再保険に係る再保険金は含んでいません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 (単位: %)

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	34.1	34.7
医療 (疾病)	34.0	35.7
がん	31.5	30.2
介護	38.7	9.9
その他	41.1	41.7

VI-3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表 (単位: 百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
保険金		
死亡保険金	21,542	21,570
災害保険金	560	512
高度障害保険金	1,003	1,147
満期保険金	857	2,294
その他	—	—
小計	23,963	25,525
年金	9,847	6,313
給付金	17,093	19,196
解約返戻金	16,825	18,103
保険金据置支払金	18	13
その他共計	68,034	69,267

(2) 責任準備金明細表 (単位: 百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
責任準備金		
個人保険	7,824,676	8,997,650
(除危険準備金)		
(一般勘定)	7,670,971	8,849,211
(特別勘定)	153,705	148,439
個人年金保険	1,382,736	1,316,440
(一般勘定)	1,205,808	1,158,758
(特別勘定)	176,928	157,682
団体保険	645	532
(一般勘定)	645	532
(特別勘定)	—	—
団体年金保険	—	—
(一般勘定)	—	—
(特別勘定)	—	—
その他	221	220
(一般勘定)	221	220
(特別勘定)	—	—
小計	9,208,280	10,314,843
(一般勘定)	8,877,646	10,008,722
(特別勘定)	330,634	306,121
危険準備金	47,601	51,308
合計	9,255,882	10,366,152
(一般勘定)	8,925,248	10,060,030
(特別勘定)	330,634	306,121

(3) 責任準備金残高の内訳 (単位: 百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合計
2017年度末	8,858,743	349,537	—	47,601	9,255,882
2018年度末	9,970,096	344,746	—	51,308	10,366,152

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高 (契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

積立方式	2017年度末	2018年度末
標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率 (危険準備金を除く)	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	18,516	6.00%～6.50%
1981年度～1985年度	71,063	6.00%～6.50%
1986年度～1990年度	72,717	6.00%～6.50%
1991年度～1995年度	208,078	4.25%～6.50%
1996年度～2000年度	622,475	2.00%～4.25%
2001年度～2005年度	915,056	0.50%～3.10%
2006年度～2010年度	1,523,915	0.10%～3.00%
2011年度	652,159	0.10%～3.00%
2012年度	738,302	0.10%～3.00%
2013年度	991,866	0.10%～3.00%
2014年度	791,709	0.10%～3.00%
2015年度	772,910	0.01%～3.00%
2016年度	722,681	0.01%～3.00%
2017年度	815,335	0.01%～3.00%
2018年度	1,091,180	0.01%～3.00%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

①責任準備金残高（一般勘定）

（単位：百万円）

	2017年度末	2018年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	1,402	2,044

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）を対象としています。
2. 責任準備金残高（一般勘定）は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

積立方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式としています。ただし、変額個人年金保険において死亡給付金ステップアップ特約が付加されており年度末時点の年齢が75歳以下の契約、特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険、変額個人年金保険（元本確保型）、変額個人年金保険（2011）、変額保険及び高齢者生存保障保険については代替的方式（シナリオテスト方式）としています。	
計算の基礎となる係数	予定死亡率、割引率、期待収益率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率としています。
	ボラティリティ（資産価格の予想変動率）	平成8年大蔵省告示第48号に定める率としています。ただし、短期金融資産は0.3%、不動産投資信託は11.8%、商品指数連動資産は16.0%としています。
	予定解約率	0%から6%を使用しています（保険料及び責任準備金算出方法書に定める率）。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
2017年度							
当期首現在高	7,071	—	3,657	—	—	355	11,084
利息による増加	0	—	—	—	—	—	0
配当金支払による減少	0	—	2,826	—	—	267	3,093
当期繰入額	△ 2,026	—	2,347	—	—	243	564
当期末現在高	5,045	—	3,178	—	—	331	8,554
	(2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2)
2018年度							
当期首現在高	5,045	—	3,178	—	—	331	8,554
利息による増加	0	—	—	—	—	—	0
配当金支払による減少	0	—	2,545	—	—	258	2,804
当期繰入額	△ 487	—	2,303	—	—	258	2,074
当期末現在高	4,557	—	2,936	—	—	331	7,825
	(2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金				
一般貸倒引当金	1,140	1,294	154	*
個別貸倒引当金	872	871	△ 1	*
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	53,728	56,627	2,899	*
役員退職慰労引当金	0	—	△ 0	—
時効保険金等払戻引当金	1,890	2,501	611	*
価格変動準備金	104,400	112,000	7,600	*

(注) *につきましては、P85-89貸借対照表の注記をご参照ください。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当はありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	111,308	—	—	111,308	
うち既発行株式	(普通株式)	100株	—	100株	
	計	111,308	—	111,308	
資本剰余金	(資本準備金)	111,298	—	111,298	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	
	計	111,298	—	111,298	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	
個人保険	1,534,363	1,837,792	
	(うち一時払)	531,226	839,397
	(うち年払)	318,365	296,729
	(うち半年払)	6,006	6,224
	(うち月払)	678,765	695,441
個人年金保険	74,596	105,802	
	(うち一時払)	74,571	105,781
	(うち年払)	2	0
	(うち半年払)	0	—
	(うち月払)	22	20
団体保険	12,389	10,908	
団体年金保険	—	—	
その他共計	1,624,424	1,957,546	

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度合計	2017年度合計
死亡保険金	95,113	—	4,546	—	—	4	99,665	95,839
災害保険金	1,597	—	195	—	—	2	1,795	1,773
高度障害保険金	4,465	—	268	—	—	—	4,733	4,754
満期保険金	24,396	—	—	—	—	—	24,396	21,245
その他	317	2,953	—	—	—	—	3,270	3,301
合 計	125,890	2,953	5,010	—	—	6	133,860	126,913

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度合計	2017年度合計
8,119	130,629	6	—	—	—	138,755	210,687

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度合計	2017年度合計
死亡給付金	8,957	7,549	—	—	—	—	16,507	16,577
入院給付金	45,169	—	19	—	—	390	45,578	43,965
手術給付金	39,556	—	—	—	—	315	39,871	37,514
障害給付金	85	—	4	—	—	—	89	73
生存給付金	17,562	—	—	—	—	—	17,562	19,612
一時金	1,953	—	—	—	—	—	1,953	1,742
その他	16,814	—	—	—	—	37	16,851	16,355
合 計	130,097	7,549	23	—	—	743	138,414	135,841

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018年度合計	2017年度合計
283,168	49,870	—	—	—	—	333,038	313,755

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	40,834	3,153	18,410	22,424	45.1%
建物	24,634	1,010	7,090	17,544	28.8%
リース資産	803	185	410	393	51.1%
その他の有形固定資産	15,396	1,956	10,909	4,487	70.9%
無形固定資産	80,770	8,058	55,573	25,196	68.8%
その他	—	—	—	—	—
合 計	121,605	11,211	73,983	47,621	60.8%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
営業活動費	146,764	167,323
営業管理費	24,145	22,559
一般管理費	91,807	93,289
合 計	262,717	283,173

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
保護機構への負担金	1,103	1,319

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国税	11,207	13,175
消費税	9,530	11,214
地方法人特別税	1,469	1,745
印紙税	203	213
その他の国税	4	1
地方税	6,484	7,685
地方消費税	2,571	3,026
法人事業税	3,529	4,192
固定資産税	203	302
事業所税	179	164
合 計	17,691	20,861

(18) リース取引<借主側> (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引) 該当はありません。

(19) 借入金残存期間別残高 該当はありません。

VI-4. 資産運用に関する指標等 (一般勘定)

(1) 資産運用の概況

①2018年度の一般勘定資産の運用状況

イ. 運用環境

2018年度の世界経済は、年度前半は拡大傾向が続いたものの、年度後半になると成長ペースは鈍化しました。米国経済は、減税効果もあり個人消費や設備投資の増加が見られ、雇用環境の改善が続きました。インフレ率は年度前半は上昇し米国連邦準備制度理事会 (FRB) のインフレ目標である2%程度の水準に到達しましたが、年度後半に入ると低下し2%を下回る水準となりました。こうしたなかFRBは6月、9月、12月と3回の政策金利の引き上げを2018年度内に実施しました。国際政治面では、貿易赤字を問題視するトランプ政権による関税引き上げなどのため、特に米国・中国間で貿易摩擦が激しくなりました。一方で、2018年6月と2019年2月の米朝首脳会談実現もあって、北朝鮮を取り巻く地政学的リスクは従前に比べ和らぎました。中国経済は、過去の金融引き締め策や貿易摩擦の影響などもあり2018年の成長率が低下しました。中国政府は7月に財政拡大の方針を示した他、2019年に入ってから内需刺激策を発表しました。日本経済は年度前半は拡大傾向を示したものの、年度後半は、海外経済の影響などもありやや減速しました。欧州では、年度前半は金融緩和などに支えられた回復傾向が続きましたが、年度後半は減速しました。

債券市場では、米国10年国債金利は4月に2.7%程度でしたが、10月初旬には3.2%程度に上昇した後、世界経済の減速懸念の台頭などから低下傾向で推移しました。FRBは政策金利の引き上げを6月、9月に続き12月も実施しましたが、その後はインフレ率の弱さや景気減速懸念などから引き締め姿勢を軟化させました。こうした動きなどから、金利は2.4%台に低下して年度末を迎えました。また、3月には2007年以来初めて、3カ月短期国債金利が10年国債金利を上回る逆イールドの状態となりました。日本においては、日銀のイールドカーブ・コントロール政策のもと、10年国債金利は6月頃まで概ね0%程度で横ばい推移しました。7月に日銀は10年国債金利の変動許容幅をそれまでの±0.1%程度から±0.2%程度へ拡大することを表明しました。これに加え、米国金利の上昇も背景に日本の10年国債金利は10月初旬に0.16%程度まで上昇しました。しかし、その後は世界経済の減速懸念などから反転低下し、年末にはマイナス圏に低下しました。年明け以降も世界的な金利低下基調と同様に推移し、マイナス0.1%付近で年度末を迎えました。欧州では、欧州中央銀行 (ECB) が量的緩和政策を2018年内で終了した一方で、政策金利は2019年末まで現状を維持する方向性を打ち出しました。

株式市場では、日経平均株価が4月に21,400円台で始まり、年度前半は概ね22,000円台～23,000円のレンジ内で推移しました。9月後半には、堅調な企業業績や円安の影響などもあり株価は大きく上昇し、10月初旬には年度内最高値となる24,400円台に達しました。しかし、その後、米中貿易摩擦を巡る不確実性や長期金利上昇などが重石となり、日経平均株価は下落傾向を示しました。

中国経済の減速もあって、世界的なリスク回避の動きが加速、日経平均株価は12月下旬には年度内最安値となる18,900円台まで下落しました。しかし年明け以降、米国での金融引き締め姿勢の軟化もあり、株価は世界的に上昇トレンドとなり、日経平均株価も年度末にかけて上昇基調で推移、21,200円台で年度末の取引を終えました。

外国為替市場では、円ドルレートは4月に1ドル＝106円程度で始まった後、10月上旬に114円台の水準となりました。しかし12月に入ると米中貿易摩擦の再熱や、世界経済の減速懸念が台頭し世界的なリスク回避の動きが加速、円高がすすみ、2019年初には一時104円台に急騰する場面もありました。その後はリスク回避姿勢が弱まったこともあって緩やかな円安方向で推進し110円前後での動きとなり、年度末は1ドル＝110円台後半で終了しました。

ロ. 運用方針

当社の資産運用方針と致しましては、ALMの観点から負債特性に応じた資産運用を行っております。債券を中心に安定した収益が期待できる資産をポートフォリオの中核として位置づけ、経済・市場環境を注視しつつ、リスク許容度の範囲内で補完的に為替リスクのある債券、不動産、株式等の資産へ分散投資を行うこととしております。

ハ. 運用実績の概況

2018年度においては、一般勘定資産は12,594億円増加し、国内外の公社債は10,221億円増加しました。また外貨建資産は、9,274億円増加しました。なお、2018年度の一般勘定資産残高の80.8%は国内外の公社債となっております。

ニ. トピックス

2018年度の金融市場は、金利は低下ないし横ばい、為替は円安ドル高、株価は値動きの荒い展開となりました。当社のポートフォリオ運用では、経済・市場環境や政策動向などを注視しつつ、金利、為替、株式等のリスクを適切に管理し、収益の安定的拡大に努めてまいります。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率 (%)	金 額	占 率 (%)
現預金・コールローン	204,510	2.0	167,756	1.5
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	8,445,974	83.1	9,578,302	83.8
公社債	3,244,945	31.9	3,492,390	30.6
株式	4,515	0.0	4,335	0.0
外国証券	5,145,279	50.6	6,031,615	52.8
公社債	4,969,761	48.9	5,744,475	50.3
株式等	175,517	1.7	287,139	2.5
その他の証券	51,235	0.5	49,960	0.4
貸付金	868,580	8.5	1,009,227	8.8
保険約款貸付	116,882	1.1	122,442	1.1
一般貸付	751,697	7.4	886,784	7.8
不動産	277,051	2.7	308,862	2.7
うち投資用不動産	236,799	2.3	269,191	2.4
繰延税金資産	43,376	0.4	23,588	0.2
その他	328,861	3.2	340,223	3.0
貸倒引当金	△ 2,013	△ 0.0	△ 2,165	△ 0.0
合計	10,166,341	100.0	11,425,794	100.0
うち外貨建資産	5,810,800	57.2	6,738,217	59.0

（注）不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

ロ. 資産の増減（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	△ 43,082	△ 36,754
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	498,071	1,132,327
公社債	248,466	247,444
株式	△ 167	△ 179
外国証券	288,814	886,336
公社債	253,513	774,713
株式等	35,300	111,622
その他の証券	△ 39,042	△ 1,274
貸付金	61,744	140,647
保険約款貸付	1,690	5,559
一般貸付	60,053	135,087
不動産	31,014	31,811
うち投資用不動産	26,523	32,392
繰延税金資産	25,618	△ 19,787
その他	34,074	11,362
貸倒引当金	△ 494	△ 152
合計	606,945	1,259,453
うち外貨建資産	415,498	927,416

（注）不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	△ 1.71	0.95
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	0.46	3.58
うち公社債	1.40	1.22
うち株式	13.10	4.16
うち外国証券	△ 0.53	4.90
貸付金	△ 0.10	4.83
うち一般貸付	△ 0.55	4.93
不動産	4.09	4.32
一般勘定計	0.75	2.97

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 運用利回り計算には経常損益には影響を与えない損益も含まれており、これを除くと一般勘定計で2017年度で2.74%、2018年度で2.76%、海外投融資で2017年度で2.79%、2018年度で4.60%となります。

(3) 主要資産の平均残高（一般勘定） (単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	185,011	171,913
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	8,080,666	8,841,442
うち公社債	3,053,901	3,266,323
うち株式	2,934	2,865
うち外国証券	4,964,561	5,533,523
貸付金	846,980	938,075
うち一般貸付	731,087	817,674
不動産	224,302	251,981
一般勘定計	9,683,959	10,609,998
うち海外投融資	5,717,555	6,370,496

(5) 資産運用費用明細表（一般勘定） (単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
支払利息	3,513	6,749
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	9,561	7,560
有価証券評価損	93	215
有価証券償還損	2,601	2,256
金融派生商品費用	—	53,562
為替差損	255,999	—
貸倒引当金繰入額	506	179
投資損失引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	1,711	2,033
その他運用費用	4,247	4,709
合 計	278,234	77,266

(7) 有価証券売却益明細表（一般勘定） (単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国債等債券	3,457	1,162
株式等	17,166	3,505
外国証券	10,850	9,395
その他共計	31,474	14,063

(9) 有価証券評価損明細表（一般勘定） (単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国債等債券	—	—
株式等	—	—
外国証券	93	215
その他共計	93	215

(4) 資産運用収益明細表（一般勘定） (単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	274,569	307,973
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	31,474	14,063
有価証券償還益	10,228	6,016
金融派生商品収益	31,738	—
為替差益	—	60,291
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	2,777	3,856
合 計	350,788	392,201

(6) 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定） (単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
預貯金利息	672	922
有価証券利息・配当金	229,892	254,214
公社債利息	39,073	40,348
株式配当金	106	119
外国証券利息配当金	188,485	212,045
貸付金利息	30,017	36,493
不動産賃貸料	13,712	15,685
その他共計	274,569	307,973

(8) 有価証券売却損明細表（一般勘定） (単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国債等債券	17	1,073
株式等	5	—
外国証券	9,538	6,487
その他共計	9,561	7,560

(10) 商品有価証券明細表

該当はありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当はありません。

(12) 有価証券明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
国債	2,496,544	29.6	2,767,112	28.9
地方債	97,757	1.2	95,624	1.0
社債	650,642	7.7	629,653	6.6
うち公社・公団債	188,269	2.2	186,536	1.9
株式	4,515	0.1	4,335	0.0
外国証券	5,145,279	60.9	6,031,615	63.0
公社債	4,969,761	58.8	5,744,475	60.0
株式等	175,517	2.1	287,139	3.0
その他の証券	51,235	0.6	49,960	0.5
合 計	8,445,974	100.0	9,578,302	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末						合 計	2018年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	
有価証券	423,849	844,021	868,123	743,992	1,360,894	4,205,092	8,445,974	485,835	974,137	777,087	816,489	1,435,270	5,089,482	9,578,302
国債	75,615	82,185	63,836	116,139	131,749	2,027,019	2,496,544	130,789	18,494	108,302	89,845	144,125	2,275,555	2,767,112
地方債	1,425	8,546	—	8,323	19,292	60,170	97,757	7,443	1,005	5,591	11,035	10,307	60,239	95,624
社債	49,586	121,967	68,309	73,345	144,168	193,265	650,642	56,478	85,036	94,649	84,737	110,967	197,784	629,653
株式	—	—	—	—	—	4,515	4,515	—	—	—	—	—	4,335	4,335
外国証券	296,068	631,322	735,978	546,183	1,065,684	1,870,041	5,145,279	289,991	869,600	568,544	630,871	1,169,869	2,502,739	6,031,615
公社債	290,556	622,329	718,126	525,197	1,059,421	1,754,130	4,969,761	284,357	853,910	548,939	613,276	1,135,976	2,308,015	5,744,475
株式等	5,512	8,992	17,852	20,986	6,262	115,910	175,517	5,633	15,689	19,605	17,594	33,893	194,723	287,139
その他の証券	1,154	—	—	—	—	50,080	51,235	1,132	—	—	—	—	48,828	49,960
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含んでいます。

(14) 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)

(単位:%)

区 分	2017年度末	2018年度末
公社債	1.25	1.21
外国公社債	3.77	3.75

(15) 業種別株式保有明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率(%)	金額	占率(%)
水産・農林業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業				
食料品	—	—	—	—
繊維製品	—	—	—	—
パルプ・紙	—	—	—	—
化学	—	—	—	—
医薬品	—	—	—	—
石油・石炭製品	—	—	—	—
ゴム製品	—	—	—	—
ガラス・土石製品	—	—	—	—
鉄鋼	—	—	—	—
非鉄金属	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—
機械	—	—	—	—
電気機器	—	—	—	—
輸送用機器	—	—	—	—
精密機器	—	—	—	—
その他製品	—	—	—	—
電気・ガス業	—	—	—	—
運輸・				
陸運業	—	—	—	—
情報通信業				
海運業	—	—	—	—
空運業	—	—	—	—
倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
情報・通信業	—	—	—	—
商業				
卸売業	—	—	—	—
小売業	84	1.9	75	1.7
金融・保険業				
銀行業	684	15.2	657	15.2
証券・商品先物取引業	—	—	—	—
保険業	1,288	28.5	1,208	27.9
その他金融業	862	19.1	799	18.4
不動産業	—	—	—	—
サービス業	1,595	35.3	1,595	36.8
合 計	4,515	100.0	4,335	100.0

(16) 貸付金明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
保険約款貸付	116,882	122,442
契約者貸付	102,287	107,081
保険料振替貸付	14,594	15,360
一般貸付	751,697	886,784
(うち非居住者貸付)	(657,087)	(790,475)
企業貸付	751,697	886,784
(うち国内企業向け)	(94,610)	(96,308)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住宅ローン	—	—
消費者ローン	—	—
その他	—	0
合 計	868,580	1,009,227

(17) 貸付金残存期間別残高(一般勘定)

(単位:百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
		2017年度末	変動金利	48,555	56,026	78,997	13,791	
	固定金利	9,561	67,414	121,289	136,220	165,222	52,427	552,136
	一般貸付計	58,117	123,440	200,286	150,012	165,222	54,617	751,697
2018年度末	変動金利	40,255	34,413	70,593	21,746	—	3,177	170,187
	固定金利	10,153	119,108	172,280	110,194	250,049	54,811	716,597
	一般貸付計	50,408	153,521	242,874	131,941	250,049	57,988	886,784

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)

(単位:件、百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
		占率(%)		占率(%)
大企業	貸付先数	4	4	18.2
	金額	11,377	12,507	13.0
中堅企業	貸付先数	—	—	—
	金額	—	—	—
中小企業	貸付先数	18	18	81.8
	金額	83,232	83,801	87.0
国内企業向け 貸付計	貸付先数	22	22	100.0
	金額	94,610	96,308	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	① 右の②~④を除く全業種	② 小売業、飲食業	③ サービス業	④ 卸売業
大企業	従業員 300名超 かつ 資本金10億円以上	従業員 50名超 かつ 資本金10億円以上	従業員 100名超 かつ 資本金10億円以上	従業員 100名超 かつ 資本金10億円以上
中堅企業	資本金3億円超 10億円未満	資本金5千万円超 10億円未満	資本金5千万円超 10億円未満	資本金1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下	資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下	資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下

(19) 貸付金業種別内訳 (一般勘定)

(単位: 百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
国内向け 製造業	—	—	—	—
食料	—	—	—	—
繊維	—	—	—	—
木材・木製品	—	—	—	—
パルプ・紙	—	—	—	—
印刷	—	—	—	—
化学	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—
窯業・土石	—	—	—	—
鉄鋼	—	—	—	—
非鉄金属	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—
はん用・生産用・業務用機械	—	—	—	—
電気機械	—	—	—	—
輸送用機械	—	—	—	—
その他の製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	5,626	0.7	6,740	0.8
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	6,000	0.8	6,000	0.7
卸売業	—	—	—	—
小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	82,983	11.0	83,568	9.4
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
個人 (住宅・消費・納税資金等)	—	—	0	0.0
合計	94,610	12.6	96,309	10.9
海外向け	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
商工業 (等)	657,087	87.4	790,475	89.1
合計	657,087	87.4	790,475	89.1
一般貸付計	751,697	100.0	886,784	100.0

(20) 貸付金使途別内訳 (一般勘定)

(単位: 百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
設備資金	3,187	0.4	3,329	0.4
運転資金	748,510	99.6	883,454	99.6

(21) 貸付金地域別内訳 (一般勘定)

(単位: 百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
北海道	3,297	3.5	3,183	3.3
東北	8,189	8.7	3,500	3.6
関東	67,137	71.0	69,412	72.1
中部	3,692	3.9	3,682	3.8
近畿	8,987	9.5	13,529	14.0
中国	—	—	—	—
四国	—	—	—	—
九州	3,305	3.5	3,000	3.1
合計	94,610	100.0	96,308	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(22) 貸付金担保別内訳 (一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
担保貸付	740,320	98.5	874,277	98.6
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	724,310	96.4	858,537	96.8
指名債権担保貸付	16,010	2.1	15,740	1.8
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	11,377	1.5	12,507	1.4
その他	—	—	—	—
一般貸付計	751,697	100.0	886,784	100.0
うち劣後特約貸付	18,060	2.4	—	—

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率 (%)
2017年度							
土地	194,142	24,573	—	—	218,715	—	—
建物	50,022	11,231	82	2,835	58,335	15,348	20.8
リース資産	561	73	3	234	396	623	61.1
建設仮勘定	1,872	5,366	7,238	—	—	—	—
その他の有形固定資産	3,647	3,376	102	1,949	4,972	10,305	67.5
合 計	250,246	44,620	7,426	5,019	282,420	26,278	—
うち賃貸等不動産	210,275	28,743	530	1,689	236,799	9,133	—
2018年度							
土地	218,715	24,935	—	—	243,651	—	—
建物	58,335	9,917	17	3,023	65,211	18,237	21.9
リース資産	396	182	0	185	393	410	51.1
建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	4,972	1,583	18	1,977	4,559	11,288	71.2
合 計	282,420	36,618	36	5,187	313,814	29,936	—
うち賃貸等不動産	236,799	34,404	—	2,012	269,191	11,146	—

(注) 当社が所有する不動産のなかには、営業用と賃貸用の両方の目的で使用しているものがあり、当該不動産の残高、増減額等については使用面積の割合をもって営業用部分と賃貸用部分に按分しております。当該不動産の使用面積の割合を変更した場合、上記の明細表において賃貸等不動産の増減額が有形固定資産合計の増減額を上回って表示されてしまう場合があります。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
不動産残高	277,051	308,862
営業用	40,252	39,671
賃貸用	236,799	269,191
賃貸用ビル保有数	37棟	49棟

(24) 固定資産等処分益明細表

該当はありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
有形固定資産	282	37
土地	—	—
建物	165	17
リース資産	3	0
その他	113	19
無形固定資産	2,095	80
その他	—	—
合 計	2,377	118
うち賃貸等不動産	—	—

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	59,265	2,033	11,526	47,739	19.4
建物	58,813	2,012	11,146	47,667	19.0
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	451	21	379	72	84.1
無形固定資産	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	59,265	2,033	11,526	47,739	19.4

(27) 海外投融資の状況（一般勘定）

①資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
公社債	4,738,378	78.1	5,513,384	78.7
株式	—	—	—	—
現預金・その他	1,072,422	17.7	1,224,833	17.5
小計	5,810,800	95.7	6,738,217	96.2

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産
該当はありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	259,813	4.3	264,709	3.8
小計	259,813	4.3	264,709	3.8

ニ. 合計

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
海外投融資	6,070,613	100.0	7,002,926	100.0

②地域別構成

(単位：百万円)

区分	2017年度末								2018年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付		外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
北米	2,405,200	46.7	2,377,533	47.8	27,667	15.8	516,179	78.6	3,260,584	54.1	3,204,233	55.8	56,351	19.6	601,602	76.1
ヨーロッパ	1,323,909	25.7	1,322,073	26.6	1,835	1.0	11,907	1.8	1,337,492	22.2	1,325,402	23.1	12,090	4.2	13,773	1.7
オセアニア	836,340	16.3	836,340	16.8	—	—	129,001	19.6	839,504	13.9	839,504	14.6	—	—	175,100	22.2
アジア	44,016	0.9	39,299	0.8	4,716	2.7	—	—	39,377	0.7	34,765	0.6	4,611	1.6	—	—
中南米	298,977	5.8	157,679	3.2	141,297	80.5	—	—	337,742	5.6	123,655	2.2	214,087	74.6	—	—
中東	15,754	0.3	15,754	0.3	—	—	—	—	21,336	0.4	21,336	0.4	—	—	—	—
アフリカ	3,138	0.1	3,138	0.1	—	—	—	—	3,083	0.1	3,083	0.1	—	—	—	—
国際機関	217,941	4.2	217,941	4.4	—	—	—	—	192,493	3.2	192,493	3.4	—	—	—	—
合計	5,145,279	100.0	4,969,761	100.0	175,517	100.0	657,087	100.0	6,031,615	100.0	5,744,475	100.0	287,139	100.0	790,475	100.0

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率 (%)	金額	占率 (%)
米ドル	3,514,943	60.5	4,465,794	66.3
ユーロ	337,835	5.8	342,180	5.1
オーストラリアドル	1,546,438	26.6	1,538,539	22.8
英ポンド	310,930	5.4	356,391	5.3
ニュージーランドドル	23,595	0.4	22,781	0.3
その他の通貨	77,056	1.3	12,530	0.2
合 計	5,810,800	100.0	6,738,217	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2017年度	2018年度
△0.59	4.94

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当はありません。

(30) 各種ローン金利

(単位：%)

貸出の種類	利 率
一般貸付標準金利(長期プライムレート)	2017年7月11日実施 1.00

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
2017年度 組合出資金	10	—	—	—	10	—
会員権	5	—	—	—	5	—
信託財産持分	12,831	2,295	362	—	12,831	—
その他	528	—	30	—	528	—
合 計	13,374	2,295	392	—	13,374	
2018年度 組合出資金	10	—	—	—	10	—
会員権	5	—	—	—	5	—
信託財産持分	16,710	3,983	104	—	16,710	—
その他	694	166	—	—	694	—
合 計	17,420	4,150	104	—	17,420	

VI-5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益
該当はありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	154,443	162,583	8,139	10,893	△ 2,753	435,513	458,198	22,684	24,707	△ 2,022
責任準備金対応債券	3,847,163	4,214,163	366,999	380,354	△ 13,354	4,211,264	4,714,502	503,237	508,292	△ 5,054
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,254,168	4,402,530	148,362	182,087	△ 33,724	4,640,704	4,840,882	200,177	225,334	△ 25,156
公社債	787,266	826,187	38,921	40,722	△ 1,800	693,917	734,511	40,593	40,662	△ 68
株式	913	2,568	1,655	1,655	—	913	2,288	1,375	1,431	△ 56
外国証券	3,430,134	3,524,710	94,576	126,184	△ 31,608	3,913,473	4,056,868	143,395	168,320	△ 24,924
公社債	3,302,619	3,386,912	84,292	114,114	△ 29,821	3,731,184	3,855,577	124,392	147,350	△ 22,958
株式等	127,514	137,798	10,283	12,070	△ 1,786	182,288	201,291	19,003	20,969	△ 1,966
その他の証券	35,854	49,064	13,209	13,525	△ 315	32,399	47,212	14,813	14,920	△ 106
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,255,776	8,779,278	523,502	573,335	△ 49,833	9,287,482	10,013,582	726,100	758,334	△ 32,234
公社債	3,206,024	3,564,443	358,419	363,022	△ 4,602	3,451,796	3,908,498	456,701	457,094	△ 393
株式	913	2,568	1,655	1,655	—	913	2,288	1,375	1,431	△ 56
外国証券	5,012,984	5,163,201	150,217	195,132	△ 44,915	5,802,372	6,055,582	253,209	284,888	△ 31,678
公社債	4,885,469	5,025,403	139,934	183,062	△ 43,128	5,620,083	5,854,290	234,206	263,918	△ 29,712
株式等	127,514	137,798	10,283	12,070	△ 1,786	182,288	201,291	19,003	20,969	△ 1,966
その他の証券	35,854	49,064	13,209	13,525	△ 315	32,399	47,212	14,813	14,920	△ 106
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	2,121	2,121
その他有価証券	39,715	88,521
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	381	481
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	39,333	88,039
合計	41,836	90,642

(2) 金銭の信託の時価情報

該当はありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

デリバティブ取引の時価情報（会社計）と同一であるためP96をご参照ください。

Ⅶ. 保険会社の運営

Ⅶ-1. リスク管理の態勢

P67をご参照ください。

Ⅶ-2. 法令遵守の態勢

P72をご参照ください。

Ⅶ-3. 保険業法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る）の合理性及び妥当性

(1) 第三分野における責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

医療保険や介護保険等の第三分野保険は、通常の保険と比較して給付の種類が多様であり、長期的な将来の保険事故発生率に対して医療・社会環境の変動の影響等による不確実性が高いという特徴があります。

この将来の発生率の不確実性に対して、弊社では定期的に発生率のモニタリングを実施しております。また、将来の債務履行を確実にするために、標準責任準備金の積立てに加えて、平成10年大蔵省告示第231号の定めに従いストレステストを実施しております。更に保険業法第121条に基づく負債十分性テストを行い責任準備金について収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じていないことの検証を実施しております。

(2) 負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

ストレステスト・負債十分性テストに使用している危険発生率は法令及び社内規定に基づき合理的に設定しております。危険発生率は過去の発生率の実績を基に作成しており、将来の発生率の上昇に伴う保険金の増加をそれぞれ99%、97.7%の確率でカバーする妥当な水準となっております。

(3) ストレステスト及び負債十分性テストの実施状況

第三分野保険のストレステストの結果、46百万円の危険準備金の積立てを行っております。また、負債十分性テストの結果、不足が生じていなかったため、追加保険料積立金の積立ては発生しませんでした。

Ⅶ-4. 指定生命保険業務紛争解決機関について

P40をご参照ください。

Ⅶ-5. 個人データ保護について

P48をご参照ください。

Ⅶ-6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本原則

当社は、健全な生命保険事業を営む保険会社として、反社会的勢力によってお客様、全役職員、会社等が被害を受けることを防止し、反社会的勢力との関係を遮断するために、以下の基本原則を定めます。

① 組織としての対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、組織全体として対応するとともに、対応する全役職員の安全を確保します。

② 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を構築してまいります。

③ 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶します。

④ 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事・刑事の両面から、あらゆる法的対抗手段を講じて対応します。

⑤ 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、資金提供等は絶対に行いません。

Ⅶ-7. 保険金等のお支払いおよびお支払い対象外の状況（ご参考）

当社では、ご契約者間の公平性および保険制度の健全性に留意して保険金等の支払い査定を実施しています。2018年度（2018年4月～2019年3月）において、保険金等の支払い査定によりお支払いに該当した件数および該当しなかった件数と内容は以下のとおりです。

（単位：件）

区 分	保 険 金					給 付 金						合 計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害 保険金	その他	小計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	小計	
詐欺による取消	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
不法取得目的による無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反による解除	25	0	0	0	25	0	512	319	0	196	1,027	1,052
重大事由による解除	0	0	0	0	0	0	18	11	0	13	42	42
免責事由に該当	78	2	0	0	80	19	90	38	0	8	155	235
支払事由に非該当	13	98	173	3	287	1	4,629	25,926	36	2,909	33,501	33,788
その他	2	0	0	0	2	0	58	38	0	263	359	361
お支払い非該当件数合計	118	100	173	3	394	20	5,307	26,333	36	3,389	35,085	35,479
お支払い件数	30,366	355	872	5,256	36,849	3,077	446,997	318,952	55	420,326	1,189,407	1,226,256

（注）上記の件数につきましては、一般社団法人生命保険協会の統一基準に基づく、集計数値となります。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

Ⅷ-1. 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	金 額	金 額	金 額
個人変額保険	75,974		68,288	
高齢者生存保障保険	68,938		66,155	
変額終身保険特約	9,110		14,210	
最低保証付変額生存年金保険	358		368	
個人変額年金保険	178,709		158,282	
特別勘定計	333,091		307,305	

Ⅷ-2. 個人変額保険（特別勘定）の状況

(1) 保有契約高

（単位：件、百万円）

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額保険（有期型）	1,488	5,945	1,366	5,333
変額保険（終身型）	41,231	376,393	40,285	365,053
合 計	42,719	382,338	41,651	370,387

(2) 個人変額保険特別勘定資産の運用の経過

【総合型】

当期におきましても、特別勘定資産の中長期的観点に立った収益の確保を目指して運用をしております。株式市場との連動性を高位に維持すべく、TOPIX連動型ETF（上場投資信託）での運用を行い、日本株への投資比率は期を通じて100%を維持しております。当勘定の運用成果は前期末比-5.37%となりました。

今後についても当面は株式を中心とした資産配分により、中長期的観点に立った収益の確保を目指してまいります。また、経済動向および市場環境に深く留意し、状況の変化に対応すべく資産の組み換えを行ってまいります。

【金融市場型】

2016年1月に導入されたマイナス金利の影響から、同年MMFの繰上償還が行われました。そのため、繰上償還以降はマイナス利回りとなっていない現預金にて運用を行っております。短期運用にとって厳しい環境の中、勘定の運用費用を賄うことができず、当勘定の運用成果は前期末比-0.23%となりました。

今後についても当勘定の性格に鑑み、安全性・流動性を重視した円貨建の資産を中心に運用し、安定的な資産の推移を目指してまいります。

(3) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳 (単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
現預金・コールローン	2,113	2.8	2,098	3.1
有価証券	70,898	93.3	63,501	93.0
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	70,898	93.3	63,501	93.0
貸付金	—	—	—	—
その他	2,962	3.9	2,688	3.9
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	75,974	100.0	68,288	100.0

(4) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況 (単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,035	1,242
有価証券売却益	794	692
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	8,086	—
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	—	5,450
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	9,916	△ 3,516

(5) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	70,898	8,086	63,501	△ 5,450

(注)「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含めて記載しています。

② 金銭の信託の時価情報

該当はありません。

③ デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当はありません。

Ⅷ-3. 高齢者生存保障保険（特別勘定）の状況

(1) 保有契約高 (単位: 件、百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
高齢者生存保障保険	21,516	138,350	20,320	130,670
合 計	21,516	138,350	20,320	130,670

(2) 高齢者生存保障保険特別勘定資産の運用の経過

債券投資を主体に安定運用を行うという当勘定の運用方針に基づき、当期は国債、地方債、財投機関債、高格付の国内事業債を中心に運用を行いました。当勘定は契約日によって運用する特別勘定が3つに分別されており、高齢者生存保障保険の運用成果は前期末比+0.80%、高齢者生存保障保険（H11）の運用成果は前期末比+1.52%、高齢者生存保障保険（H14）の運用成果は前期末比+1.61%となりました。今後についても国債、地方債、財投機関債、高格付の国内事業債などを主な投資対象として、安全性を重視した運用を行う方針です。

(3) 年度末高齢者生存保障保険特別勘定資産の内訳 (単位: 百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
現預金・コールローン	3,564	5.2	4,210	6.4
有価証券	61,841	89.7	58,494	88.4
公社債	60,750	88.1	57,601	87.1
株式	—	—	—	—
外国証券	1,091	1.6	892	1.3
公社債	1,091	1.6	892	1.3
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	1,290	1.9	1,290	1.9
その他	2,241	3.3	2,161	3.3
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	68,938	100.0	66,155	100.0

(4) 高齢者生存保障保険特別勘定の運用収支状況 (単位: 百万円)

区 分	2017年度	2018年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,106	1,014
有価証券売却益	—	101
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	—	—
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	2	2
有価証券売却損	—	0
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	—	—
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	1,109	1,117

(5) 高齢者生存保障保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当はありません。

③ デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当はありません。

VIII-4. 最低保証付変額生存年金保険（特別勘定）の状況

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
最低保証付変額生存年金保険	117	683	115	673
合 計	117	683	115	673

(2) 最低保証付変額生存年金保険特別勘定資産の運用の経過

VIII-3. (2) 高齢者生存保障保険特別勘定資産の運用の経過 (P122) をご参照ください。当勘定の運用成果は前期末比+0.45%となりました。

(3) 年度末最低保証付変額生存年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
現預金・コールローン	181	50.5	210	57.2
有価証券	170	47.5	150	40.8
公社債	155	43.3	135	36.7
株式	—	—	—	—
外国証券	14	4.2	14	4.1
公社債	14	4.2	14	4.1
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
その他	7	2.0	7	2.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	358	100.0	368	100.0

(4) 最低保証付変額生存年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度 金額	2018年度 金額
利息配当金等収入	3	3
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	—	—
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	—	—
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	3	3

(5) 最低保証付変額生存年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当はありません。

③ デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当はありません。

VIII-5. 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	10,636	60,670	9,364	54,608
変額個人年金保険（災害20%加算型）	5,659	34,714	5,214	30,312
変額個人年金保険（災害10%加算型）	3,811	35,597	3,231	30,056
変額個人年金保険（元本確保型）	1,436	8,504	1,342	8,029
変額個人年金保険（2011）	10,574	64,153	10,294	62,491
合 計	32,116	203,640	29,445	185,499

(2) 個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

各特別勘定の資産運用の経過は、P125 個人変額年金保険 各特別勘定の現況（ユニット価格の推移）のとおりです。

(3) 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
現金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
その他	178,709	100.0	158,282	100.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	178,709	100.0	158,282	100.0

(4) 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
	金額	金額
利息配当金等収入	—	—
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	2,786	1,048
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	23,593	3,646
有価証券売却損	—	—
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	12,489	4,453
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	203	273
収支差額	13,687	△ 31

(5) 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	177,792	△ 9,702	157,705	△ 3,405

(注) 1. 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

2. 「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含めて記載しています。

② 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2017年度末					2018年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
金銭の信託	177,792	177,792	—	—	—	157,705	157,705	—	—	—

③ デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当はありません。

〈個人変額年金保険 各特別勘定の現況(ユニット価格の推移)〉

変額個人年金保険

(1) 短期金融市場型

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	752	△1.7
2018年4月末	764	△0.1
5月末	762	△0.3
6月末	761	△0.1
7月末	760	△0.1
8月末	759	△0.1
9月末	758	△0.1
10月末	757	△0.1
11月末	756	△0.1
12月末	755	△0.1
2019年1月末	754	△0.1
2月末	753	△0.1
3月末現在	752	△0.1

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(2) 日本バランス型

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,052	△3.9
2018年4月末	1,105	0.9
5月末	1,096	△0.8
6月末	1,082	△1.3
7月末	1,083	0.1
8月末	1,074	△0.8
9月末	1,105	2.9
10月末	1,054	△4.6
11月末	1,063	0.9
12月末	1,009	△5.1
2019年1月末	1,033	2.4
2月末	1,046	1.3
3月末現在	1,052	0.6

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(3) 世界債券型(円ヘッジ有)

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	941	△0.1
2018年4月末	934	△0.8
5月末	932	△0.2
6月末	932	0.0
7月末	928	△0.4
8月末	925	△0.3
9月末	919	△0.6
10月末	915	△0.4
11月末	917	0.2
12月末	925	0.9
2019年1月末	929	0.4
2月末	927	△0.2
3月末現在	941	1.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(4) 世界債券型(円ヘッジ無)

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,211	0.5
2018年4月末	1,214	0.7
5月末	1,189	△2.1
6月末	1,199	0.8
7月末	1,203	0.3
8月末	1,198	△0.4
9月末	1,210	1.0
10月末	1,192	△1.5
11月末	1,200	0.7
12月末	1,194	△0.5
2019年1月末	1,187	△0.6
2月末	1,199	1.0
3月末現在	1,211	1.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(5) 日本株式型(大型A)

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	919	△7.1
2018年4月末	1,022	3.3
5月末	1,003	△1.9
6月末	994	△0.9
7月末	1,004	1.0
8月末	992	△1.2
9月末	1,045	5.3
10月末	947	△9.4
11月末	958	1.2
12月末	862	△10.0
2019年1月末	901	4.5
2月末	922	2.3
3月末現在	919	△0.3

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(6) 日本株式型(大型B)

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,353	△7.8
2018年4月末	1,515	3.3
5月末	1,482	△2.2
6月末	1,464	△1.2
7月末	1,492	1.9
8月末	1,470	△1.5
9月末	1,546	5.2
10月末	1,422	△8.0
11月末	1,426	0.3
12月末	1,286	△9.8
2019年1月末	1,363	6.0
2月末	1,370	0.5
3月末現在	1,353	△1.2

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(7) 日本株式型(小型株)

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	2,136	△20.1
2018年4月末	2,654	△0.8
5月末	2,640	△0.5
6月末	2,559	△3.1
7月末	2,533	△1.0
8月末	2,478	△2.2
9月末	2,522	1.8
10月末	2,237	△11.3
11月末	2,307	3.1
12月末	1,964	△14.9
2019年1月末	2,087	6.3
2月末	2,172	4.1
3月末現在	2,136	△1.7

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(8) 世界株式型

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,494	4.0
2018年4月末	1,501	4.5
5月末	1,495	△0.4
6月末	1,498	0.2
7月末	1,548	3.3
8月末	1,569	1.4
9月末	1,614	2.9
10月末	1,479	△8.4
11月末	1,499	1.4
12月末	1,346	△10.2
2019年1月末	1,419	5.4
2月末	1,494	5.3
3月末現在	1,494	0.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(9) 欧州株式型

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	250	△16.4
2018年4月末	316	5.7
5月末	312	△1.3
6月末	302	△3.2
7月末	306	1.3
8月末	301	△1.6
9月末	306	1.7
10月末	281	△8.2
11月末	277	△1.4
12月末	228	△17.7
2019年1月末	241	5.7
2月末	255	5.8
3月末現在	250	△2.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(10) 米国株式型

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,250	3.6
2018年4月末	1,225	1.6
5月末	1,245	1.6
6月末	1,260	1.2
7月末	1,299	3.1
8月末	1,332	2.5
9月末	1,365	2.5
10月末	1,209	△11.4
11月末	1,235	2.2
12月末	1,123	△9.1
2019年1月末	1,180	5.1
2月末	1,247	5.7
3月末現在	1,250	0.2

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(11) コンポジション25

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,199	△1.2
2018年4月末	1,215	0.2
5月末	1,209	△0.5
6月末	1,208	△0.1
7月末	1,209	0.1
8月末	1,206	△0.2
9月末	1,211	0.4
10月末	1,179	△2.6
11月末	1,185	0.5
12月末	1,160	△2.1
2019年1月末	1,177	1.5
2月末	1,188	0.9
3月末現在	1,199	0.9

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(12) コンポジション50

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,408	△1.9
2018年4月末	1,454	1.3
5月末	1,445	△0.6
6月末	1,440	△0.3
7月末	1,451	0.8
8月末	1,448	△0.2
9月末	1,470	1.5
10月末	1,397	△5.0
11月末	1,410	0.9
12月末	1,335	△5.3
2019年1月末	1,373	2.8
2月末	1,401	2.0
3月末現在	1,408	0.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(13) コンポジション75

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,589	△3.1
2018年4月末	1,677	2.3
5月末	1,664	△0.8
6月末	1,655	△0.5
7月末	1,677	1.3
8月末	1,674	△0.2
9月末	1,718	2.6
10月末	1,594	△7.2
11月末	1,614	1.3
12月末	1,480	△8.3
2019年1月末	1,540	4.1
2月末	1,589	3.2
3月末現在	1,589	0.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(14) コンポジション100

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	1,726	△4.2
2018年4月末	1,857	3.1
5月末	1,840	△0.9
6月末	1,827	△0.7
7月末	1,864	2.0
8月末	1,855	△0.5
9月末	1,921	3.6
10月末	1,738	△9.5
11月末	1,773	2.0
12月末	1,576	△11.1
2019年1月末	1,662	5.5
2月末	1,732	4.2
3月末現在	1,726	△0.3

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(15) 米国REIT型

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	2,274	12.1
2018年4月末	2,019	△0.5
5月末	2,106	4.3
6月末	2,177	3.4
7月末	2,144	△1.5
8月末	2,230	4.0
9月末	2,142	△3.9
10月末	2,119	△1.1
11月末	2,161	2.0
12月末	1,983	△8.2
2019年1月末	2,178	9.8
2月末	2,198	0.9
3月末現在	2,274	3.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(16) コモディティ型

年月	ユニット価格(円)	騰落率(%)
(2019年3月期末)	331	△5.2
2018年4月末	365	4.6
5月末	368	0.8
6月末	358	△2.7
7月末	353	△1.4
8月末	346	△2.0
9月末	357	3.2
10月末	350	△2.0
11月末	347	△0.9
12月末	320	△7.8
2019年1月末	325	1.6
2月末	333	2.5
3月末現在	331	△0.6

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(17) グローバルバランス型30G

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,142	0.8
2018年 4月末	1,148	1.3
5月末	1,140	△ 0.7
6月末	1,142	0.2
7月末	1,151	0.8
8月末	1,148	△ 0.3
9月末	1,161	1.1
10月末	1,126	△ 3.0
11月末	1,136	0.9
12月末	1,102	△ 3.0
2019年 1月末	1,119	1.5
2月末	1,137	1.6
3月末現在	1,142	0.4

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(18) グローバルバランス型30WG

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,054	△ 1.1
2018年 4月末	1,075	0.8
5月末	1,066	△ 0.8
6月末	1,065	△ 0.1
7月末	1,070	0.5
8月末	1,070	0.0
9月末	1,081	1.0
10月末	1,044	△ 3.4
11月末	1,051	0.7
12月末	1,018	△ 3.1
2019年 1月末	1,033	1.5
2月末	1,049	1.5
3月末現在	1,054	0.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

変額個人年金保険 (災害20%加算型)

(1) 年金バランス型30

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,218	△ 1.9
2018年 4月末	1,250	0.7
5月末	1,241	△ 0.7
6月末	1,234	△ 0.6
7月末	1,238	0.3
8月末	1,234	△ 0.3
9月末	1,251	1.4
10月末	1,208	△ 3.4
11月末	1,216	0.7
12月末	1,178	△ 3.1
2019年 1月末	1,197	1.6
2月末	1,211	1.2
3月末現在	1,218	0.6

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(2) 年金バランス型50

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,403	△ 2.9
2018年 4月末	1,464	1.3
5月末	1,451	△ 0.9
6月末	1,438	△ 0.9
7月末	1,448	0.7
8月末	1,446	△ 0.1
9月末	1,479	2.3
10月末	1,400	△ 5.3
11月末	1,411	0.8
12月末	1,336	△ 5.3
2019年 1月末	1,370	2.5
2月末	1,396	1.9
3月末現在	1,403	0.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(3) 年金バランス型70

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,643	△ 4.4
2018年 4月末	1,748	1.7
5月末	1,729	△ 1.1
6月末	1,706	△ 1.3
7月末	1,721	0.9
8月末	1,720	△ 0.1
9月末	1,776	3.3
10月末	1,648	△ 7.2
11月末	1,666	1.1
12月末	1,540	△ 7.6
2019年 1月末	1,596	3.6
2月末	1,634	2.4
3月末現在	1,643	0.6

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(4) VA日本株式型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,415	△ 7.0
2018年 4月末	1,571	3.3
5月末	1,542	△ 1.8
6月末	1,527	△ 1.0
7月末	1,542	1.0
8月末	1,524	△ 1.2
9月末	1,608	5.5
10月末	1,457	△ 9.4
11月末	1,473	1.1
12月末	1,327	△ 9.9
2019年 1月末	1,386	4.4
2月末	1,418	2.3
3月末現在	1,415	△ 0.2

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(5) VA米国株式型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	2,407	10.5
2018年 4月末	2,237	2.7
5月末	2,270	1.5
6月末	2,296	1.1
7月末	2,373	3.4
8月末	2,454	3.4
9月末	2,518	2.6
10月末	2,328	△ 7.5
11月末	2,384	2.4
12月末	2,135	△ 10.4
2019年 1月末	2,253	5.5
2月末	2,383	5.8
3月末現在	2,407	1.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(6) VA欧州株式型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,523	△ 3.2
2018年 4月末	1,649	4.8
5月末	1,594	△ 3.3
6月末	1,583	△ 0.7
7月末	1,658	4.7
8月末	1,622	△ 2.2
9月末	1,652	1.8
10月末	1,482	△ 10.3
11月末	1,504	1.5
12月末	1,375	△ 8.6
2019年 1月末	1,453	5.7
2月末	1,519	4.5
3月末現在	1,523	0.3

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(7) VA世界債券型 (円ヘッジ有)

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	988	△0.4
2018年4月末	983	△0.9
5月末	981	△0.2
6月末	982	0.1
7月末	977	△0.5
8月末	974	△0.3
9月末	966	△0.8
10月末	963	△0.3
11月末	965	0.2
12月末	974	0.9
2019年1月末	977	0.3
2月末	975	△0.2
3月末現在	988	1.3

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(8) VA米国債券型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,134	6.8
2018年4月末	1,079	1.6
5月末	1,080	0.1
6月末	1,095	1.4
7月末	1,097	0.2
8月末	1,103	0.5
9月末	1,119	1.5
10月末	1,107	△1.1
11月末	1,112	0.5
12月末	1,100	△1.1
2019年1月末	1,092	△0.7
2月末	1,112	1.8
3月末現在	1,134	2.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(9) VA欧州債券型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,349	△4.6
2018年4月末	1,427	0.9
5月末	1,351	△5.3
6月末	1,369	1.3
7月末	1,387	1.3
8月末	1,378	△0.6
9月末	1,398	1.5
10月末	1,355	△3.1
11月末	1,364	0.7
12月末	1,348	△1.2
2019年1月末	1,337	△0.8
2月末	1,346	0.7
3月末現在	1,349	0.2

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(10) 短期金融市場型PL

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	784	△1.6
2018年4月末	796	△0.1
5月末	795	△0.1
6月末	794	△0.1
7月末	793	△0.1
8月末	792	△0.1
9月末	791	△0.1
10月末	790	△0.1
11月末	789	△0.1
12月末	788	△0.1
2019年1月末	787	△0.1
2月末	786	△0.1
3月末現在	784	△0.3

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(11) VA米国REIT型PL

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	2,398	12.2
2018年4月末	2,127	△0.5
5月末	2,220	4.4
6月末	2,295	3.4
7月末	2,261	△1.5
8月末	2,349	3.9
9月末	2,255	△4.0
10月末	2,230	△1.1
11月末	2,275	2.0
12月末	2,092	△8.0
2019年1月末	2,297	9.8
2月末	2,317	0.9
3月末現在	2,398	3.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(12) VAコモディティ型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	340	△5.3
2018年4月末	375	4.5
5月末	378	0.8
6月末	368	△2.6
7月末	362	△1.6
8月末	356	△1.7
9月末	368	3.4
10月末	361	△1.9
11月末	357	△1.1
12月末	330	△7.6
2019年1月末	335	1.5
2月末	343	2.4
3月末現在	340	△0.9

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(13) 年金バランス型スーパー6

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,166	0.1
2018年4月末	1,186	1.8
5月末	1,178	△0.7
6月末	1,178	0.0
7月末	1,187	0.8
8月末	1,192	0.4
9月末	1,215	1.9
10月末	1,155	△4.9
11月末	1,166	1.0
12月末	1,098	△5.8
2019年1月末	1,131	3.0
2月末	1,157	2.3
3月末現在	1,166	0.8

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(14) グローバルバランス型30G

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,176	0.2
2018年4月末	1,190	1.4
5月末	1,179	△0.9
6月末	1,181	0.2
7月末	1,189	0.7
8月末	1,187	△0.2
9月末	1,197	0.8
10月末	1,161	△3.0
11月末	1,169	0.7
12月末	1,135	△2.9
2019年1月末	1,152	1.5
2月末	1,171	1.6
3月末現在	1,176	0.4

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(15) グローバルバランス型30WG

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	992	△ 1.1
2018年 4月末	1,012	0.9
5月末	1,004	△ 0.8
6月末	1,002	△ 0.2
7月末	1,007	0.5
8月末	1,007	0.0
9月末	1,017	1.0
10月末	982	△ 3.4
11月末	989	0.7
12月末	958	△ 3.1
2019年 1月末	972	1.5
2月末	987	1.5
3月末現在	992	0.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(2) 年金バランス型50

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,408	△ 2.9
2018年 4月末	1,468	1.2
5月末	1,455	△ 0.9
6月末	1,443	△ 0.8
7月末	1,452	0.6
8月末	1,451	△ 0.1
9月末	1,484	2.3
10月末	1,404	△ 5.4
11月末	1,416	0.9
12月末	1,340	△ 5.4
2019年 1月末	1,375	2.6
2月末	1,400	1.8
3月末現在	1,408	0.6

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(4) VA日本株式型グロース

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,583	△ 7.2
2018年 4月末	1,763	3.3
5月末	1,730	△ 1.9
6月末	1,713	△ 1.0
7月末	1,732	1.1
8月末	1,711	△ 1.2
9月末	1,801	5.3
10月末	1,629	△ 9.6
11月末	1,646	1.0
12月末	1,483	△ 9.9
2019年 1月末	1,550	4.5
2月末	1,586	2.3
3月末現在	1,583	△ 0.2

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(6) VA米国株式型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	2,318	11.1
2018年 4月末	2,151	3.1
5月末	2,182	1.4
6月末	2,206	1.1
7月末	2,284	3.5
8月末	2,359	3.3
9月末	2,420	2.6
10月末	2,233	△ 7.7
11月末	2,286	2.4
12月末	2,056	△ 10.1
2019年 1月末	2,169	5.5
2月末	2,294	5.8
3月末現在	2,318	1.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

変額個人年金保険（災害10%加算型）

(1) 年金バランス型30

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,230	△ 1.9
2018年 4月末	1,263	0.7
5月末	1,254	△ 0.7
6月末	1,247	△ 0.6
7月末	1,251	0.3
8月末	1,247	△ 0.3
9月末	1,264	1.4
10月末	1,221	△ 3.4
11月末	1,228	0.6
12月末	1,190	△ 3.1
2019年 1月末	1,209	1.6
2月末	1,223	1.2
3月末現在	1,230	0.6

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(3) 年金バランス型70

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,582	△ 4.5
2018年 4月末	1,685	1.8
5月末	1,666	△ 1.1
6月末	1,644	△ 1.3
7月末	1,658	0.9
8月末	1,657	△ 0.1
9月末	1,712	3.3
10月末	1,589	△ 7.2
11月末	1,606	1.1
12月末	1,484	△ 7.6
2019年 1月末	1,537	3.6
2月末	1,574	2.4
3月末現在	1,582	0.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(5) VA日本株式型バリュー

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,876	△ 7.7
2018年 4月末	2,099	3.3
5月末	2,052	△ 2.2
6月末	2,027	△ 1.2
7月末	2,066	1.9
8月末	2,036	△ 1.5
9月末	2,141	5.2
10月末	1,970	△ 8.0
11月末	1,975	0.3
12月末	1,781	△ 9.8
2019年 1月末	1,887	6.0
2月末	1,898	0.6
3月末現在	1,876	△ 1.2

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(7) VA欧州株式型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,609	△ 3.5
2018年 4月末	1,747	4.7
5月末	1,689	△ 3.3
6月末	1,677	△ 0.7
7月末	1,756	4.7
8月末	1,716	△ 2.3
9月末	1,749	1.9
10月末	1,567	△ 10.4
11月末	1,592	1.6
12月末	1,451	△ 8.9
2019年 1月末	1,534	5.7
2月末	1,604	4.6
3月末現在	1,609	0.3

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(8) VA世界債券型 (円ヘッジ有)

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,014	△ 0.4
2018年4月末	1,008	△ 1.0
5月末	1,007	△ 0.1
6月末	1,007	0.0
7月末	1,002	△ 0.5
8月末	999	△ 0.3
9月末	992	△ 0.7
10月末	988	△ 0.4
11月末	990	0.2
12月末	1,000	1.0
2019年1月末	1,002	0.2
2月末	1,001	△ 0.1
3月末現在	1,014	1.3

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(9) VA米国債券型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,125	6.7
2018年4月末	1,070	1.5
5月末	1,071	0.1
6月末	1,086	1.4
7月末	1,088	0.2
8月末	1,094	0.6
9月末	1,110	1.5
10月末	1,098	△ 1.1
11月末	1,103	0.5
12月末	1,092	△ 1.0
2019年1月末	1,083	△ 0.8
2月末	1,103	1.8
3月末現在	1,125	2.0

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(10) VA欧州債券型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,337	△ 4.6
2018年4月末	1,414	0.9
5月末	1,338	△ 5.4
6月末	1,356	1.3
7月末	1,374	1.3
8月末	1,364	△ 0.7
9月末	1,385	1.5
10月末	1,343	△ 3.0
11月末	1,352	0.7
12月末	1,335	△ 1.3
2019年1月末	1,325	△ 0.7
2月末	1,334	0.7
3月末現在	1,337	0.2

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(11) 短期金融市場型BL

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	785	△ 1.5
2018年4月末	796	△ 0.1
5月末	795	△ 0.1
6月末	794	△ 0.1
7月末	793	△ 0.1
8月末	792	△ 0.1
9月末	791	△ 0.1
10月末	790	△ 0.1
11月末	789	△ 0.1
12月末	788	△ 0.1
2019年1月末	787	△ 0.1
2月末	786	△ 0.1
3月末現在	785	△ 0.1

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(12) VA米国REIT型BL

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	2,280	12.1
2018年4月末	2,025	△ 0.4
5月末	2,116	4.5
6月末	2,187	3.4
7月末	2,153	△ 1.6
8月末	2,238	3.9
9月末	2,148	△ 4.0
10月末	2,123	△ 1.2
11月末	2,166	2.0
12月末	1,990	△ 8.1
2019年1月末	2,183	9.7
2月末	2,202	0.9
3月末現在	2,280	3.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(13) VAコモディティ型

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	338	△ 5.3
2018年4月末	374	4.8
5月末	376	0.5
6月末	366	△ 2.7
7月末	361	△ 1.4
8月末	353	△ 2.2
9月末	365	3.4
10月末	358	△ 1.9
11月末	355	△ 0.8
12月末	328	△ 7.6
2019年1月末	333	1.5
2月末	341	2.4
3月末現在	338	△ 0.9

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(14) 年金バランス型スーパー6

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	1,128	0.2
2018年4月末	1,146	1.8
5月末	1,138	△ 0.7
6月末	1,139	0.1
7月末	1,147	0.7
8月末	1,152	0.4
9月末	1,174	1.9
10月末	1,117	△ 4.9
11月末	1,128	1.0
12月末	1,062	△ 5.9
2019年1月末	1,093	2.9
2月末	1,118	2.3
3月末現在	1,128	0.9

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(15) グローバルバランス型30WG

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年3月期末)	993	△ 1.1
2018年4月末	1,013	0.9
5月末	1,005	△ 0.8
6月末	1,003	△ 0.2
7月末	1,009	0.6
8月末	1,008	△ 0.1
9月末	1,018	1.0
10月末	984	△ 3.3
11月末	990	0.6
12月末	959	△ 3.1
2019年1月末	973	1.5
2月末	988	1.5
3月末現在	993	0.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

変額個人年金保険 (元本確保型)

(1) グローバルバランス型40JWG

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,174	△ 1.3
2018年 4月末	1,204	1.2
5月末	1,193	△ 0.9
6月末	1,188	△ 0.4
7月末	1,195	0.6
8月末	1,193	△ 0.2
9月末	1,216	1.9
10月末	1,163	△ 4.4
11月末	1,173	0.9
12月末	1,124	△ 4.2
2019年 1月末	1,147	2.0
2月末	1,166	1.7
3月末現在	1,174	0.7

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

変額個人年金保険 (2011)

(1) グローバルバランス型25JWG

年月	ユニット価格 (円)	騰落率 (%)
(2019年 3月期末)	1,291	△ 0.1
2018年 4月末	1,306	1.1
5月末	1,298	△ 0.6
6月末	1,298	0.0
7月末	1,303	0.4
8月末	1,297	△ 0.5
9月末	1,311	1.1
10月末	1,277	△ 2.6
11月末	1,284	0.5
12月末	1,254	△ 2.3
2019年 1月末	1,270	1.3
2月末	1,285	1.2
3月末現在	1,291	0.5

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

Ⅷ-6. 変額終身保険特約 (特別勘定) の状況

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額終身保険特約 (米ドル)	1,877	5,029	2,793	9,179
変額終身保険特約 (豪ドル)	1,734	4,327	1,947	5,142
合 計	3,611	9,356	4,740	14,322

(2) 変額終身保険特約特別勘定資産の運用の経過

各特別勘定の資産運用の経過は、P132 変額終身保険特約 各特別勘定の現況 (ユニット価格の推移) のとおりです。

(3) 年度末変額終身保険特約特別勘定資産の内訳

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
その他	9,110	100.0	14,210	100.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	9,110	100.0	14,210	100.0

(4) 変額終身保険特約特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
	金額	金額
利息配当金等収入	—	—
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	415	1,254
為替差益	—	212
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	15	15
有価証券売却損	—	—
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	—	—
為替差損	449	178
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	0
収支差額	△ 17	1,305

(5) 変額終身保険特約特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	9,018	415	14,193	1,254

(注) 1. 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。
2. 「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益を含めて記載しています。

② 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2017年度末					2018年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
金銭の信託	9,018	9,018	—	—	—	14,193	14,193	—	—	—

③ デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）
該当はありません。

〈変額終身保険特約 各特別勘定の現況（ユニット価格の推移）〉

変額終身保険特約（16）

(1) グローバルバランス型（米ドル）

年 月	ユニット価格（米ドル）	騰落率（%）
(2019年3月期末)	11.97	10.3
2018年4月末	10.71	△ 1.3
5月末	11.07	3.4
6月末	11.04	△ 0.3
7月末	11.14	0.9
8月末	11.43	2.6
9月末	11.26	△ 1.5
10月末	10.86	△ 3.6
11月末	11.07	1.9
12月末	11.04	△ 0.3
2019年1月末	11.37	3.0
2月末	11.53	1.4
3月末現在	11.97	3.8

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

(2) グローバルバランス型（豪ドル）

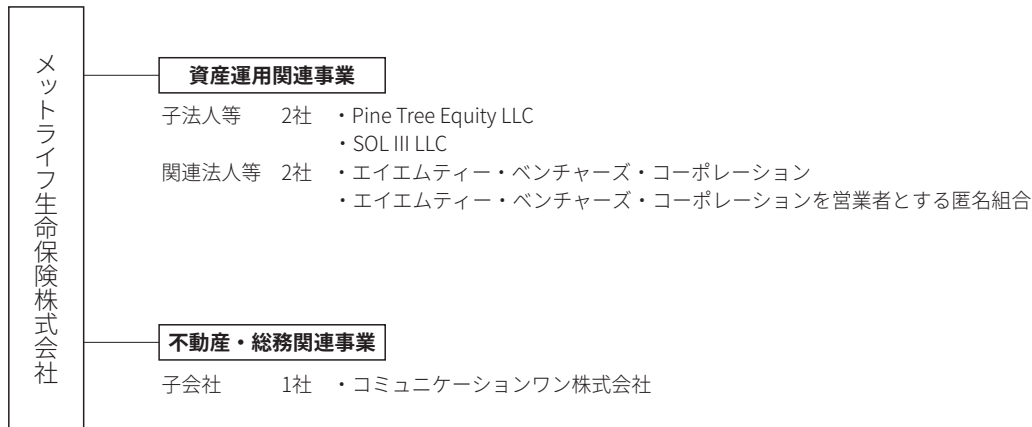
年 月	ユニット価格（豪ドル）	騰落率（%）
(2019年3月期末)	12.02	9.8
2018年4月末	10.81	△ 1.3
5月末	11.16	3.2
6月末	11.13	△ 0.3
7月末	11.24	1.0
8月末	11.53	2.6
9月末	11.35	△ 1.6
10月末	10.95	△ 3.5
11月末	11.15	1.8
12月末	11.12	△ 0.3
2019年1月末	11.44	2.9
2月末	11.59	1.3
3月末現在	12.02	3.7

(注) 騰落率：期末時点のものは前期末比、月末時点のものは前月末比

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

IX-1. 保険会社及びその子会社等の概況（2019年3月31日現在）

(1) 主要な事業の内容及び組織の構成



(注) 子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等（子会社を除く）、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。

(2) 子会社等に関する事項

①子会社

*保険業法第2条第12項に規定する子会社

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	事業の内容	設立年月日	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合
コミュニケーションワン株式会社	長崎県長崎市常盤町1番1号	7百万円	事務、計算、配送等に係る業務及び不動産の賃貸及びそれに付随する業務	2005年10月12日	100.0%	—

②子法人等

*保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等（子会社を除く）

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	事業の内容	設立年月日	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合
Pine Tree Equity LLC	105 Cecil Street, Level 11 The Octagon, Singapore 069534	78百万円 ^(注1)	ファンドへの出資に関する資産運用業務	2003年5月6日	—	—
SOL III LLC	105 Cecil Street, Level 11 The Octagon, Singapore 069534	2,925百万円 ^(注1)	ファンドへの出資に関する資産運用業務	2009年12月18日	—	—

③関連法人等

*保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	事業の内容	設立年月日	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合
エイエムティー・ベンチャーズ・コーポレーション	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、クリケット・スクエア、バウンダリー・ホール、エルギン・アベニュー171私書箱1984号	2百万円	信託受益権の購入及び保有に関する資産運用業務	1999年3月8日	—	—
エイエムティー・ベンチャーズ・コーポレーションを営業者とする匿名組合	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	27,375百万円 ^(注2)	信託受益権の購入及び保有に関する資産運用業務	1999年3月31日	—	—

(注1) 資本金相当額を記載しています。

(注2) 出資金相当額を記載しています。

IX-2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

(1) 直近事業年度における事業の概況

当社および子会社等は、生命保険事業及びそれに付随する資産運用関連事業や不動産・総務関連事業を営んでおります。

ただし、当社は、子会社等の特性並びに規模を考慮し、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことから、連結財務諸表は作成していません。

(2) 主要な業務の状況を示す指標

上記のとおり、連結財務諸表は作成していません。

IX-3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況

上記のとおり、連結財務諸表は作成していません。

2018年度の保険種類別 新契約・保有契約 (ご参考)

保険種類	新契約				保有契約			
	件(人)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	件(人)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
平準定期保険	1,356	0.2	17,153	0.5	81,772	0.9	888,413	2.8
長期平準定期保険	1,230	0.2	42,175	1.2	28,015	0.3	1,087,434	3.5
円建保険金額保証特約付新終身保険(米ドル建)	—	—	—	—	154,762	1.7	857,833	2.7
平準定期保険(リスク細分型)	2,116	0.3	38,685	1.1	32,146	0.4	788,449	2.5
逓減定期保険	—	—	—	—	3,457	0.0	31,395	0.1
逓増定期保険	—	—	—	—	20,793	0.2	752,695	2.4
収入保障保険	21,520	2.8	538,473	15.3	369,105	4.1	6,689,589	21.3
養老保険	1,403	0.2	4,659	0.1	45,721	0.5	185,708	0.6
終身保険	—	—	—	—	120,798	1.3	935,619	3.0
終身保険(無選択型)	—	—	—	—	139,981	1.6	132,925	0.4
生存給付金付終身保険(無選択型)	—	—	—	—	7,513	0.1	7,997	0.0
積立利率変動型一時払終身保険	38,237	4.9	509,312	14.5	90,967	1.0	1,055,306	3.4
積立利率変動型終身保険	181,156	23.3	1,326,108	37.8	1,062,779	11.8	8,820,759	28.1
終身保険(低解約返戻金型)	2,800	0.4	5,301	0.2	625,171	7.0	3,470,556	11.1
一時払終身保険	102,385	13.2	626,063	17.8	315,640	3.5	1,835,912	5.9
積立利率変動型養老保険	5,601	0.7	32,927	0.9	44,079	0.5	226,842	0.7
積立利率変動型生存保障保険	31	0.0	596	0.0	13,685	0.2	86,237	0.3
積立利率変動型保障期間自由設計保険	—	—	—	—	17,363	0.2	146,896	0.5
特定疾病給付定期保険	—	—	—	—	8,300	0.1	30,961	0.1
特定疾病給付終身保険	—	—	—	—	46,786	0.5	194,625	0.6
終身保険(加入限定型)	—	—	—	—	2,064	0.0	5,498	0.0
終身保険(引受基準緩和型)	23,601	3.0	28,132	0.8	234,080	2.6	337,235	1.1
新疾病保険	—	—	—	—	8,200	0.1	4,250	0.0
医療保険	—	—	—	—	226,422	2.5	169,858	0.5
新医療保険	129	0.0	—	—	121,526	1.4	—	—
終身医療保険	—	—	—	—	229,871	2.6	9,382	0.0
新終身医療保険	229,768	29.6	—	—	2,356,738	26.2	—	—
一時払終身医療保険	—	—	—	—	39,943	0.4	230,777	0.7
医療保険(無選択型)	—	—	—	—	15,817	0.2	—	—
医療保険(引受基準緩和型)	—	—	—	—	20,923	0.2	8,689	0.0
終身医療保険(引受基準緩和型)	71,606	9.2	—	—	577,361	6.4	—	—
生存還付給付金付終身医療保険	1,971	0.3	962	0.0	43,367	0.5	24,112	0.1
こども医療保険	—	—	—	—	32,953	0.4	—	—
ガン保険	1,020	0.1	4	0.0	785,062	8.7	38,130	0.1
終身ガン治療保険	88,311	11.4	—	—	587,757	6.5	—	—
傷害保険	51	0.0	—	—	28,382	0.3	—	—
生活習慣病保険	—	—	—	—	364,121	4.1	3,784	0.0
変額保険	—	—	—	—	45,789	0.5	395,728	1.3
介護保険	3,105	0.4	240,166	6.8	13,380	0.1	278,145	0.9
高齢者生存保障保険	—	—	—	—	20,320	0.2	130,670	0.4
その他	—	—	—	—	9	0.0	58	0.0
特約	(36,799)	—	97,754	2.8	(419,426)	—	1,517,447	4.8
個人保険計	777,397	100.0	3,508,477	100.0	8,982,918	100.0	31,379,928	100.0
個人年金保険(収入保障特約,年金支払特約,年金移行特約)	—	—	—	—	7,458	2.6	53,475	3.9
変額個人年金保険	—	—	—	—	35,544	12.3	215,831	15.6
積立利率変動型個人年金保険(米ドル建)	—	—	—	—	6,681	2.3	23,144	1.7
積立利率変動型個人年金保険(米ドル・ユーロ建)	—	—	—	—	18,583	6.4	76,333	5.5
積立利率変動型個人年金保険(米ドル建2005)	—	—	—	—	43,337	15.0	179,866	13.0
個人年金保険(米ドル建09)	18,373	100.0	111,094	100.0	177,487	61.4	838,550	60.4
最低保証付変額生存年金保険	—	—	—	—	119	0.0	694	0.1
個人年金保険計	18,373	100.0	111,094	100.0	289,209	100.0	1,387,897	100.0
団体定期保険	4,754	13.3	753	0.3	350,847	11.7	563,011	19.2
無配当団体定期保険	—	—	—	—	5,081	0.2	12,837	0.4
総合福祉団体定期保険	6,401	17.9	41,433	17.6	430,051	14.3	456,562	15.6
無配当総合福祉団体定期保険	24,666	68.9	192,766	82.0	299,168	10.0	1,550,649	53.0
団体信用生命保険	—	—	—	—	1,878,004	62.7	335,503	11.5
消費者信用団体生命保険	—	—	—	—	33,779	1.1	6,386	0.2
団体保険計	35,821	100.0	234,953	100.0	2,996,930	100.0	2,924,950	100.0
医療保障保険(団体型)	4,107	—	19	—	213,311	—	822	—

(注) 1. 団体保険及び医療保障保険(団体型)の件数欄は、被保険者を表しています。また、医療保障保険(団体型)の金額欄は、入院日額を表しています。
2. 金額については単位数以下を切り捨て、また、%表示については、小数点第2位を四捨五入で処理しています。
3. 構成比については、個人保険、個人年金保険、団体保険の各保険種類群をそれぞれ100%として表示しています。

メットライフ生命の生命保険に関する制度

1. ご加入にあたって

告知義務

告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者の方などには健康状態などについて正しく告知をしていただく義務（告知義務）があります。

告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。この場合、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。ただし、「支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によってはお支払いすることもあります。また、ご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合は、同様に当社はご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合、払込保険料はお返ししません。この場合、解約返戻金があれば、契約者にお支払いします。告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後のご契約であっても詐欺による取消しとなる場合があります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。

責任の開始

お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知および第1回保険料相当額（一時払の場合は、一時払保険料相当額）を当社が受け取った時から、当社は保険契約上の保障を開始します（責任開始）。ただし、商品によっては保障されない期間（不てん補期間）がありますので、「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

お申込みの撤回など（クーリング・オフ制度）

申込者または契約者（以下、申込者など）は、ご契約の申込日またはお申込みの撤回などについて記載した書面（ご契約のしおり）を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、お申込みの撤回など）をすることができます。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

この場合、払込みいただいた金額は申込者などにお返しします。次の場合などには、お申込みの撤回などを行うことができません。

- ・ご契約のお申込みのために医師の診査を受けられた場合
- ・債務履行の担保のための保険契約である場合
- ・契約者が法人である保険契約の場合

2. ご継続にあたって

保険料の払込方法

保険料の払込方法には次の方法などがあり、それぞれ、月払、半年払、年払があります。

1. 口座振替：銀行などの金融機関の口座振替により払込みいただく方法
2. 保険料クレジットカード払：クレジットカードにより払込みいただく方法*
3. 団体扱：勤務先などの団体を通じて払込みいただく方法
※ご利用のクレジットカード、ご利用金額によっては、お取扱いできないことがあります。

また、何年分かの保険料を前もって払込みいただくことにより、保険料を割引く制度があります（保険料の前納）。

保険料払込の猶予期間と失効

保険料は「約款」に記載の払込期月内に払込みいただきます。なお、払込期月内の払込みがない場合でも、以下の猶予期間がありますが、払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います（失効）。

猶予期間

1. 年払・半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
ただし、終身保険（低解約返戻金型）など、商品によっては払込期月の翌月初日から末日までです。

2. 月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで

ご契約が失効してしまったときは

復活

保険料の払込みがないまま効力を失ったご契約でも、失効した時から所定の期間内であれば、会社の定める手続きをとった上でご契約の復活が可能です。この場合、改めて告知が必要となり、ご契約によっては診査も必要です。ただし、解約返戻金を請求された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできない場合があります。

保険料のお支払いが困難になったときは

保険料自動振替貸付

保険料の払込猶予期間を過ぎても払込みのない場合に、解約返戻金額の範囲内で自動的に保険料を立て替えることにより、ご契約を有効に継続させる制度です。

※保険種類によっては、お取扱いできないことがあります。

払済保険への変更

変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険に変更します。変更後は、保険金額が小さくなります。また、払済保険に変更した場合、消滅する特約があります。

※保険種類、契約内容などによっては、お取扱いできないことがあります。

保険金額、給付日額の減額

所定の範囲内で、保障額を減額することによって保険料の払込みを少なくすることができます。

お金がご入用になられたときは

契約者貸付制度

契約者貸付とは、保険期間の途中で資金がご入用のときに、解約返戻金額の一定の範囲内で、ご契約者に一時的に必要な資金をお貸しする制度です。

※保険種類によっては、お取扱いできないことがあります。

現在の保障の見直しをされたいときは

増額・中途付加

現在の契約を増額したり、新しく特約を付加して、保障を大きくすることができ、現在の暮らしにあった保障内容にすることができます。

※保険種類、特約によっては、お取扱いできないことがあります。

3. 保険金・給付金などのお受け取りにあたって

保険金・給付金などがお受け取りいただけない場合

次のような場合には、保険金・給付金などをお受け取りいただけない場合があります。保険商品により異なりますので、詳しくは「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

支払事由に該当しない場合

責任開始時前に生じていた傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当された場合^(*)など、各商品の約款に定める支払事由に該当しないとき

*責任開始時にすでに生じていた障害状態に、責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当されたときを除きます。

免責事由に該当する場合

3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合など、各商品の約款に定める免責事由に該当されたとき

ご契約が失効している場合

保険料の払込みがなく、ご契約が失効したあとに支払事由に該当されたとき

詐欺による取消しに該当する場合

保険契約の締結・復活などに際して、契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき

※取消しの場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻ししません。

不法取得目的による無効の場合

契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的か、または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結・復活などをされたとき

※無効の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻ししません。

解約返戻金

生命保険では、払込みいただく保険料は、一部は死亡保険金などのお支払いに、また、一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、診査、証券作成、維持管理などの経費）にそれぞれあてられます。したがって、ご契約を保険期間の途中で解約されると、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。

特にご契約後経過年数が短い場合は、解約返戻金はまったくないか、あってもごく少額です。

また、商品によっては保険期間を通じて、解約返戻金のないものもあります。

告知義務違反による解除に該当する場合

告知していただいた内容が事実と相違したために、主契約・特約が告知義務違反により解除されたとき

※すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みの免除を取り消します。

重大事由による解除の場合

重大事由に該当し、主契約・特約が解除されたとき
〈例〉

- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂も含みます）
- 保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき（未遂も含みます）
- 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していると認められるとき
- その他上記と同等の重大な事由があったとき

※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

※重大事由が生じた以後に、保険金・給付金などをお支払いしていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みがなかったものとします。

上記に該当する場合でも、保険商品や契約内容などにより解約返戻金などをお支払いできることがあります。

生命保険協会「ディスクロージャー開示基準」項目索引

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革	P78
2. 経営の組織	P76
3. 店舗網一覧	P140
4. 資本金の推移	P82
5. 株式の総数	P82
6. 株式の状況	P82
7. 主要株主の状況	P82
8. 取締役及び監査役（役職名・氏名）	P82
9. 会計参与の氏名又は名称	P83
10. 会計監査人の氏名又は名称	P83
11. 従業員の在籍・採用状況	P83
12. 平均給与（内勤職員）	P83
13. 平均給与（営業職員）	P83

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	P84
2. 経営方針	P4

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	P22
2. 契約者懇談会開催の概況	P84
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	P41
4. 契約者に対する情報提供の実態	P46
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	P46
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	P63
7. 新規開発商品の状況	P12
8. 保険商品一覧	P52
9. 情報システムに関する状況	P13、48
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	P17

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

	P84
--	-----

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	P85
2. 損益計算書	P90
3. キャッシュ・フロー計算書	P91
4. 株主資本等変動計算書	P91
5. 債務者区分による債権の状況	P92
6. リスク管理債権の状況	P92
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	P92
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	P92
保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）（ご参考）	P93

9. 有価証券等の時価情報（会社計）	P93
（有価証券）	P93
（金銭の信託）	P95
（デリバティブ取引）	P96
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	P99
11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	P99
12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	P99
13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	P99
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	P99

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
（1）決算業績の概況	P22
（2）保有契約高及び新契約高	P100
（3）年換算保険料	P100
（4）保障機能別保有契約高	P101
（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	P102
（6）契約者配当の状況	P102
2. 保険契約に関する指標等	
（1）保有契約増加率	P103
（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	P103
（3）新契約率（対年度始）	P103
（4）解約失効率（対年度始）	P103
（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約）	P103
（6）死亡率（個人保険主契約）	P103
（7）特約発生率（個人保険）	P103
（8）事業費率（対収入保険料）	P103
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	P103
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	P103
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	P103
（12）未収受再保険金の額	P104
（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	P104

3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	P104
(2) 責任準備金明細表	P104
(3) 責任準備金残高の内訳	P104
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	P104
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、計算の基礎となる係数	P105
(6) 契約者配当準備金明細表	P106
(7) 引当金明細表	P106
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	P106
(9) 資本金等明細表	P106
(10) 保険料明細表	P106
(11) 保険金明細表	P107
(12) 年金明細表	P107
(13) 給付金明細表	P107
(14) 解約返戻金明細表	P107
(15) 減価償却費明細表	P107
(16) 事業費明細表	P107
(17) 税金明細表	P107
(18) リース取引	P108
(19) 借入金残存期間別残高	P108
4. 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況	P108
(年度の資産の運用概況)	P108
(ポートフォリオの推移)	P109
(2) 運用利回り	P109
(3) 主要資産の平均残高	P110
(4) 資産運用収益明細表	P110
(5) 資産運用費用明細表	P110
(6) 利息及び配当金等収入明細表	P110
(7) 有価証券売却益明細表	P110
(8) 有価証券売却損明細表	P110
(9) 有価証券評価損明細表	P110
(10) 商品有価証券明細表	P110
(11) 商品有価証券売買高	P110
(12) 有価証券明細表	P111
(13) 有価証券の残存期間別残高	P111
(14) 保有公社債の期末残高利回り	P111
(15) 業種別株式保有明細表	P112
(16) 貸付金明細表	P112
(17) 貸付金残存期間別残高	P113
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	P113
(19) 貸付金業種別内訳	P114
(20) 貸付金用途別内訳	P114
(21) 貸付金地域別内訳	P114
(22) 貸付金担保別内訳	P115
(23) 有形固定資産明細表	P115
(有形固定資産の明細)	P115
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	P115
(24) 固定資産等処分益明細表	P115
(25) 固定資産等処分損明細表	P115
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	P116
(27) 海外投融資の状況	P116
(資産別明細)	P116
(地域別構成)	P116
(外貨建資産の通貨別構成)	P117
(28) 海外投融資利回り	P117
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	P117
(30) 各種ローン金利	P117
(31) その他の資産明細表	P117
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(有価証券)(金銭の信託)(デリバティブ取引)	P118
Ⅶ. 保険会社の運営	
1. リスク管理の態勢	P67
2. 法令遵守の態勢	P72
3. 保険業法第二百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	P119
4. 指定生命保険業務紛争解決機関について	P41
5. 個人データ保護について	P48
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	P119
7. 保険金等のお支払いおよびお支払い対象外の状況(ご参考)	P120
Ⅷ. 特別勘定に関する指標等	
1. 特別勘定資産残高の状況	P120
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	P120
(1) 保有契約高	
(2) 資産の運用の経過	
(3) 年度末資産の内訳	
(4) 運用収支状況	
(5) 有価証券等の時価情報	
(有価証券)(金銭の信託)(デリバティブ取引)	
Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況	
1. 保険会社及びその子会社等の概況	P133
2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務	P134
3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況	P134
(ご参考)	
連結ソルベンシー・マージン比率	P93
保険金等のお支払いおよびお支払い対象外の状況	P120
2018年度の保険種類別 新契約・保有契約	P135

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しています。メットライフ生命の経営活動について、皆様のご理解をいただけるよう、情報提供の充実に努めています。

店舗網一覽

(2019年7月1日現在)

店舗網一覽

本社				
東京本社		TEL.03-6658-2000	〒102-8525	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
長崎本社			〒850-0843	長崎県長崎市常盤町1-1 メットライフ生命長崎ビル
			〒130-0012	東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
			〒130-8561	東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
			〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー
支社/エイジェンシーオフィス				
北海道	札幌支社	TEL.011-271-2515	〒060-0042	札幌市中央区大通西4-1-7 新大通ビル6F
	東北北海道LA営業部 北海道LAオフィス	TEL.011-271-2546	〒060-0042	札幌市中央区大通西4-1-7 新大通ビル6F
	札幌中央A/O	TEL.011-222-6808	〒060-0001	札幌市中央区北一条西10-1-15 ベストアメニティ札幌ビル5F
	札幌第一A/O	TEL.011-222-7983	〒060-0001	札幌市中央区北一条西10-1-15 ベストアメニティ札幌ビル5F
	旭川支社	TEL.0166-23-0621	〒070-0034	旭川市4条通10-左7号 アルファ旭川ビル7F
青森県	青森A/O	TEL.017-773-2617	〒030-0802	青森市本町1-3-9 ニッセイ青森本町ビル11F
岩手県	盛岡支社	TEL.019-623-6663	〒020-0062	盛岡市長田町6-7 クリエ21 6F
	杜の都A/O 盛岡サテライトオフィス	TEL.019-623-6551	〒020-0062	盛岡市長田町6-7 クリエ21 6F
宮城県	仙台支社	TEL.022-792-3951	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル18F
	東北北海道LA営業部	TEL.022-792-3978	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル18F
	杜の都A/O	TEL.022-792-3971	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル18F
	仙台青葉A/O	TEL.022-792-3960	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル18F
秋田県	秋田支社	TEL.0263-39-0711	〒010-0001	秋田市中通1-4-32 秋田センタービル3F
	秋田A/O	TEL.018-825-5237	〒010-0001	秋田市中通1-4-32 秋田センタービル3F
福島県	郡山支社	TEL.024-938-0485	〒963-8002	郡山市駅前2-11-1 ビッグアイ16F
	郡山A/O	TEL.024-938-0133	〒963-8002	郡山市駅前2-11-1 ビッグアイ18F
長野県	長野支社	TEL.026-268-1001	〒380-0824	長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル4F
	長野A/O	TEL.026-268-1011	〒380-0824	長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル4F
	しなのA/O	TEL.026-268-1601	〒380-0824	長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル4F
	松本A/O	TEL.0263-39-0711	〒390-0815	松本市深志2-5-2 県信松本深志ビル5F
山梨県	甲府A/O	TEL.055-236-3130	〒400-0031	甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル8F
新潟県	新潟支社	TEL.025-243-2660	〒950-0088	新潟市中央区万代2-3-16 リバービューSD 5F
	新潟A/O	TEL.025-241-2995	〒950-0088	新潟市中央区万代2-3-16 リバービューSD 5F
富山県	富山支社	TEL.076-442-5011	〒930-0008	富山市神通本町1-1-19 いちご富山駅西ビル3F
	富山A/O	TEL.076-442-2633	〒930-0008	富山市神通本町1-1-19 いちご富山駅西ビル3F
石川県	金沢支社	TEL.076-260-2800	〒920-0031	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル1F
	金沢ファーストA/O	TEL.076-260-2840	〒920-0031	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル1F
福井県	福井支社	TEL.0776-32-5010	〒918-8003	福井市毛矢1-10-1 セーレン本社ビル4F
	福井フェニックスA/O	TEL.0776-32-5020	〒918-8003	福井市毛矢1-10-1 セーレン本社ビル4F
茨城県	水戸支社	TEL.029-226-6391	〒310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビル6F
	水戸A/O	TEL.029-226-6271	〒310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビル6F
栃木県	宇都宮支社	TEL.028-651-2119	〒320-0026	宇都宮市馬場通り2-1-1 NMF宇都宮ビル9F
	宇都宮A/O	TEL.028-651-2429	〒320-0026	宇都宮市馬場通り2-1-1 NMF宇都宮ビル9F
群馬県	群馬支社	TEL.027-322-9921	〒370-0849	高崎市八島町265 イノウエビル3F
	高崎A/O	TEL.027-322-9961	〒370-0849	高崎市八島町265 イノウエビル3F
埼玉県	さいたま支社	TEL.048-645-3181	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウィング19F
	首都圏第6LA営業部	TEL.048-645-3230	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウィング19F
	さいたまA/O	TEL.048-645-3191	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウィング19F
千葉県	千葉支社	TEL.043-350-0840	〒261-7105	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト5F
	千葉中央A/O	TEL.043-350-0725	〒261-7105	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト5F
東京都	東京法人第1支社	TEL.03-6870-6760	〒100-0004	千代田区大手町1-1-3 大手センタービル20F
	東京法人第2支社	TEL.03-6870-6920	〒100-0004	千代田区大手町1-1-3 大手センタービル20F
	南青山A/O	TEL.03-6870-6830	〒100-0004	千代田区大手町1-1-3 大手センタービル20F
	霞ヶ関A/O	TEL.03-6870-6440	〒100-0004	千代田区大手町1-1-3 大手センタービル20F
	晴海通A/O	TEL.03-6870-6750	〒100-0004	千代田区大手町1-1-3 大手センタービル20F
	紀尾井町A/O	TEL.03-6870-6720	〒100-0004	千代田区大手町1-1-3 大手センタービル20F
	東京東支社	TEL.03-5203-5981	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル7F
	大手町A/O	TEL.03-5203-5821	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル12F
	銀座A/O	TEL.03-5203-5761	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル5F
	東銀座A/O	TEL.03-5203-5941	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル5F
	築地A/O	TEL.03-5203-5931	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル6F
	汐留A/O	TEL.03-5203-5801	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル4F

※A/Oはエイジェンシーオフィスの略称です。

東京都	東京パーソナルA/O	TEL. 03-5203-5751	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル3F	
	東京ファーストA/O	TEL. 03-5203-5811	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル3F	
	麻布A/O	TEL. 03-5203-5488	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル3F	
	八重洲A/O	TEL. 03-5203-6961	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル5F	
	新丸の内A/O	TEL. 03-5203-4481	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル4F	
	虎ノ門A/O	TEL. 03-5203-4477	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル2F	
	東京ベイA/O	TEL. 03-5203-4480	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル4F	
	大門A/O	TEL. 03-5203-5876	〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1	METLIFE日本橋本町ビル2F	
	東京西支社	TEL. 03-6895-4260	〒105-0004	港区新橋5-11-3	新橋住友ビル7F	
	東京南支社	TEL. 03-5401-4370	〒105-0004	港区新橋5-11-3	新橋住友ビル7F	
	代理店サポート支社	TEL. 03-5611-1121	〒130-8561	墨田区錦糸1-2-4	アルカウエスト18F	
	アライアンスビジネス推進部	TEL. 03-5611-5789	〒130-8561	墨田区錦糸1-2-4	アルカウエスト18F	
	首都圏第1LA営業部	TEL. 03-6866-7150	〒130-8561	墨田区錦糸1-2-4	アルカウエスト20F	
	首都圏第2LA営業部	TEL. 03-6866-7170	〒130-8561	墨田区錦糸1-2-4	アルカウエスト20F	
	首都圏第3LA営業部	TEL. 03-6866-7260	〒130-8561	墨田区錦糸1-2-4	アルカウエスト20F	
	首都圏第4LA営業部	TEL. 03-6866-7270	〒130-8561	墨田区錦糸1-2-4	アルカウエスト20F	
	八王子支社	TEL. 042-642-2050	〒192-0082	八王子市東町9-8	八王子東町センタービル4F	
	甲府A/O 多摩サテライトオフィス	TEL. 042-642-2072	〒192-0082	八王子市東町9-8	八王子東町センタービル4F	
	神奈川県	横浜支社	TEL. 045-285-2710	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町3-1	コンカード横浜14F
		首都圏第5LA営業部	TEL. 045-285-2610	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町3-1	コンカード横浜14F
港横浜A/O		TEL. 045-285-2500	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町3-1	コンカード横浜14F	
横浜シティA/O		TEL. 045-285-2550	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町3-1	コンカード横浜14F	
横浜人材開発室		TEL. 045-285-2650	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町3-1	コンカード横浜14F	
小田原A/O		TEL. 0465-23-6251	〒250-0011	小田原市栄町1-14-52	MANAX 7F	
静岡県		静岡支社	TEL. 054-252-5567	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-7	ニッセイ静岡駅前ビル8F
	首都圏第5LA営業部静岡LAオフィス	TEL. 054-252-5350	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-7	ニッセイ静岡駅前ビル3F	
	静岡A/O	TEL. 054-252-5540	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-7	ニッセイ静岡駅前ビル6F	
	静岡セントラルA/O	TEL. 054-252-5652	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-7	ニッセイ静岡駅前ビル8F	
	浜松支社	TEL. 053-456-7201	〒430-0933	浜松市中区鍛冶町332-1	ヒューリック浜松ビル5F	
	浜松A/O	TEL. 053-452-5501	〒430-0933	浜松市中区鍛冶町332-1	ヒューリック浜松ビル5F	
	浜松シティA/O	TEL. 053-452-5911	〒430-0933	浜松市中区鍛冶町332-1	ヒューリック浜松ビル8F	
	沼津A/O	TEL. 055-962-5185	〒410-0892	沼津市魚町1	サンフロント6F	
愛知県	名古屋支社	TEL. 052-269-7500	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル8F	
	東海LA営業部	TEL. 052-269-7555	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル8F	
	名古屋第二A/O	TEL. 052-269-7701	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル7F	
	名古屋桜通A/O	TEL. 052-269-7661	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル6F	
	名古屋ファーストA/O	TEL. 052-269-7671	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル7F	
	名古屋五城A/O	TEL. 052-269-7611	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル5F	
	中京A/O	TEL. 052-269-7791	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル5F	
	錦城A/O	TEL. 052-269-7691	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8	名古屋平和ビル6F	
	東愛知支社	TEL. 0532-80-5038	〒440-0076	豊橋市大橋通1-68	静銀ニッセイ豊橋ビル4F	
	豊橋A/O	TEL. 0532-55-3120	〒440-0076	豊橋市大橋通1-68	静銀ニッセイ豊橋ビル4F	
岐阜県	岐阜支社	TEL. 058-266-9121	〒500-8833	岐阜市神田町9-27	大岐阜ビル11F	
	岐阜A/O	TEL. 058-263-5191	〒500-8833	岐阜市神田町9-27	大岐阜ビル11F	
三重県	三重支社	TEL. 059-351-0705	〒510-0075	四日市市安島1-2-24	TKビル6F	
	三重A/O	TEL. 059-352-3718	〒510-0075	四日市市安島1-2-24	TKビル6F	
京都府	京都支社	TEL. 075-365-6451	〒600-8421	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1	四条烏丸センタービル7F	
	京都烏丸A/O	TEL. 075-365-2181	〒600-8421	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1	四条烏丸センタービル7F	
	京都シティA/O	TEL. 075-365-6610	〒600-8421	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1	四条烏丸センタービル7F	
	京都四条A/O	TEL. 075-365-2171	〒600-8421	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1	四条烏丸センタービル7F	
大阪府	大阪支社	TEL. 06-6882-7361	〒530-6017	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー17F	
	大阪中央支社	TEL. 06-6882-7381	〒530-6017	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー17F	
	近畿第1LA営業部	TEL. 06-6882-7383	〒530-6017	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー17F	
	近畿第2LA営業部	TEL. 06-6882-7535	〒530-6017	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー17F	
	天満橋A/O	TEL. 06-6882-7531	〒530-6036	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー36F	
	大阪第一A/O	TEL. 06-6882-7571	〒530-6037	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー37F	
	大阪南A/O	TEL. 06-6882-7521	〒530-6036	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー36F	
	大阪都A/O	TEL. 06-6882-7611	〒530-6035	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー35F	
	大阪セントラルA/O	TEL. 06-6882-7501	〒530-6037	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー37F	
	大阪アーバンA/O	TEL. 06-6882-7691	〒530-6036	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー36F	
	大阪桜ノ宮A/O	TEL. 06-6882-7751	〒530-6036	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー36F	

大阪府	大阪梅田A/O	TEL. 06-6882-7781	〒530-6036	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー36F	
	大阪同心A/O	TEL. 06-6882-7891	〒530-6037	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー37F	
	東天満A/O	TEL. 06-6882-7334	〒530-6035	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー35F	
	西天満A/O	TEL. 06-6882-7537	〒530-6035	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー35F	
	大阪ユニバーサルA/O	TEL. 06-6882-7706	〒530-6037	大阪市北区天満橋1-8-30	OAPタワー37F	
	大阪ベイA/O	TEL. 06-7711-4150	〒541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	本町南ガーデンシティ16F	
	大阪スカイA/O	TEL. 06-7711-4210	〒541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	本町南ガーデンシティ16F	
	御堂筋A/O	TEL. 06-7711-4230	〒541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	本町南ガーデンシティ16F	
	大阪城北A/O	TEL. 06-7711-4160	〒541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	本町南ガーデンシティ16F	
	大阪みらいA/O	TEL. 06-7711-4220	〒541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	本町南ガーデンシティ16F	
兵庫県	大阪南支社	TEL. 072-341-6630	〒590-0985	堺市堺区戎島町4-45-1	ポルトス・センタービル11F	
	大阪アーバンA/O 堺中央サテライトオフィス	TEL. 072-341-6620	〒590-0985	堺市堺区戎島町4-45-1	ポルトス・センタービル11F	
	神戸支社	TEL. 078-367-1690	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-3	神戸ハーバーランドセンタービル12F	
	神戸ベイサイドA/O	TEL. 078-367-1735	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-3	神戸ハーバーランドセンタービル12F	
	神戸海岸通A/O	TEL. 078-367-1720	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-3	神戸ハーバーランドセンタービル12F	
	姫路支社	TEL. 079-284-1462	〒670-0913	姫路市西駅前町73番地	姫路ターミナルスクエア5F	
	姫路A/O	TEL. 079-284-0901	〒670-0913	姫路市西駅前町73番地	姫路ターミナルスクエア5F	
	和歌山県	和歌山支社	TEL. 073-425-5411	〒640-8157	和歌山市八番丁11	日本生命和歌山八番丁ビル5F
		和歌山紀州A/O	TEL. 073-425-5346	〒640-8157	和歌山市八番丁11	日本生命和歌山八番丁ビル5F
	滋賀県	滋賀A/O	TEL. 077-565-7931	〒525-0025	草津市西渋川1-1-14	行岡第一ビル5F
奈良県	奈良A/O	TEL. 0742-36-5921	〒630-8115	奈良市大宮町6-3-3	富士火災奈良ビル7F	
鳥取県	山陰支社	TEL. 0859-58-5200	〒683-0812	米子市角盤町2丁目50番	米子中央ビル4F	
岡山県	岡山支社	TEL. 086-222-3191	〒700-0901	岡山市北区本町3-13	イトーピア岡山本町ビル6F	
	中四国LA営業部岡山LAオフィス 岡山A/O	TEL. 086-222-3108 TEL. 086-222-3105	〒700-0901 〒700-0901	岡山市北区本町3-13 岡山市北区本町3-13	イトーピア岡山本町ビル6F イトーピア岡山本町ビル5F	
広島県	広島支社	TEL. 082-249-2771	〒730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22	広島トランヴェールビルディング7F	
	中四国LA営業部 広島第一A/O 広島中央A/O 広島みらい人材開発室	TEL. 082-249-2589 TEL. 082-247-3473 TEL. 082-249-4917 TEL. 082-247-8785	〒730-0031 〒730-0031 〒730-0031 〒730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22 広島市中区紙屋町1-2-22 広島市中区紙屋町1-2-22 広島市中区紙屋町1-2-22	広島トランヴェールビルディング7F 広島トランヴェールビルディング7F 広島トランヴェールビルディング7F 広島トランヴェールビルディング7F	
山口県	山口支社	TEL. 0834-21-4901	〒745-0034	周南市御幸通り1-11	新興ビル4F	
	山口A/O	TEL. 0834-21-5650	〒745-0034	周南市御幸通り1-11	新興ビル4F	
香川県	高松支社	TEL. 087-822-6711	〒760-0017	高松市番町1-6-8	高松興銀ビル8F	
	高松A/O	TEL. 087-822-6511	〒760-0017	高松市番町1-6-8	高松興銀ビル8F	
愛媛県	松山支社	TEL. 089-932-7451	〒790-0003	松山市三番町6-3-4	松山パルビル6F	
	松山A/O	TEL. 089-932-7461	〒790-0003	松山市三番町6-3-4	松山パルビル6F	
福岡県	福岡支社	TEL. 092-282-6007	〒812-0036	福岡市博多区上呉服町10-1	博多三井ビル3F	
	九州LA営業部	TEL. 092-282-5457	〒812-0036	福岡市博多区上呉服町10-1	博多三井ビル3F	
	博多祇園A/O	TEL. 092-282-5539	〒812-0036	福岡市博多区上呉服町10-1	博多三井ビル5F	
	福岡第一A/O	TEL. 092-282-5150	〒812-0036	福岡市博多区上呉服町10-1	博多三井ビル3F	
	福岡第二A/O	TEL. 092-282-5331	〒812-0036	福岡市博多区上呉服町10-1	博多三井ビル5F	
	福岡第三A/O	TEL. 092-282-6235	〒812-0036	福岡市博多区上呉服町10-1	博多三井ビル3F	
	北九州支社	TEL. 093-531-7521	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野2-14-1	KMMビル7F	
	北九州A/O	TEL. 093-522-0021	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野2-14-1	KMMビル7F	
長崎県	西九州支社	TEL. 0942-37-3961	〒830-0017	久留米市日吉町15-60	ニッセイ久留米ビル9F	
	長崎A/O	TEL. 095-828-0241	〒850-0033	長崎市万才町8-22	長崎朝日ビル2F	
熊本県	熊本支社	TEL. 096-359-5641	〒860-0805	熊本市中央区桜町1-20	西嶋三井ビル6F	
	熊本A/O	TEL. 096-359-5600	〒860-0805	熊本市中央区桜町1-20	西嶋三井ビル10F	
	熊本三の丸A/O	TEL. 096-359-5751	〒860-0805	熊本市中央区桜町1-20	西嶋三井ビル6F	
	熊本中央A/O	TEL. 096-359-5629	〒860-0805	熊本市中央区桜町1-20	西嶋三井ビル10F	
大分県	大分支社	TEL. 097-537-2207	〒870-0034	大分市都町3-1-1	大分センタービル5F	
宮崎県	宮崎支社	TEL. 0985-32-6921	〒880-0812	宮崎市高千穂通1-6-38	ニッセイ宮崎ビル8F	
	宮崎A/O	TEL. 0985-38-1115	〒880-0812	宮崎市高千穂通1-6-38	ニッセイ宮崎ビル8F	
鹿児島県	鹿児島支社	TEL. 099-227-1438	〒892-0844	鹿児島市山之口町1-10	鹿児島中央ビル7F	
	鹿児島シティA/O	TEL. 099-223-8461	〒892-0844	鹿児島市山之口町1-10	鹿児島中央ビル6F	
沖縄県	沖縄支社	TEL. 098-864-2674	〒900-0015	那覇市久茂地1-3-1	久茂地セントラルビル5F	

※A/Oはエイジェンシーオフィスの略称です。

コールセンター関連

カスタマーサービスセンター	(生命保険にご加入のお客さま)		0120-881-796 (通話無料)
ファイナンシャルサービスセンター	(年金保険にご加入のお客さま)		0120-313-370 (通話無料)
ファイナンシャルサービスセンター	(金融機関窓口でご加入のお客さま)		0120-056-076 (通話無料)
新東京テレコンサルティングセンター	*電話番号は広告により異なります	〒170-0013	東京都豊島区東池袋1-25-8 タカセビル (8月末閉鎖)
長崎テレコンサルティングセンター	*電話番号は広告により異なります	〒850-0843	長崎市常盤町1-1 メットライフ生命長崎ビル
神戸テレコンサルティングセンター	*電話番号は広告により異なります	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー

セールスオペレーションセンター関連

東北北海道セールスオペレーションセンター	TEL. 022-792-3955	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル18F
東日本セールスオペレーションセンター		〒103-0023	中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル7F
東海セールスオペレーションセンター	TEL. 052-269-7622	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル8F
西日本セールスオペレーションセンター	TEL. 06-6882-7411	〒530-6036	大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー36F
九州セールスオペレーションセンター	TEL. 092-282-5991	〒812-0036	福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビル3F

メットライフ生命保険株式会社

A603-41 (5) 2019.7 Printed in Japan

